

平成 23 (2011) 年版

広島県の男女共同参画に関する年次報告

広 島 県

目 次

平成 23 (2011) 年版の概要	1
広島県の男女共同参画行政の枠組み	2
広島県男女共同参画基本計画 (第 3 次) の施策の体系	3
第 1 部 広島県の男女共同参画の現状	
1 データから見た県の男女共同参画の現状	5
【環境づくり】	5
【人づくり】	17
【安心づくり】	20
2 県の男女共同参画に関する指標	24
第 2 部 平成 22 (2010) 年度に県が実施した主な施策	
1 男女共同参画施策の実施状況	27
【環境づくり】	27
1 働く場における男女共同参画の推進	27
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	32
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	33
【人づくり】	36
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	36
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実	37
3 家庭における男女共同参画の推進	38
【安心づくり】	39
1 生涯を通じた健康と自立の支援	39
2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	41
3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進	43
2 広島県男女共同参画基本計画 (第 3 次) 行動目標フォローアップ一覧	44
第 3 部 平成 18 (2006) ~ 22 (2010) 年度に県が実施した施策	
〔広島県男女共同参画基本計画 (第 2 次) に掲げる具体的施策の推進期間〕	
1 広島県男女共同参画基本計画 (第 2 次) の施策の体系	47
2 広島県男女共同参画基本計画 (第 2 次) 行動目標達成状況一覧	50

第4部 平成23(2011)年度に県が実施しようとする施策

【環境づくり】	53
1 働く場における男女共同参画の推進	53
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	58
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	59
【人づくり】	60
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	60
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実	61
3 家庭における男女共同参画の推進	62
【安心づくり】	63
1 生涯を通じた健康と自立の支援	63
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	67
3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進	70

第5部 市町の取組

1 市町の男女共同参画の取組状況等	71
2 市町における男女共同参画の状況の推移	72
3 市町の議員の状況	73
4 市町の審議会等委員の状況	74
5 市町の職員及び管理職(課長相当職以上)の状況	75
6 市町の男女共同参画行政担当窓口	76

資料編

1 広島県男女共同参画推進条例	77
2 広島県男女共同参画審議会	79
3 広島県男女共同参画基本計画(第3次)(施策の体系)	80
4 広島県男女共同参画施策推進協議会設置要綱	82
5 男女共同参画に関する相談機関・関係機関一覧	84
6 広島県女性総合センター「エソール広島」の概要	86
7 男女共同参画に関する国内外の動き	88

～本書について～

趣 旨

広島県男女共同参画推進条例（平成 13 年条例第 42 号）第 12 条の規定による年次報告として、広島県における男女共同参画の現状及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、広く県民の皆様や事業者等に明らかにするためのものです。

本書を通じて、県民の皆様一人ひとりが、男女共同参画についての理解を一層深めていただき、男女共同参画社会の実現のための資料として、御活用いただければ幸いです。

構 成

第 1 部から第 5 部，及び資料編から構成されており，第 1 部から第 4 部については，広島県男女共同参画基本計画（第 2 次）の施策の体系に沿って，取りまとめています。

- 第 1 部 広島県の男女共同参画の現状
- 第 2 部 平成 22（2010）年度に県が実施した主な施策
- 第 3 部 平成 18（2006）～22（2010）年度に県が実施した施策
- 第 4 部 平成 23（2011）年度に県が実施しようとする施策
- 第 5 部 市町の取組
- 資料編

平成 23（2011）年版の概要

第 1 部 広島県の男女共同参画の現状

「環境づくり」「人づくり」「安心づくり」という三つの基本的な視点ごとに、データから見た本県の現状について、グラフや表を用いて解説しています。

第 2 部 平成 22（2010）年度に県が実施した主な施策

「広島県男女共同参画基本計画（第 2 次）」（平成 18（2006）年 3 月策定）において、具体的施策の推進期間（平成 18（2006）～22（2010）年度）の最終年となる平成 22（2010）年度に県が実施した施策のうち、主なものについて取りまとめています。

1 男女共同参画施策の実施状況

平成 22（2010）年度の実施状況について、「環境づくり」「人づくり」「安心づくり」という三つの基本的な視点ごとに記載しています。

重点的に取り組む項目（重点項目）については、次のとおりです。

重点項目	取組内容
男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができる環境の整備	「働く女性のポジティブ・アクション推進セミナー」の開催状況等を記載しています。
男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができる環境の整備 特に、多様な働き方や、男性も含めた「働き方の見直し」が可能となる環境の整備	「女性の再就職ステップアップセミナー」の開催状況等や、仕事と家庭の両立に取り組む企業を登録し、県のホームページなどでその企業の取組内容を紹介する制度等について記載しています。
男女が共に積極的に子育てに参画できるようにするための支援	「子育て応援イクちゃんサービス」の取組を記載しています。
配偶者からの暴力をはじめとする男女間のあらゆる暴力の防止に向けた取組の推進	配偶者からの暴力に係る相談・自立支援体制を整備するための取組や市町における「配偶者暴力相談支援連絡会」の立ち上げ等の支援について記載しています。

2 基本計画（第 3 次）行動目標フォローアップ一覧

基本計画（第 3 次）（平成 23（2011）年 3 月策定）において目標値を設定している指標について、平成 22（2010）年度の現況値を記載しています。

第 3 部 平成 18（2006）～22（2010）年度に県が実施した施策

「広島県男女共同参画基本計画（第 2 次）」の概要及び同計画において設定した行動目標の達成状況等を掲載しています。

第 4 部 平成 23（2011）年度に県が実施しようとする施策

平成 23（2011）年度に県が実施しようとする施策について、事業概要、予算額及び担当機関を記載しています。

第 5 部 市町の取組

市町における条例制定や男女共同参画計画策定の状況、男女共同参画の状況等を記載しています。

広島県の男女共同参画行政の枠組み

広島県男女共同参画推進条例（平成13年広島県条例第42号）

＜平成13（2001）年12月21日公布，平成14（2002）年4月1日施行＞

【条例の基本理念】 ～ 男女共同参画を進める上で基本となる考え方 ～

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画の機会の確保
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

資料編 77～78 ページ参照

具体化

広島県男女共同参画基本計画

【計画の目標年次】 平成27（2015）年度

【具体的施策の推進期間】

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 第1次（平成15（2003）年2月策定） | 平成15（2003）～17（2005）年度 |
| 第2次（平成18（2006）年3月策定） | 平成18（2006）～22（2010）年度 |
| 第3次（平成23（2011）年3月策定） | 平成23（2011）～27（2015）年度 |

【基本的な視点】

《環境づくり》 ～ しっかりとした環境を創る ～

《人づくり》 ～ 実践する人を創る ～

《安心づくり》 ～ 私たちが安心して暮らすことができる社会を創る ～

【重点項目】

- 男女が家庭や地域社会での生活を大切にしながら，働きたい人が安心して働き続けられるための「仕事と家庭の両立に向けた環境の整備」や「多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備」
- 様々な立場の人に男女共同参画の理解を深めてもらうための多様な機会を通じた「男女共同参画に関する広報・啓発」

総合的推進

広島県男女共同参画審議会

[組織] 知事の附属機関
委員：15人以内

[機能] 知事の諮問に応じ，広島県男女共同参画基本計画の策定・改定や男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策を調査審議

資料編 79 ページ参照

広島県男女共同参画施策推進協議会

[組織] 全庁的な推進体制
会長：環境県民局県民生活部長
副会長：人権男女共同参画課長
委員：各局部幹事課長

[機能] 広島県男女共同参画基本計画に掲げる広範な施策を総合的・積極的に推進

資料編 82～83 ページ参照

広島県男女共同参画基本計画(第3次)の施策の体系

基本的な視点

基本となる施策の方向

環境づくり

しっかりとした環境を創る

1

働く場における男女共同参画の推進

2

地域社会活動における男女共同参画の推進

3

男女共同参画の推進に向けた体制の整備

人づくり

実践する人を創る

1

男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

2

男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

3

家庭における男女共同参画の推進

安心づくり

私たちが安心して暮らす
ことができる社会を創る

1

生涯を通じた健康と自立の支援

2

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進



3


男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

第 1 部

広島県の男女共同参画の現状

(注) コメント欄の  の中には、データやグラフの特徴を記載しています。

データを更新したものには  印を、新たに掲載したものには  印を付けています。

また、 の部分には、参考として全国データを記載しています。

1 データから見た県の男女共同参画の現状

注意事項：百分率の合計については、四捨五入の関係で100.0%にならない場合があります。

環境づくり

■ 労働

1 雇用形態別に見た雇用者数

雇用者のうち「正規の職員・従業員」の割合は女性43.3%、男性72.7%

平成19(2007)年の女性雇用者数は542千人で、男女雇用機会均等法(27ページ参照)施行(昭和61(1986)年)前の昭和57(1982)年と比較すると、25年間で189千人(53.5%)増加しています。

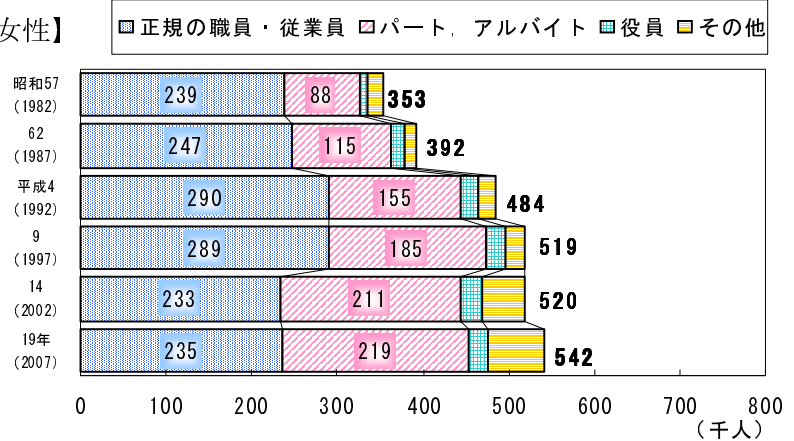
一方、男性雇用者数は721千人で、56千人(8.4%)の増加となっています。

雇用形態別に見ると、平成19(2007)年の正規の職員・従業員の割合では、女性は43.3%で、男性の72.7%を大きく下回っています。

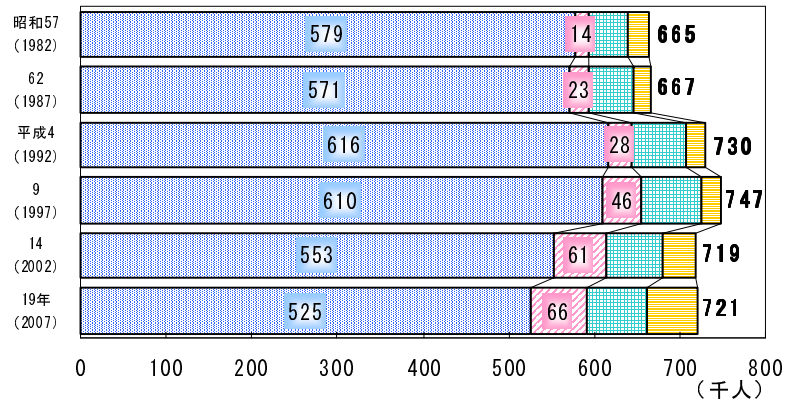
一方、パート、アルバイトとその他(労働者派遣事業所の派遣社員など)の非正規就業者の割合では、女性は52.6%(平成14(2002)年度は50.2%)で、男性の17.5%(平成14(2002)年度は13.8%)を大きく上回っており、男女ともに上昇しています。

雇用形態別に見た雇用者数の推移

【女性】

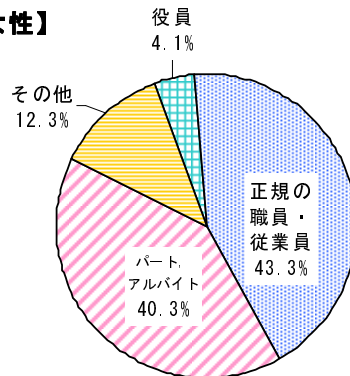


【男性】

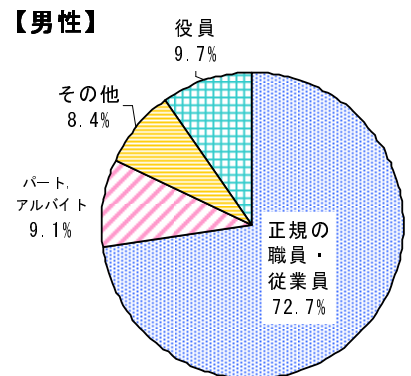


雇用形態別に見た雇用者数の割合[平成19(2007)年]

【女性】



【男性】



(注) 雇用形態：雇用者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他」(労働者派遣事業所の派遣社員など)、「役員」の四つに区分
資料：総務省「就業構造基本調査」

2 労働力率

女性の労働力率は30歳代を谷とするM字カーブ

労働力率は、男性は20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いています。

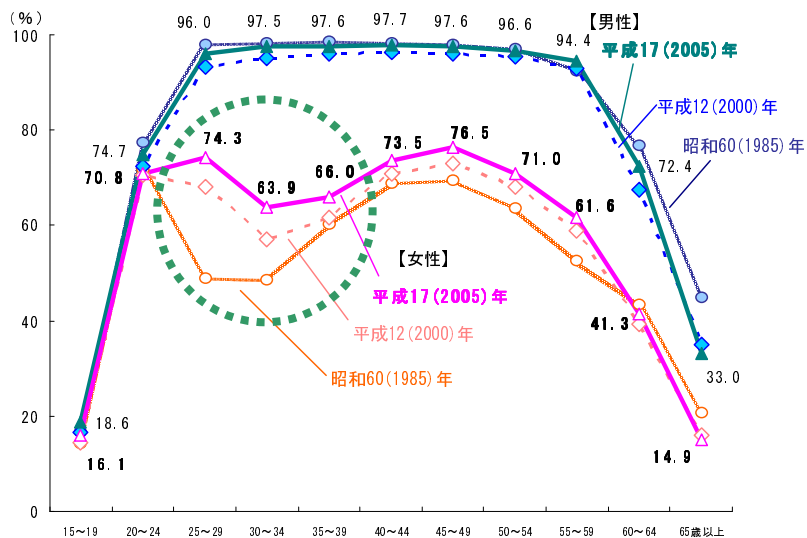
一方、女性は30歳代を谷とするM字カーブを描いています。これは、結婚、出産を契機に職場を離れ、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ人が多く、それがM字カーブの要因となっているものと考えられます。近年、このM字カーブは上方へシフトする傾向にあります。

このことは全国データでも同様の傾向が見られます。

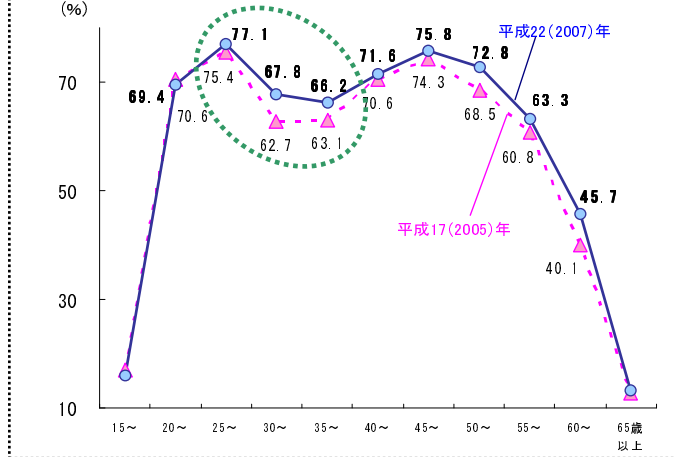
また、女性の労働力率には配偶者の有無で大きな違いが現れています。

育児や介護を理由として退職した労働者のための再雇用制度が整備されている事業所の割合は29.1%となっています。

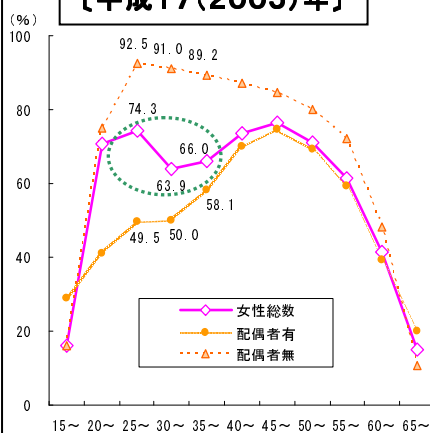
年齢別労働力率



【参考】女性の年齢別労働力率(全国)

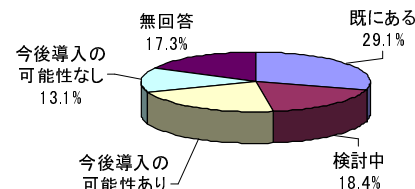


女性の年齢別、配偶関係別労働力率 [平成17(2005)年]



【参考】再雇用制度(育児・介護のため)の導入状況

〔事業主調査〕



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社
資料: 広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成17(2005)年度)

(注) 労働力率: 15歳以上人口に占める労働力人口の割合
平成17(2005)年の労働力率は労働力状態不詳を除いて算出している。

労働力人口 (就業者(休業者を含む)と完全失業者)
15歳以上人口 < 非労働力人口 (主に家事従事者、学生、高齢者等)

資料: 総務省「国勢調査」(女性の年齢別労働力率(全国)は総務省「労働力調査」)

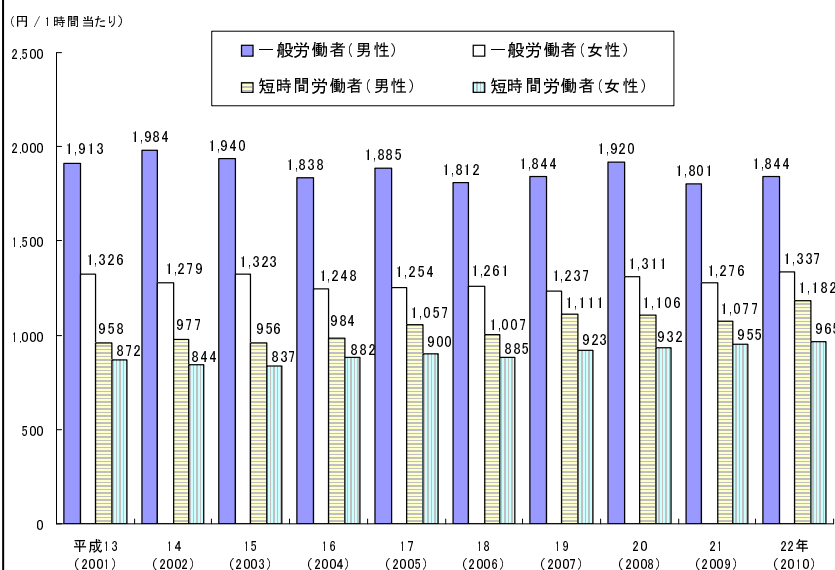
3 労働者の賃金

女性の給与額は男性の72.5%

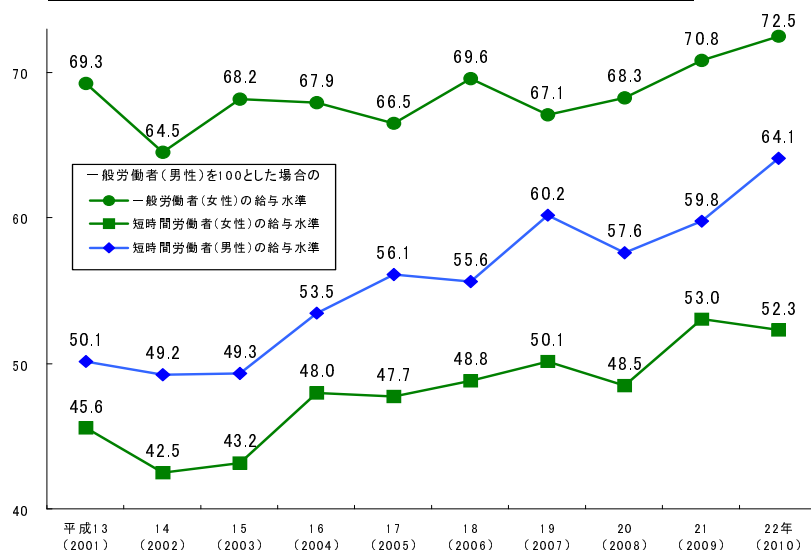
一般労働者（女性）の1時間当たり平均所定内給与額は、平成22（2010）年で一般労働者（男性）の72.5%であり、男女間の差には、依然として開きがあります。

また、一般労働者（男性）と男女の短時間労働者の給与格差について見ると、一般労働者（男性）の給与水準を100としたとき、短時間労働者（女性）は52.3、短時間労働者（男性）は64.1となっています。

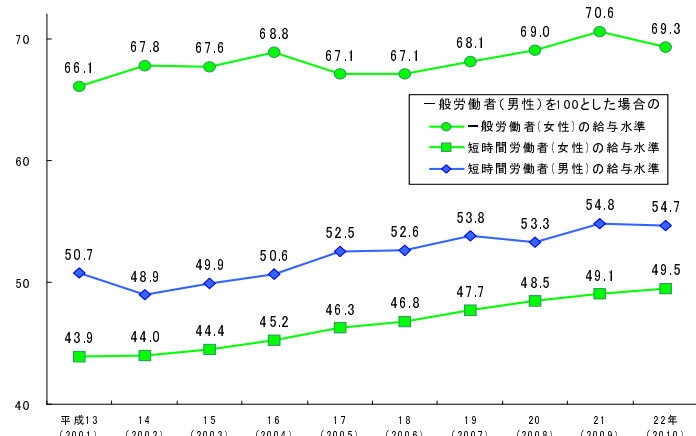
労働者の1時間当たり平均所定内給与額の推移



労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移



【参考】労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移(全国)



(注) 所定内給与額：きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額
1時間当たり平均所定内給与額：

各年6月分として支給された平均所定内給与額を同月の平均所定内実労働時間数で除して算出している。

一般労働者：短時間労働者以外の労働者

短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

職業生活と家庭生活の両立

1 育児・介護休業制度

整備状況

**育児休業制度は56.7%、
介護休業制度は約5割の
事業所で整備**

育児休業制度については56.7%の事業所で、介護休業制度については50.7%の事業所で就業規則等に規定されています。

また、従業員規模の大きい事業所ほど、整備率が高くなっています。

【育児休業】

1歳に満たない子を養育する男女労働者が対象(※)で、子が1歳(一定の場合は1歳6か月)に達するまで取得できます。なお、育児介護休業法の改正により、平成22(2010)年6月30日から、父母がともに育児休業を取得する場合、休業可能期間が1歳2か月に達するまでに延長されました。

(※) 日々雇用される者や、労使協定により除外された一定の範囲の労働者は除きます。

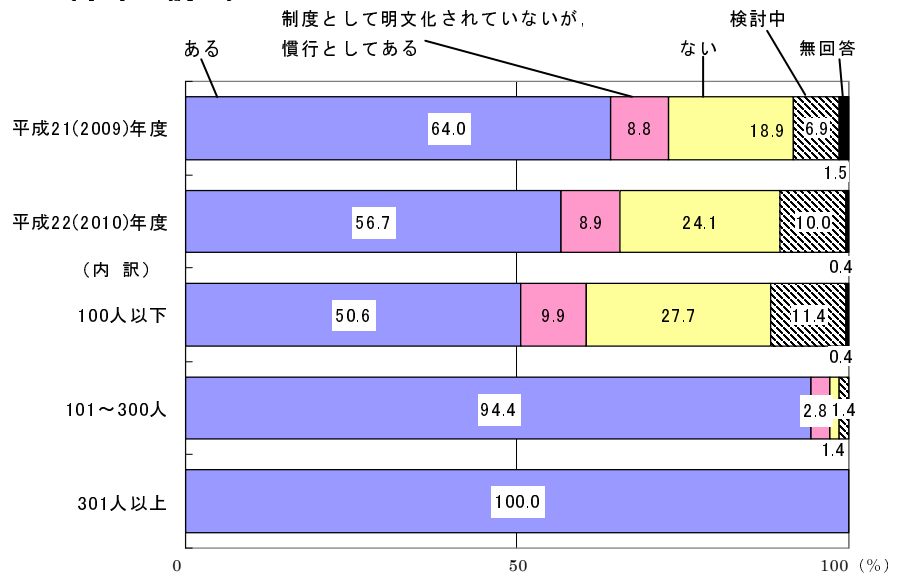
【介護休業】

対象家族(※)を2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする男女労働者が対象で、対象家族1人につき、一の要介護状態ごとに1回、通算して93日を限度として取得できます。

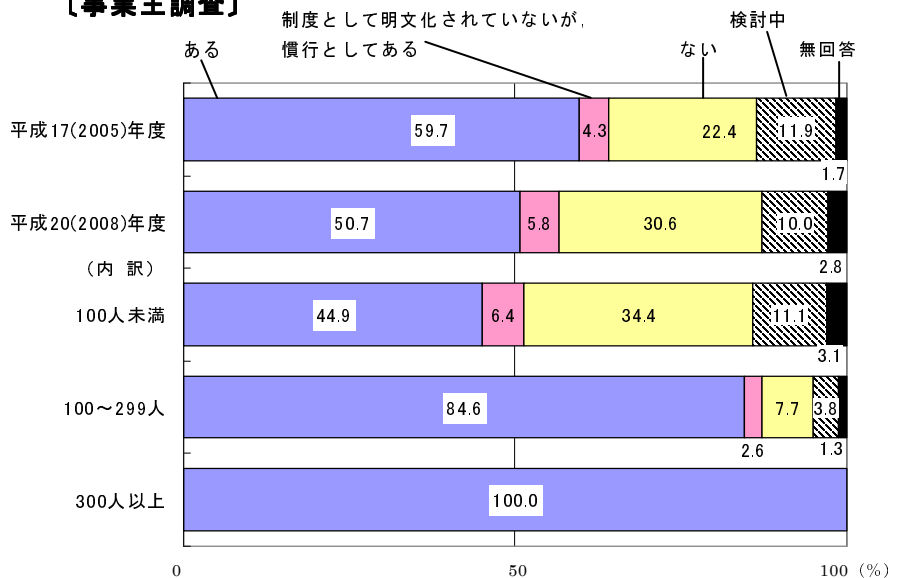
(※対象家族)

配偶者、父母・子・配偶者の父母、労働者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

育児休業制度の規定の有無 【事業主調査】



介護休業制度の規定の有無 【事業主調査】



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成 21 (2009), 22 (2010) 年度)

広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成 17 (2005), 20 (2008) 年度)

【参考】

育児休業制度の規定状況(全国)

平成 20 (2008) 年度 規定あり 66.4%

平成 21 (2009) 年度 規定あり 68.0%

介護休業制度の規定状況(全国)

平成 17 (2005) 年度 規定あり 55.6%

平成 20 (2008) 年度 規定あり 61.7%

(注) 調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうち約 10,000 事業所 (平成 21 (2009) 年度は 5,794 事業所)

資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成 20 (2008), 21 (2009) 年度)

「女性雇用管理基本調査」(平成 17 (2005) 年度)

育児休業の取得状況

育児休業の取得状況は、**女性 85.3%、男性 1.2%**

育児休業の取得状況（対象者数に対する取得者数の割合）については、女性従業員 85.3%、男性従業員 1.2%となっています。

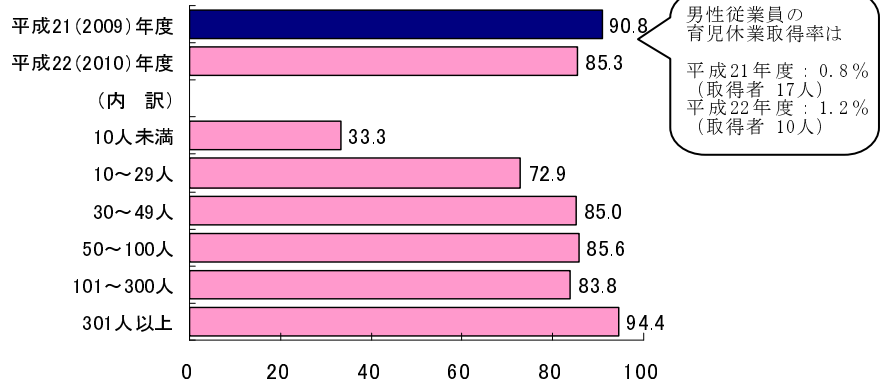
介護休業の利用状況

介護休業の「取得者がいた」と回答した事業主の割合は**3.5%**

介護休業の利用状況については、全事業所のうち「取得者がいた」と回答した事業主の割合は3.5%となっています。

女性従業員の育児休業取得率 【事業主調査】

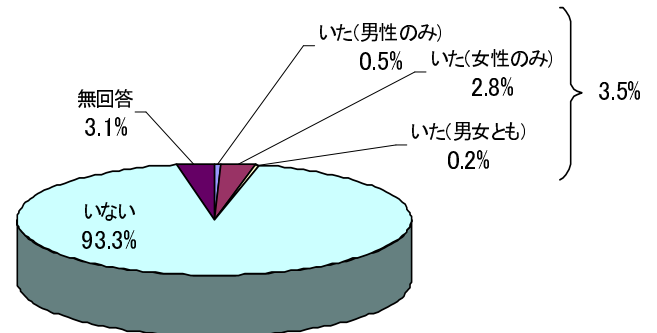
（平成 22（2010）年度：平成 21（2009）年 4 月 1 日から平成 22（2010）年 3 月 31 日までの状況）
（平成 21（2009）年度：平成 20（2008）年 4 月 1 日から平成 21（2009）年 3 月 31 日までの状況）



（注）調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
平成 22（2010）（平成 21（2009））年 6 月 1 日において勤務している従業員で、対象者のうち育児休業を取得した者の割合
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」

介護休業制度の利用状況 【事業主調査】

（平成 19（2007）年 4 月 1 日から平成 20（2008）年 3 月 31 日までの状況）



（注）調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
平成 20（2008）年 6 月 1 日において勤務している従業員で、介護休業を取得した者がいた事業所の割合
資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」（平成 20（2008）年度）

【参考】

育児休業取得率(全国)

平成 19（2007）年度	女性	89.7%	男性	1.56%
平成 20（2008）年度	女性	90.6%	男性	1.23%
平成 21（2009）年度	女性	85.6%	男性	1.72%

介護休業制度の利用状況(全国)

平成 17（2005）年度	1.0%	女性のみ	0.69%
		男性のみ	0.27%
		男女とも	0.04%

（注）調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうちから、産業・規模別に層化して抽出した約 10,000 事業所

育児休業取得率：平成 16（2004）、平成 18（2006）、平成 19（2007）各年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間の出産者又は配偶者が出産した者のうち、翌年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（育児休業開始予定の申出をしている者を含む。）の割合

介護休業制度の利用状況：平成 16（2004）年 4 月 1 日から平成 17（2005）年 3 月 31 日までに介護休業を開始した者がいた事業所の割合

資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」（平成 19（2007）、20（2008）、21（2009）年度）
「女性雇用管理基本調査」（平成 17（2005）年度）

利用希望

制度を利用しない主な理由は、女性では両制度ともに「上司や同僚に気兼ね」、「制度が整備されていない」、「会社でとった例がない」が多く、男性では両制度ともに「子どもの世話／介護をしてくれる人がいる」、「休業中の収入が減少」が多い

女性従業員の65.4%が、今後出産したときに、育児休業制度を「利用しようと思う」と回答していますが、「利用しない」と回答した人も27.9%に達しています。

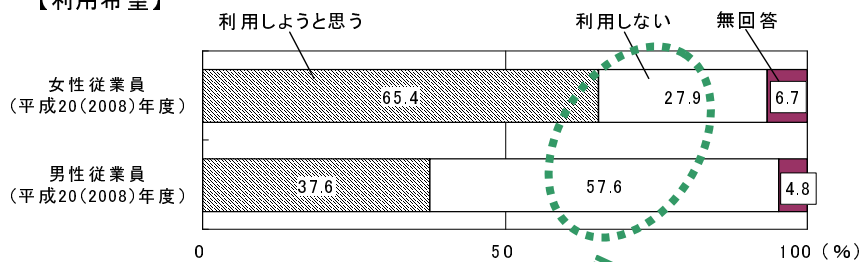
その主な理由としては、「上司や同僚に気兼ね」（34.9%）、「会社の制度が整備されていないので申請しにくい」（28.9%）などをあげています。

一方、男性従業員は、「利用しない」と回答した人が57.6%で、その主な理由としては、「休業中の収入が減少する」（36.9%）、「子どもの世話をしてくれる人がいる」（36.2%）などとなっています。

介護休業制度の利用希望については、女性従業員69.9%、男性従業員60.3%となっています。「利用しない」と回答した人は、女性従業員27.2%、男性従業員35.9%で、その主な理由として、女性従業員は「会社で介護休業をとった例がない」（44.8%）、「上司や同僚に気兼ね」（40.1%）などを、男性従業員は「介護をしてくれる人がいる」（36.1%）、「休業中の収入が減少する」（32.5%）などをあげています。

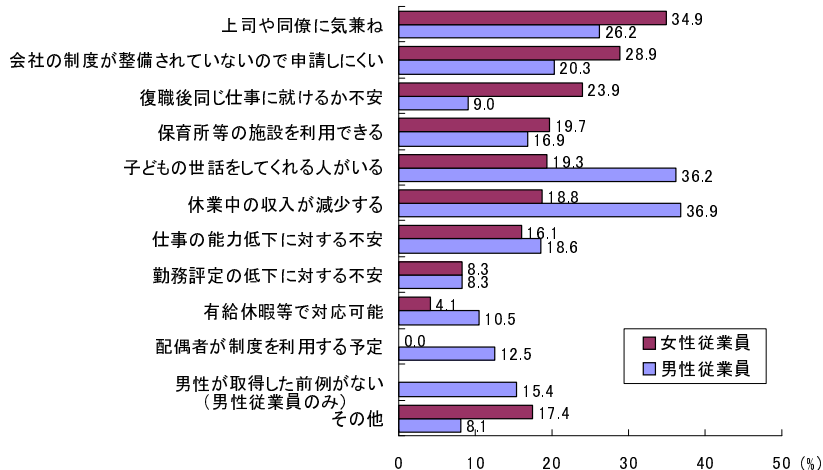
育児休業制度

【利用希望】



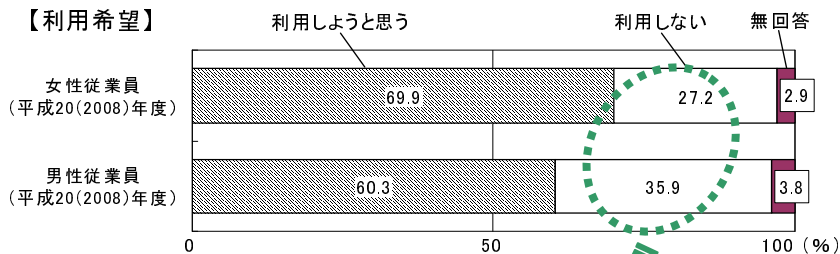
【利用しない理由】

（「利用しない」と回答した従業員）複数回答



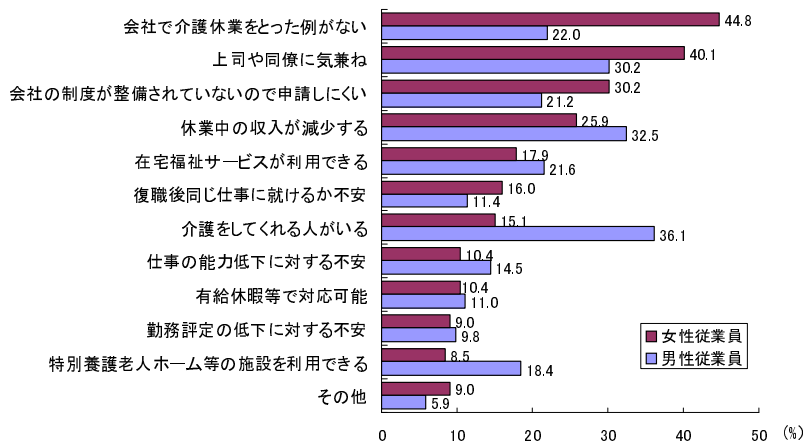
介護休業制度

【利用希望】



【利用しない理由】

（「利用しない」と回答した従業員）複数回答



（注）調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社に勤務する女性従業員、男性従業員各2,500人

資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」

男性の育児休業

男性が育児休業制度を利用することに肯定的な意見は全体の約7割

男性の育児休業制度利用に対して、「当然取得してもよい」(女性従業員 38.6%, 男性従業員 32.3%), 「できれば取得した方がよい」(女性従業員 35.6%, 男性従業員 36.5%) と肯定的な考え方が約7割を占めています。

2 子の看護休暇制度

子の看護休暇制度は36.6%の事業所で整備

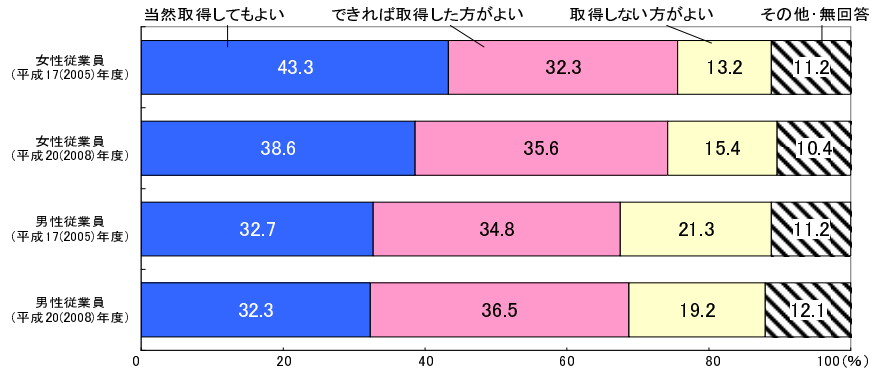
子の看護休暇制度の規定が整備されている事業所の割合は36.6%と、平成17(2005)年度より8.6ポイント増加しています。

また、従業員規模の大きい事業所ほど、整備率が高くなっています。

【子の看護休暇】

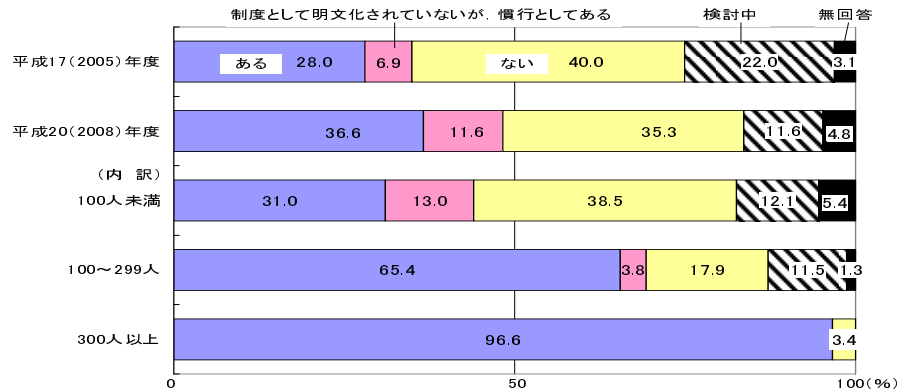
小学校就学前の子を養育する男女労働者が対象で、1年に5日まで病気やけがをした子の看護のために取得できます。平成17(2005)年4月に育児・介護休業法が改正施行され、創設されました。

男性の育児休業制度利用に対する考え



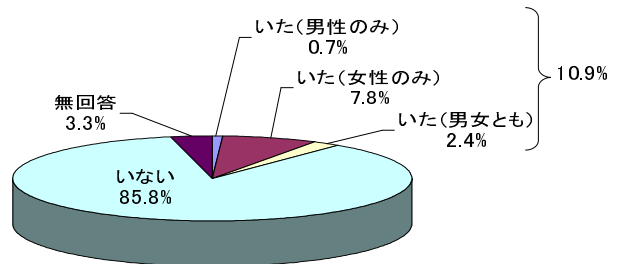
(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員各 2,500 人
資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」

子の看護休暇制度の規定の有無 【事業主調査】



子の看護休暇制度の利用状況【平成20(2008)年度】 【事業主調査】

(平成19(2007)年4月1日から平成20(2008)年3月31日までの状況)



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員各 2,500 人
子の看護休暇制度の利用状況：平成20(2008)年6月1日において勤務している従業員で、子の看護休暇を取得した者がいた事業所の割合
資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」

【参考】

子の看護休暇制度の規定状況(全国)

平成17(2005)年度 規定あり 33.8%
平成20(2008)年度 規定あり 46.2%

子の看護休暇制度の利用状況(全国)

平成17(2005)年度 8.2%
平成20(2008)年度 12.7%

(注) 調査対象は、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所のうち、約10,000事業所の子の看護休暇制度の利用状況：平成17(2005)年10月1日において勤務している従業員で、就学前までの子を持つ労働者がいる事業所のうち、平成17(2005)年4月1日から平成17(2005)年9月30日までに子の看護休暇を取得した者がいた事業所の割合
資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成20(2008)年度)「女性雇用管理基本調査」(平成17(2005)年度)

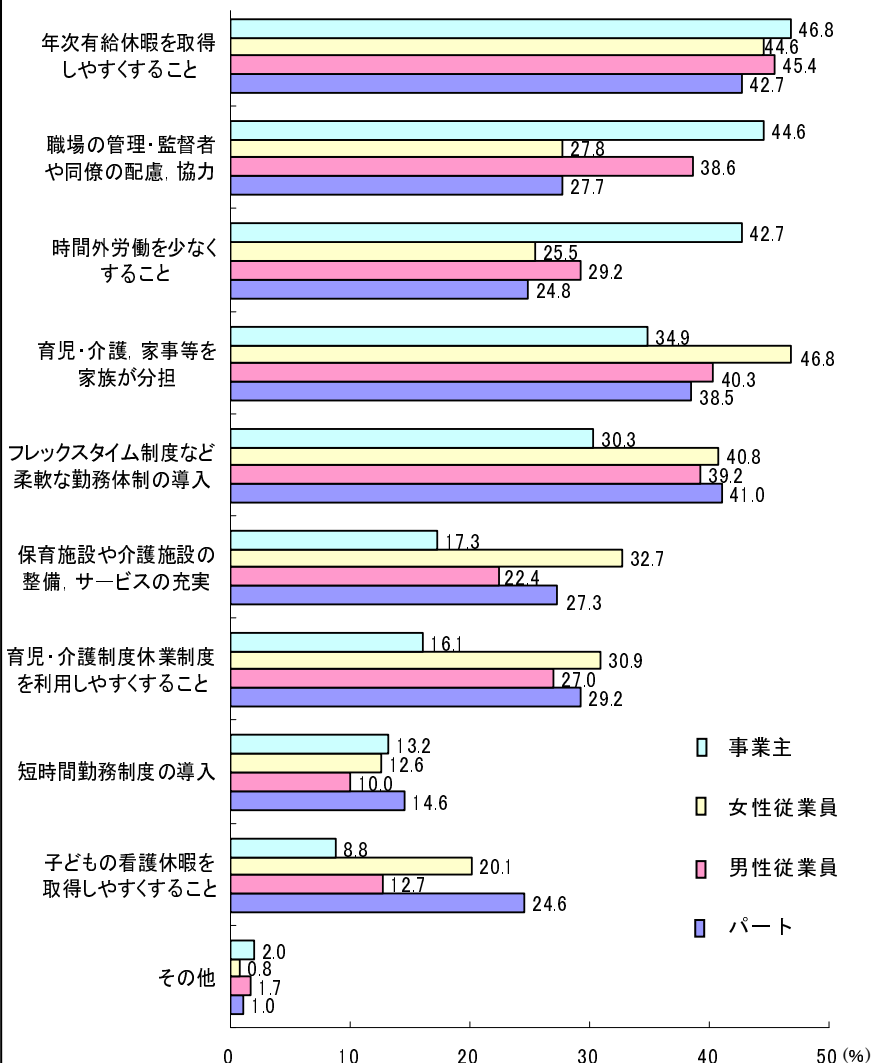
3 仕事と家庭の両立

事業主・従業員ともに重要と考えているのは、年次有給休暇の取得しやすさ

仕事と家庭の両立のために重要なこととして、事業主、男女従業員、パートともに、「年次有給休暇を取得しやすくなること」を上位にあげています。

なお、女性従業員は「育児・介護、家事等を家族が分担」が最も多い回答（46.8%）となっています。

仕事と家庭の両立のために重要なこと 複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人

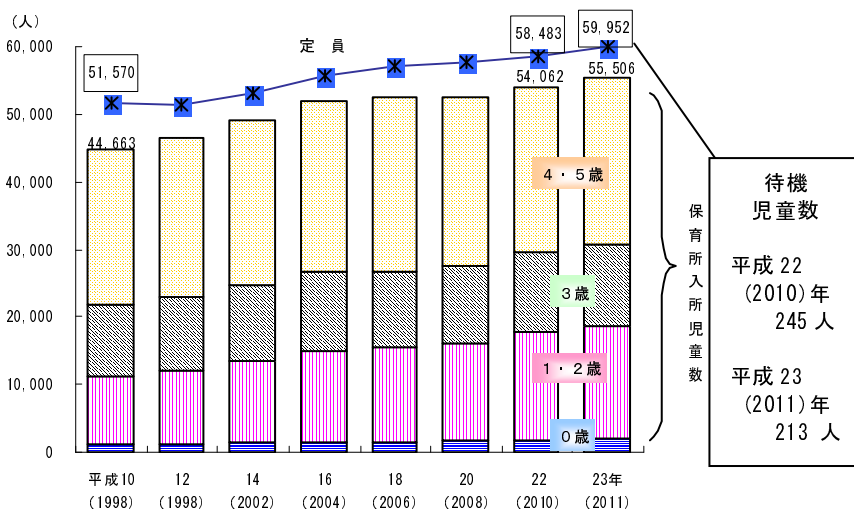
資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成 20 (2008) 年度)

4 保育所入所児童数

入所児童数は増加傾向

平成 23 (2011) 年 4 月 1 日現在の県内の保育所入所児童数は、55,506 人と増加しており、待機児童数は、213 人と減少しています。

保育所入所児童数(年齢別)の推移



(注) 各年 4 月 1 日現在
資料：広島県健康福祉局調べ

■ 社会参画

1 県・市町の議員

女性議員の割合は前年と同程度

平成 22 (2010) 年 12 月 31 日現在の女性議員の割合は、県議会では 4.6% (3 人)、市町議会では 8.8% (48 人) となっています。

2 県・市町の審議会等委員

審議会等における女性委員の割合は増加傾向

政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画を促進するため、県は審議会等（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置している附属機関）委員へ積極的に女性を登用することとしています。

この結果、県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は、「広島県男女共同参画基本計画（第 3 次）」に掲げている平成 27 (2015) 年度の目標値 30.0% に対して、平成 23 (2011) 年 6 月 1 日現在で 29.7% となっています。

また、市町の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は、平成 23 (2011) 年 4 月 1 日現在で 24.6% となっています。

（市町の審議会等委員の状況については 74 ページ参照）

県・市町の議員の状況

[平成 22 (2010) 年 12 月 31 日現在]

区 分	議員総数 (人)	女性議員	
		人数 (人)	割合 (%)
県議会	65 (65)	3 (3)	4.6 (4.6)
市町議会	547 (550)	48 (48)	8.8 (8.7)
市	406 (409)	38 (38)	9.4 (9.3)
町	141 (141)	10 (10)	7.1 (7.1)

(注) 括弧内は前年同期
資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

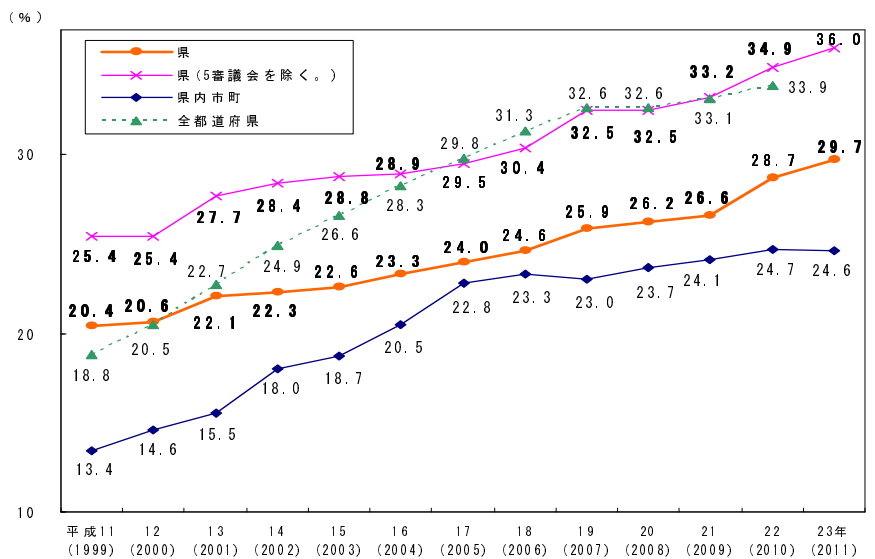
県の行政委員会・審議会等委員の状況

[平成 23 (2011) 年 6 月 1 日現在]

区 分	行政委員会・審議会等数			委員数		
	総数	女性が参画している 委員会・審議会		総数 (人)	女性委員	
		会数	割合 (%)		人数 (人)	割合 (%)
行政委員会 (地方自治法 第 180 条の 5 関係)	9 (9)	7 (7)	77.8 (77.8)	70 (71)	12 (12)	17.1 (16.9)
審議会等	56 (57)	53 (54)	94.6 (94.7)	1,164 (1,192)	346 (342)	29.7 (28.7)
5 審議会※を 除く。	51 (52)	51 (52)	100.0 (100.0)	942 (956)	339 (334)	36.0 (34.9)

(注) 括弧内は前年同期
※ 5 審議会：法令等により構成員の職務分野が指定されている審議会
広島県交通安全対策会議、広島県石油コンビナート等防災本部、
広島県防災会議、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会
資料：広島県人事課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

審議会等における女性委員の割合の推移(全国・県・市町)



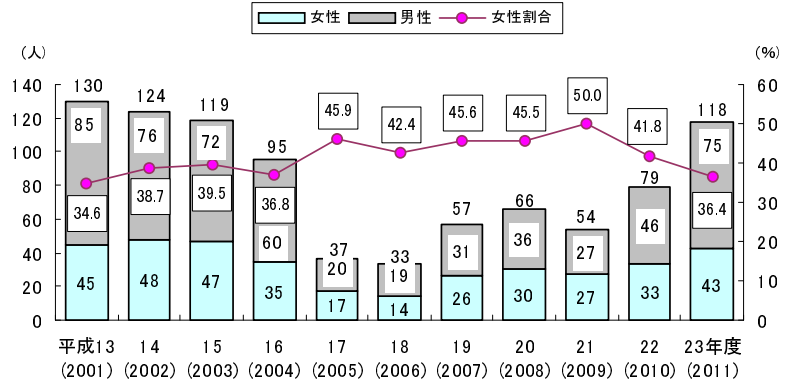
(注) 県は 6 月 1 日現在
市町は 4 月 1 日現在 (ただし、平成 14 (2002) 年・平成 15 (2003) 年は 3 月 31 日現在)
平成 23 (2011) 年の全都道府県の数値は、内閣府が平成 23 (2011) 年度内に公表見込
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、
広島県人事課、広島県人権男女共同参画課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

3 県職員の採用

**県職員の採用者に占める
女性割合は 36.4%**

平成 23 (2011) 年度の県職員の採用者数は 118 人で、女性 43 人 (36.4%)、男性 75 人 (63.6%) となっています。

県職員の採用状況



(注) 各年 4 月 1 日現在

採用者数：大学卒業程度試験，短期大学卒業程度試験，高校卒業程度試験及び身体に障害がある人を対象とした試験による採用者の合計（警察官試験による採用者は含まない。）

資料：広島県人事委員会調べ

4 県・市町の職員及び管理職

**県、市町とも女性管理職の
割合は、長期的には増加
傾向**

平成 23 (2011) 年 4 月 1 日現在の県職員は 6,298 人で、女性職員 1,956 人 (31.1%)、男性職員 4,342 人 (68.9%) となっています。

このうち管理職（課長相当職以上）にある女性職員は 16 人で、全管理職 312 人に占める割合は 5.1%となっています。

また、県内の市町職員は 28,695 人で、女性職員 11,452 人 (39.9%)、男性職員 17,243 人 (60.1%) となっています。

このうち管理職（課長相当職以上）にある女性職員は 307 人で、全管理職 2,588 人に占める割合は 11.9%となっています。

職員及び管理職の状況(全国・県・市町)

[平成 23(2011)年 4 月 1 日現在]

区分		総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)
県	職員数	6,298	1,956	4,342	31.1
	管理職	312	16	296	5.1
市町	職員数	28,695	11,452	17,243	39.9
	管理職	2,588	307	2,281	11.9

(注) 職員数には、教員は含まない。

県の職員数は、知事部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会，企業局及び病院事業局の一般職職員数。なお，平成 19 (2007) 年からは，県立大学教員は含まない。

県の管理職数は，平成 23 (2011) 年からは，課長級以上により集計。

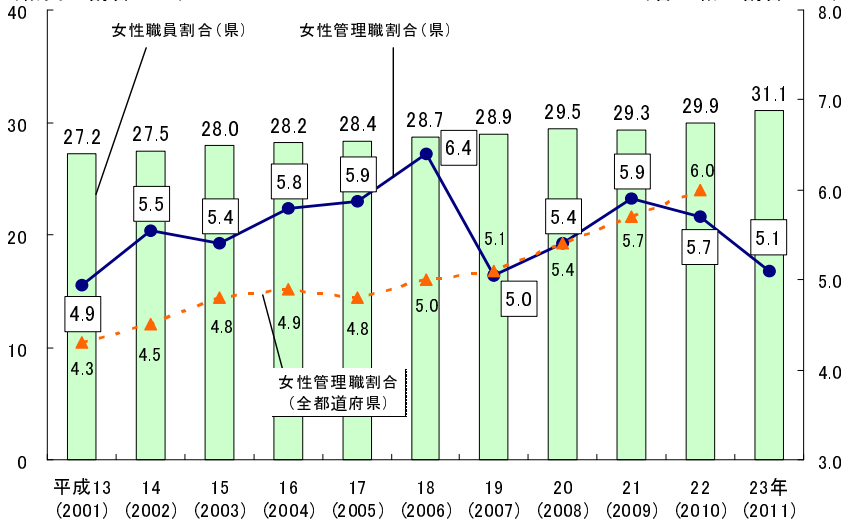
市町の職員数は，市町長部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会等及び公営企業の水道局等の一般職職員数

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」，広島県人事課，広島県人権男女共同参画課，広島県教育委員会調べ

〔 県 〕

(職員の割合：%)

(管理職の割合：%)



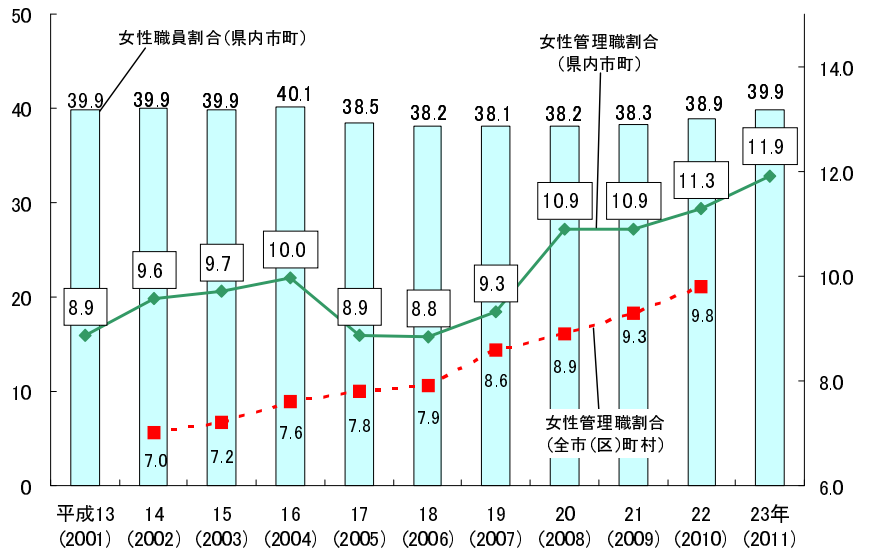
(注) 平成 23 (2011) 年 4 月 1 日現在の全都道府県の女性管理職割合は，内閣府が平成 23 (2011) 年度内に公表見込

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」，広島県人事課，広島県人権男女共同参画課，広島県教育委員会調べ

〔市町〕

(職員の割合：%)

(管理職の割合：%)



(注) 平成23(2011)年4月1日現在の全市(区)町村の女性管理職割合は、内閣府が平成23(2011)年度内に公表見込
全市(区)町村の女性管理職割合は、平成14(2002)年から集計

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県人事課、広島県人権男女共同参画課、広島県教育委員会調べ

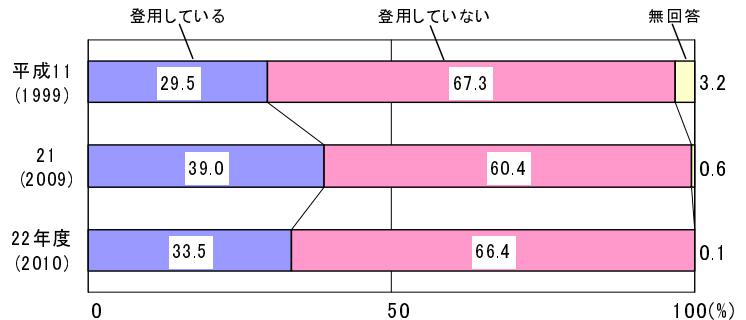
5 県内事業所の管理職

女性管理職を登用している事業所の割合は33.5%、全管理職に占める女性管理職の割合は「20%以上」が最多

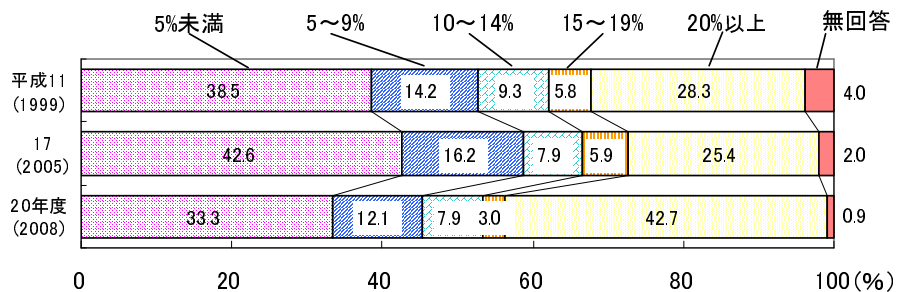
女性を管理職(課長相当職以上)に登用している事業所の割合は33.5%で、平成21(2009)年度の39.0%より5.5ポイント減少しています。

また、全管理職に占める女性管理職の割合は、平成17(2005)年度は「5%未満」が最多(42.6%)でしたが、平成20(2008)年度は「20%以上」が最多の42.7%となっています。

女性管理職の登用状況
〔事業主調査〕



全管理職に占める女性管理職の割合
〔事業主調査〕



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社(平成11(1999)年度は2,000社)
資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」
(平成21(2009)、22(2010)年度は「広島県職場環境実態調査」)

【参考】女性管理職を有する企業割合(全国) 【常用労働者30人以上の企業】

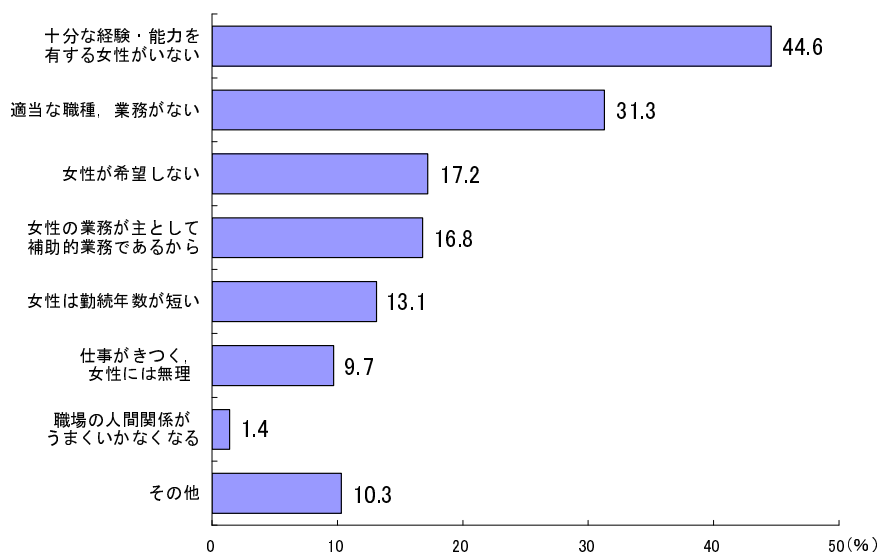
平成21(2009)年度 部長相当職 10.5% 課長相当職 22.0%
平成18(2006)年度 部長相当職 8.8% 課長相当職 21.1%

(注) 調査対象は、本社において常用労働者10人以上を雇用している民間企業のうち5,932企業(平成21年度、18年度は同じく30人以上を雇用している約7,000企業)
資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成21(2009)年度)
「女性雇用管理基本調査」(平成18(2006)年度)

女性を管理職に「登用していない」主な理由は、「十分な経験・能力を有する女性がいらない」、「適当な職種、業務がない」などとなっています。

女性を管理職に登用しない理由 [平成20(2008)年度] 【事業主調査】

(「登用していない」と回答した事業主) 複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」

6 農林水産業における方針決定の場への女性の参画

**農林水産業における
方針決定の場への
女性参画状況は 10%未満**

農林水産業に従事する女性の方針決定の場への参画状況は、農協役員が 4.3%、農業委員が 6.3%、漁協役員が 0.4%などとなっています。

農林水産業における方針決定の場への女性参画状況

[平成 23(2011)年 4月 1日現在]

区 分	総数 (人)	女 性	
		人数 (人)	割合 (%)
農協役員	396 (395)	17 (13)	4.3 (3.3)
農業委員	585 (585)	37 (31)	6.3 (5.3)
指導農業士	55 (56)	2 (2)	3.6 (3.6)
農業士	331 (332)	20 (20)	6.0 (6.0)
漁協役員	812 (827)	3 (3)	0.4 (0.4)

(注) 括弧内は前年同期
資料：広島県農林水産局調べ

■ 意識

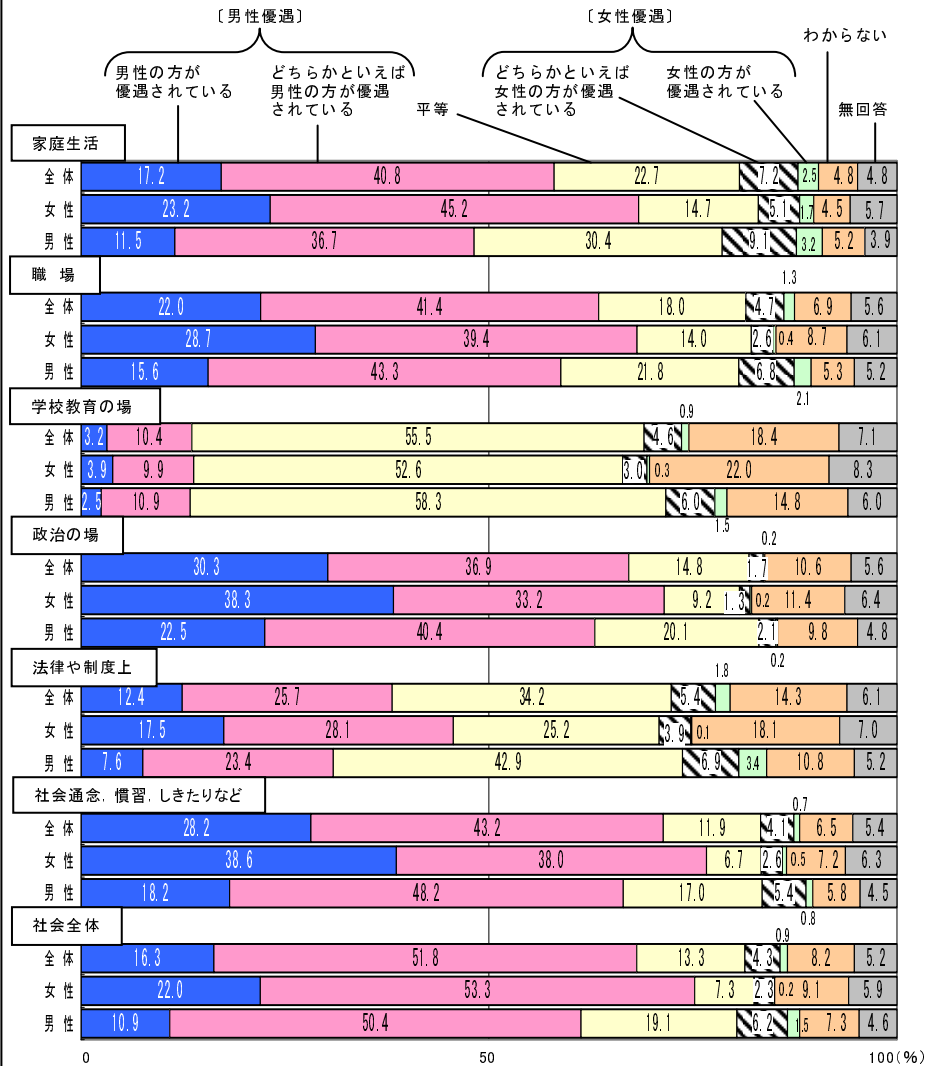
1 男女の地位

「学校教育の場」と「法律や制度上」を除くすべての分野で、[男性優遇]と感じている人の割合が半数以上

男女の地位の平等感について、[平等]と回答した人の割合は「学校教育の場」で55.5%と最も高く、次いで「法律や制度上」(34.2%)、「家庭生活」(22.7%)となっています。

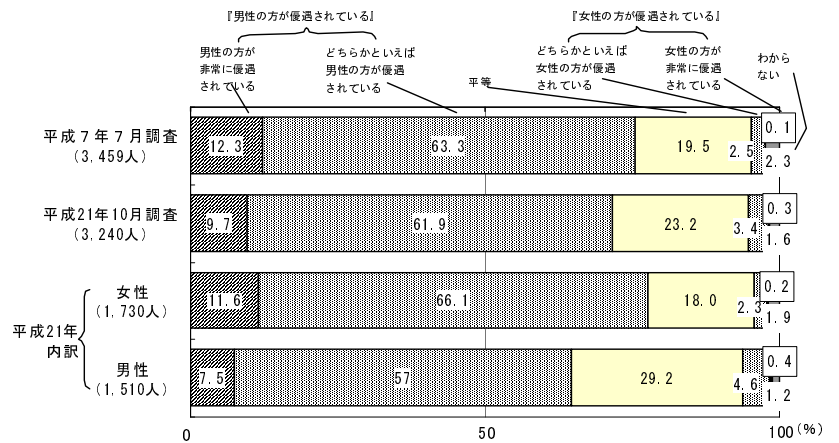
また、[男性優遇]（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合は、「社会通念、慣習、しきたりなど」が71.4%で最も高く、「社会全体」(68.1%)、「政治の場」(67.2%)と続いており、すべての分野で[女性優遇]（「どちらかといえば女性の方が優遇されている」+「女性の方が優遇されている」）を上回っています。

男女の地位の平等感



(注) 調査対象は、県内在住の満20歳以上の県民2,000人
資料：広島県「広島県政世論調査」(平成20(2008)年度)

【参考】社会全体における男女の地位の平等感(全国)



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

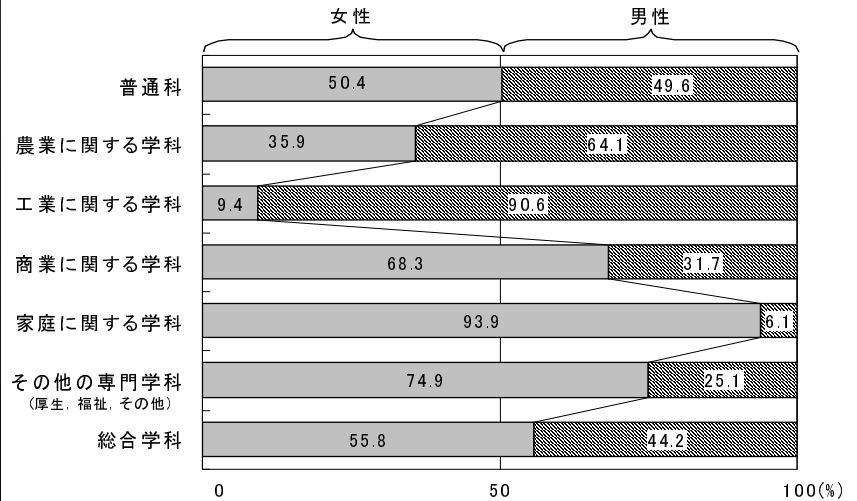
■ 教 育

1 高等学校の生徒

女性は「家庭に関する学科」で、男性は「工業に関する学科」で、割合が最大

学科別に見ると、「家庭に関する学科」で、生徒数に占める女性の割合が 93.9%と最も高く、男性の割合が最も高いのは、「工業に関する学科」の 90.6%となっています。

② 高等学校学科別男女の割合



(注) 国立・公立・私立のすべてを含む。

資料：広島県教育委員会「公立学校基本数」(平成 22 (2010) 年度)

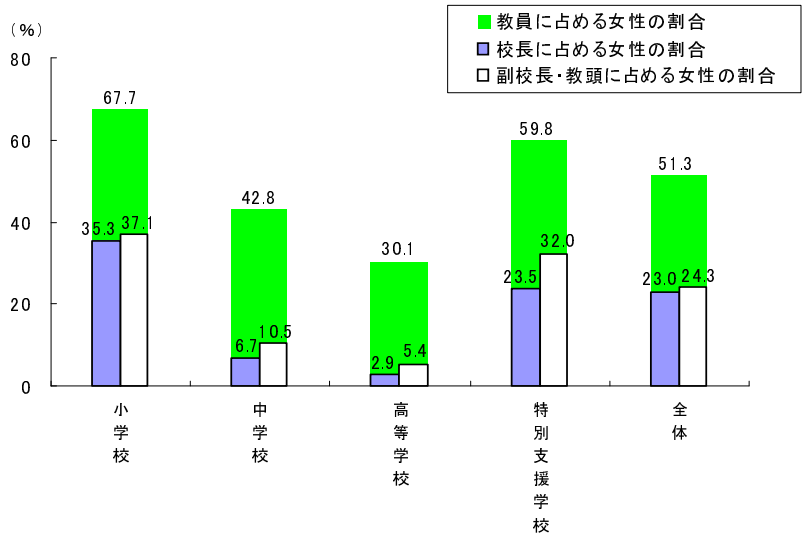
2 教員の状況

**教員数の男女比率はほぼ同率
女性管理職の割合は校長 23.0%、
副校長・教頭 24.3%**

平成 22 (2010) 年度の県内の小・中・高等学校、特別支援学校の教員数は、21,843 人で、女性 11,209 人 (51.3%)、男性 10,634 人 (48.7%) と、男女比率はほぼ同率となっています。

このうち、女性管理職の状況を見ると、校長は 23.0%、副校長・教頭は 24.3%となっています。

② 教員、校長、副校長・教頭に占める女性の割合



区 分	教 員 数			校 長			副校長・教頭 (単位: 人)		
	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
小学校	9,503	6,435	3,068	538	190	348	556	206	350
中学校	5,508	2,359	3,149	240	16	224	276	29	247
高等学校	5,627	1,694	3,933	137	4	133	185	10	175
特別支援学校	1,205	721	484	17	4	13	25	8	17
県全体	21,843	11,209	10,634	932	214	718	1,042	253	789
割合 (%)		51.3	48.7		23.0	77.0		24.3	75.7
【参考】全国	986,172	483,863	502,309	36,865	4,852	32,013	42,385	6,553	35,832
割合 (%)		49.1	50.9		13.2	86.8		15.5	84.5

(注) 国立・公立・私立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の計

資料：文部科学省「学校基本調査報告書」(平成 22 (2010) 年度)

■ 家 庭

1 1日の生活時間

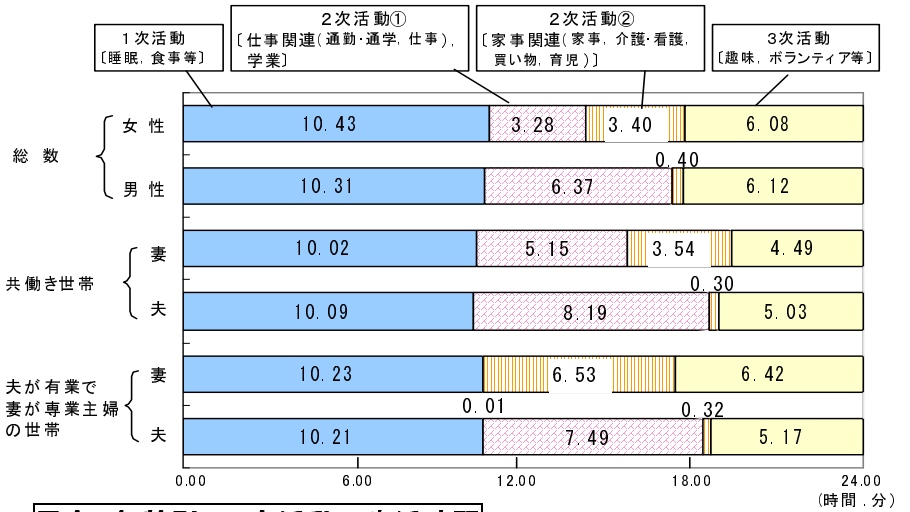
2次活動の時間の使い方では、男性の家事関連の時間は30分程度

県内の男女の1日の行動時間を比較すると、2次活動の時間の使い方では男女間に大きな違いが現れています。

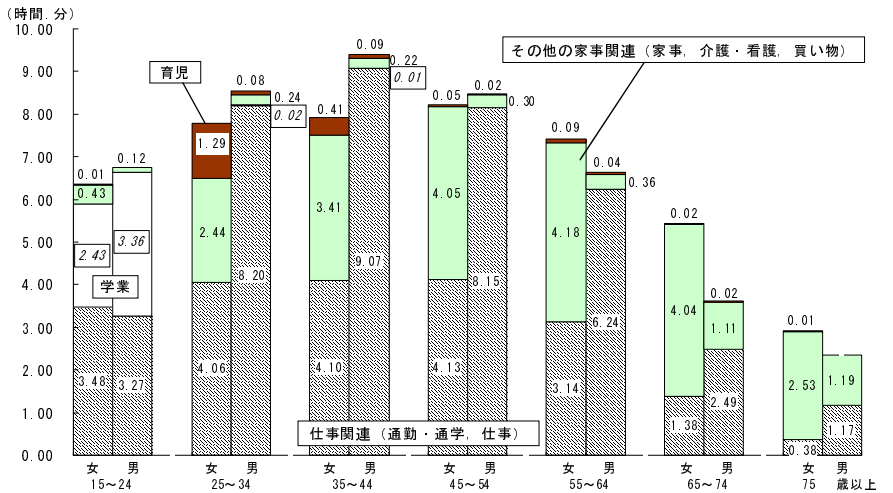
年齢別に見ると、特に25～64歳の各年齢では、男性の家事関連の時間は女性に比べて短く、仕事関連の時間が長くなっています。

- 1次活動：睡眠、食事など生理的に必要な活動
- 2次活動：仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動
- 3次活動：1次、2次活動以外の各人が自由に使える時間における活動

1日の行動の種類別総平均時間数



男女、年齢別の2次活動の生活時間



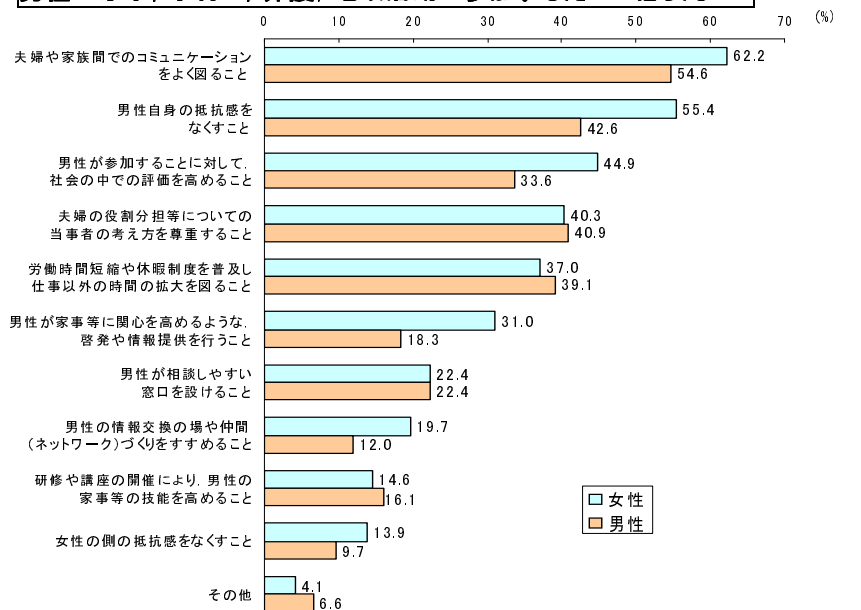
(注) 調査対象は、平成12年国勢調査調査区のうち、県内120調査区の中から無作為に抽出した約1,400世帯に居住する15歳以上の世帯員
資料：総務省「社会生活基本調査」(平成18(2006)年)

2 男性の家事等への参加

「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」と回答した人の割合が最多

男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」と回答した人の割合が男女共に最も高く、次いで、「男性自身の抵抗感をなくすこと」となっています。

男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと



(注) 調査対象は、県内在住の満20歳以上の県民2,000人
資料：広島県「広島県政世論調査」(平成17(2005)年度)

■ 健康

1 母子保健

周産期、乳児及び新生児の死亡率は近年は横ばい傾向

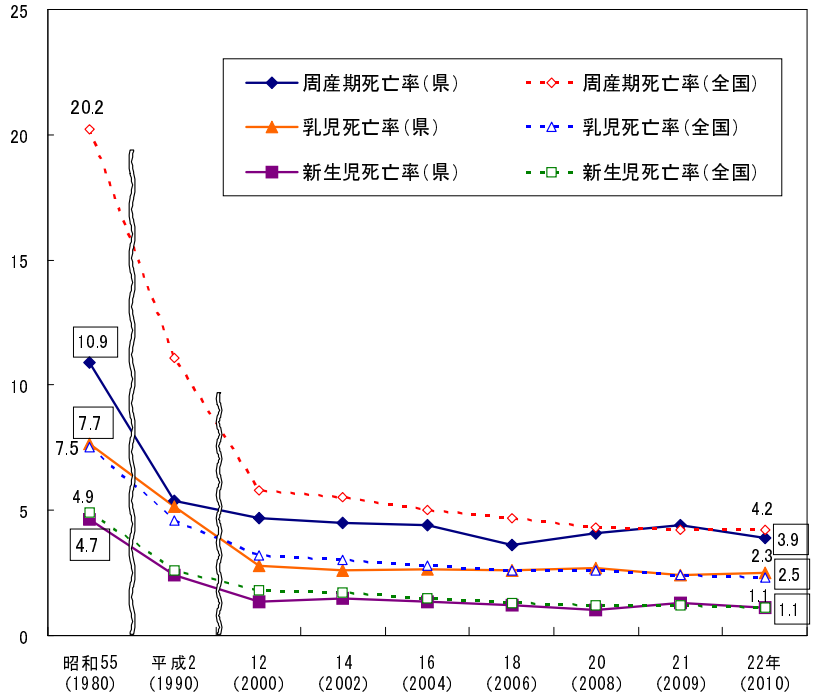
女性は、妊娠や出産の可能性があることから、ライフサイクルを通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。

周産期、乳児及び新生児の死亡率の動向を見ると、いずれの指標も年々減少し、近年では横ばい傾向にあります。

母子保健関係指標の推移

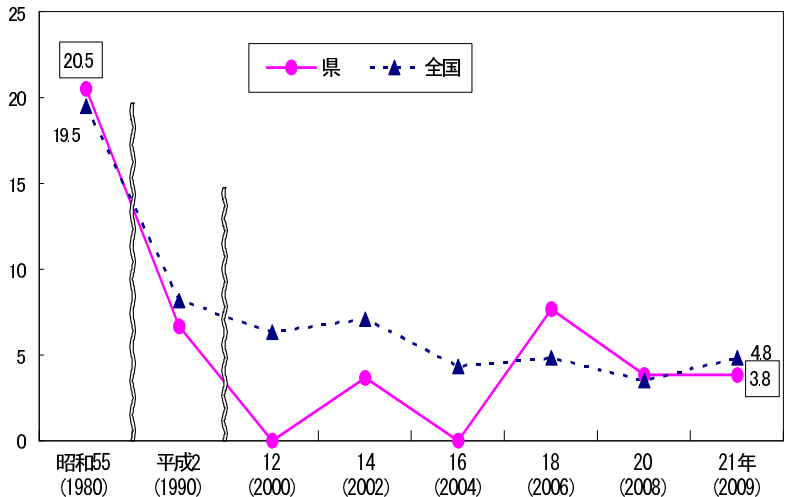
【周産期死亡率、乳児死亡率、新生児死亡率の推移(全国・県)】

(出産千対、出生千対)



【妊産婦死亡率の推移(全国・県)】

(出産0万対)



(注)

周産期死亡率=年間の周産期死亡数(※)÷年間の出産(出生+妊娠満22週以後の死産)数×1,000
 ※妊娠満22週(154日)以後の死産に早期新生児(生後1週未満)死亡を加えたもの。

乳児死亡率={年間の乳児(生後1年未満)死亡数÷年間の出生数}×1,000

新生児死亡率={年間の新生児(生後4週(28日)未満)死亡数÷年間の出生数}×1,000

妊産婦死亡率={年間の妊産婦死亡数(※)÷年間の出産(出生+死産)数(又は年間の出生数)}×100,000

※妊娠中又は妊娠終了後満42日未満で妊娠等が原因の死亡

資料:厚生労働省「人口動態統計」

(平成22(2010)年の数値については「人口動態統計月報年計(概数)」)

男女間の暴力、セクシュアル・ハラスメント

1 相談件数等

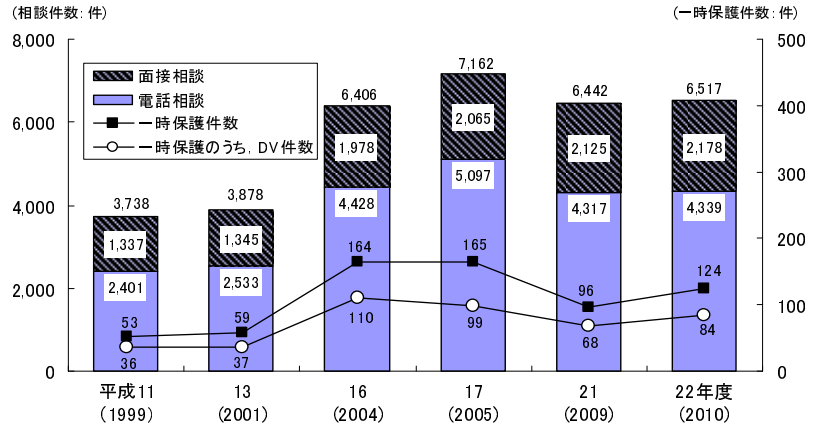
こども家庭センター等における相談件数等は横ばい

こども家庭センター及び婦人相談員設置市における平成22(2010)年度の相談件数は6,517件で、前年度より75件(1.2%)増加しています。相談件数のうち暴力逃避(配偶者等、子、親、その他の親族及びその他の者による身体的、精神的又は性的暴力被害)に関する相談は3,031件で、46.5%を占めています。

また、一時保護は124件で、前年度より28件(29.2%)増加しており、そのうちDV(ドメスティック・バイオレンス。41ページ参照)に関するものは84件で67.7%を占めています。

平成22(2010)年度に広島県女性総合センター「エソール広島」に寄せられた相談は、電話相談が2,075件、面接相談が108件となっています。

こども家庭センター等における女性に関する相談件数等の推移



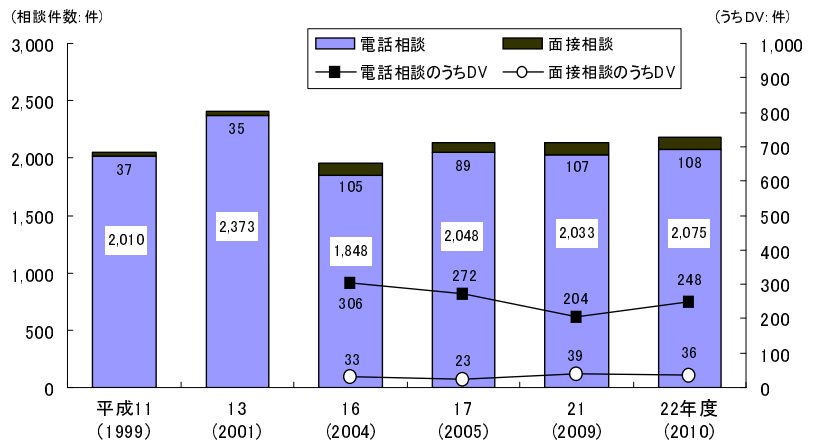
こども家庭センター等における相談件数等の状況(平成22(2010)年度)

区分	件数(件)	割合(%)
面接相談	2,178(2,125)	—
うち暴力逃避	959(850)	44.0(40.0)
電話相談	4,339(4,317)	—
うち暴力逃避	2,072(1,796)	47.8(41.6)
相談合計	6,517(6,442)	—
うち暴力逃避	3,031(2,646)	46.5(41.1)

区分	件数(件)	割合(%)
一時保護	124(96)	—
うちDV	84(68)	67.7(70.8)

(注) 女性に関する相談：売春防止法による女性相談及びDV防止法による配偶者等の暴力相談。男性からのDV相談を含む。
括弧内は前年同期
資料：広島県健康福祉局調べ

「エソール広島」相談事業における件数の推移



「エソール広島」相談事業における件数の状況(平成22(2010)年度)

区分	件数(件)	割合(%)
電話相談	2,075(2,033)	—
うちDV	248(204)	12.0(10.0)
面接相談	108(107)	—
うちDV	36(39)	33.3(36.4)
相談合計	2,183(2,140)	—
うちDV	284(243)	13.0(11.4)

(注) 括弧内は前年同期
資料：(財)広島県女性会議調べ

2 性犯罪

電話相談件数は 33 件

平成 22 (2010) 年の「性犯罪相談 110 番」の電話相談件数は 33 件となっており、前年と比較して、やや減少しています。

3 セクシュアル・ハラスメント

有無と内容

パートを含む女性の 9.4%、男性の 1.8%が「セクハラを受けた」と回答

パートを含む男女従業員とも、それぞれ約 2 割が、セクシュアル・ハラスメント (42 ページ参照) が「あった」、「あったと思う」と回答しています。

また、パートを含む女性従業員の 9.4%、男性従業員の 1.8% が「セクハラを受けた」と回答しており、内容では、女性従業員からは「不必要に身体を触られた」(55.6%) との回答が、男性従業員からは、「性的な話、質問をされた」(57.1%) との回答が最も多くなっています。

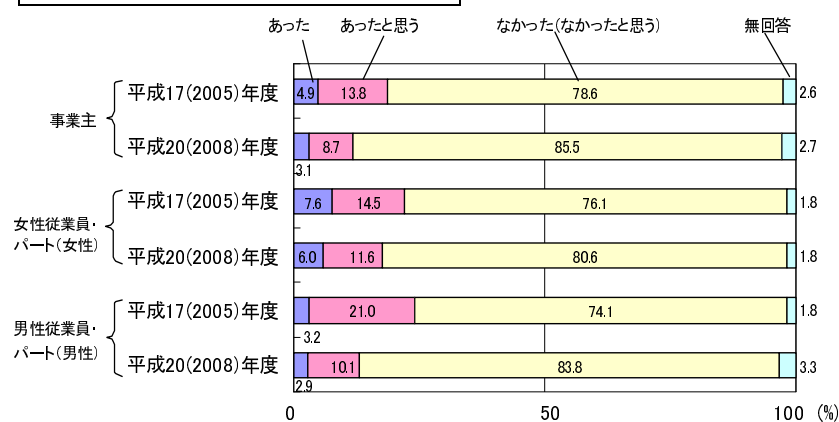
「性犯罪相談110番」の受理件数

[平成 22(2010)年 1 月～12 月計]

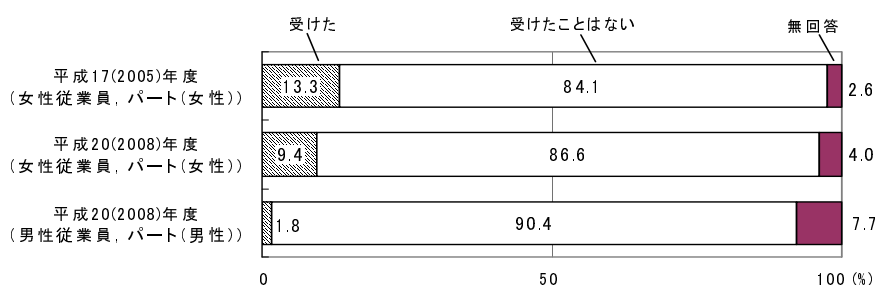
内 容	件 数 (件)	割 合 (%)
性犯罪の被害申告に関するもの	7 (7)	21.2 (20.0)
過去の性犯罪被害の悩みに関するもの	9 (2)	27.3 (5.7)
性的ないやがらせに関するもの	0 (0)	0.0 (0.0)
精神的な悩みに関するもの	0 (0)	0.0 (0.0)
男女の性に関するもの	3 (3)	9.1 (8.6)
事件容疑情報	8 (13)	24.2 (37.1)
つきまとい行為に関するもの	0 (1)	0.0 (2.9)
男女間暴力	1 (1)	3.0 (2.9)
上記以外の相談	5 (8)	15.2 (22.9)
合 計	33 (35)	
	女性	25 (21)
	男性	7 (12)
	不明	1 (2)
		75.8 (60.0)
		21.2 (34.3)
		3.0 (5.7)

(注) 括弧内は前年同期 資料：広島県警察本部調べ

職場におけるセクハラの有無の認識



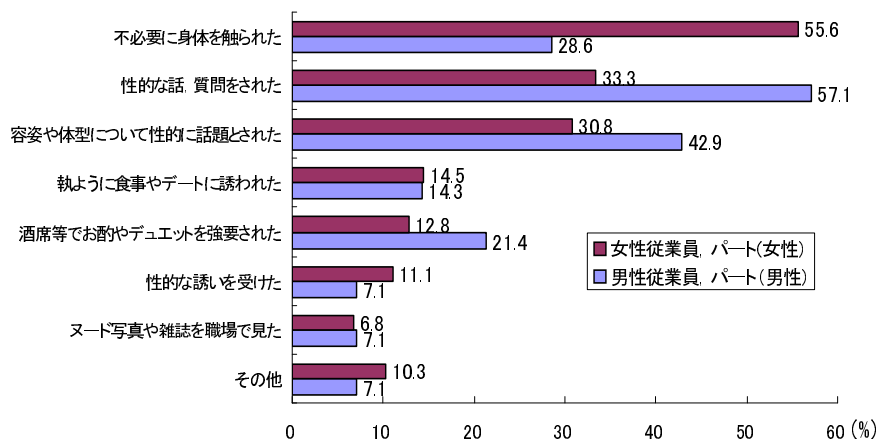
本人のセクハラ被害の有無



セクハラの内容[平成20(2008)年度]

(「セクハラを受けた」と回答した従業員)

複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人
資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」

原因

事業主・従業員ともに、依然として男女や個人に意識の差があることが原因と回答

セクシュアル・ハラスメントが生じる主な原因は、事業主・従業員ともに、「依然として男女や個人に意識の差がある」との回答が最も多く、次いで「性的言動を不快に思うことが分かっていない」、「男性の意識が低い」となっています。

防止対策

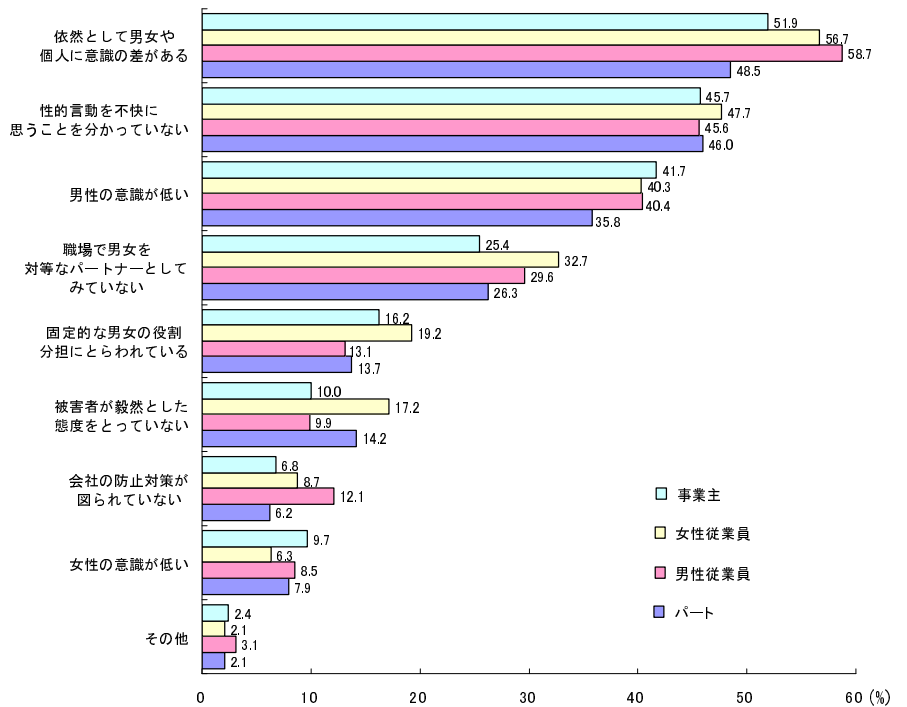
防止対策を講じている事業主の割合は32.8%

事業主は男女雇用機会均等法により、セクシュアル・ハラスメント防止対策を講じるよう定められており、事業主の32.8%が防止対策を講じています。

内容では、「就業規則等への禁止の明文化」が65.8%と最も多く、次いで「相談があった場合の迅速かつ適切な対応」が50.2%となっています。

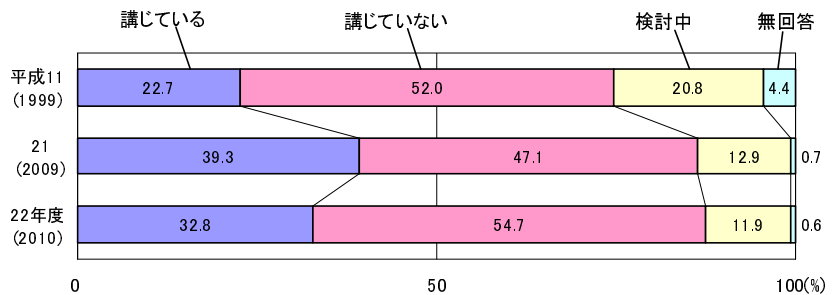
セクハラの原因〔平成20(2008)年度〕

(「セクハラがあった」と回答した事業主、従業員) 複数回答



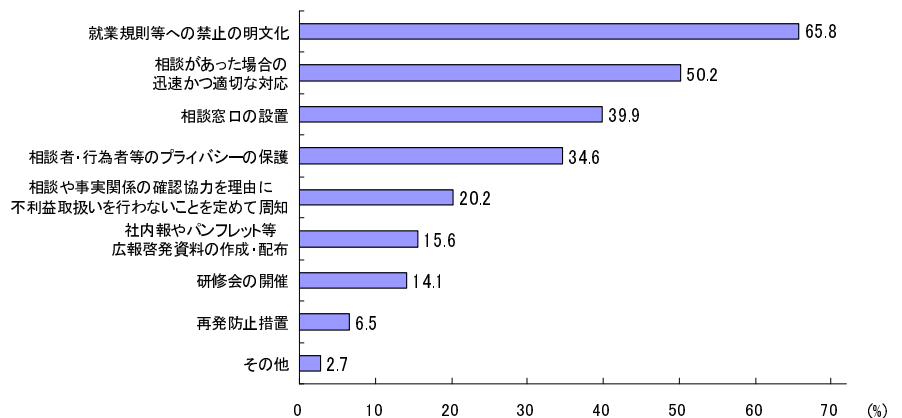
セクハラ防止対策の有無

〔事業主調査〕



セクハラ防止対策の内容〔平成22(2010)年度〕

〔事業主調査〕(「セクハラ防止対策を講じている」と回答した事業主) 複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社(平成11(1999)年度は2,000社)及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各2,500人(平成11(1999)年度は2,000人)

資料: 広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成11(1999), 20(2008)年度)
広島県「広島県職場環境実態調査」(平成21(2009), 22(2010)年度)

2 県の男女共同参画に関する指標

項目	数 値		全国 順位 (注)	調査時点	出 典
	本 県	全 国			
総人口		2,856,308 人	127,057,860 人	12	平成 22 (2010)年 3月 31日 総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
	女 性	1,473,837 人	64,977,425 人	12	
	男 性	1,382,471 人	62,080,435 人	12	
65歳以上人口		669,049 人	28,815,916 人	11	平成 22 (2010)年 3月 31日 総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
	女 性	389,265 人	16,545,072 人	11	
	男 性	279,784 人	12,270,844 人	12	
15歳未満人口		394,635 人	17,054,019 人	12	平成 22 (2010)年 3月 31日 総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
	女 性	192,387 人	8,315,045 人	12	
	男 性	202,248 人	8,738,974 人	12	
世帯数	1,226,633 世帯	53,362,801 世帯	11	平成 22 (2010)年 3月 31日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
1世帯当たり人員	2.33 人	2.38 人	36	平成 22 (2010)年 3月 31日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
3世代同居率	6.8%	8.6%	39	平成 17 (2005)年 10月 1日	総務省 「国勢調査」
平均寿命	—	—	—	平成 17 (2005)年	厚生労働省 「都道府県別生命 表」
女 性	86.27 歳	85.75 歳	8		
男 性	79.06 歳	78.79 歳	13		
平均初婚年齢	—	—	—	平成 22 (2010)年	厚生労働省 「人口動態統 計月報年計」 (概数)
女 性	28.4 歳	28.8 歳	22		
男 性	30.0 歳	30.5 歳	27		
婚姻率 (人口千対)	5.4 人	5.5 人	11		
離婚率 (人口千対)	1.93 人	1.99 人	27		

項目	数 値		全国 順位 (注)	調査時点	出 典	
	本 県	全 国				
出生率 (人口千対)	9.0 人	8.5 人	5	平成 22 (2010)年	厚生労働省 「人口動態統計月報年計」 (概数)	
合計特殊出生率	1.51 人	1.39 人	11			
死亡率 (人口千対)	9.7 人	9.5 人	34			
就業率	56.9%	56.0%	22	平成 17 (2005)年 10月1日	総務省 「国勢調査」	
	女 性	46.4%	45.5%			22
	男 性	68.3%	67.3%			20
共働き率	46.1%	44.4%	29	平成 17 (2005)年 10月1日	総務省 「国勢調査」	
月間総実労働時間数 (事業所規模5人以上)	148.2 時間	144.4 時間	26	平成 21 (2009)年	厚生労働省 「毎月勤労統計調査年報」	
	女 性	131.4 時間	126.2 時間			27
	男 性	161.3 時間	158.5 時間			21
月間現金給与総額 (事業所規模5人以上)	306.6 千円	315.2 千円	7	平成 21 (2009)年	厚生労働省 「毎月勤労統計調査年報」	
	女 性	208.1 千円	205.4 千円			9
	男 性	383.1 千円	400.6 千円			8
平均勤続年数	12.1 年	11.9 年	15	平成 22 (2010)年	厚生労働省 「賃金構造基本統計調査結果(都道府県別速報)」	
	女 性	9.0 年	8.9 年			26
	男 性	13.6 年	13.3 年			9
高等学校等進学率	97.7%	98.0%	41	平成 22 (2010)年度	文部科学省 「学校基本調査報告書」	
	女 性	97.9%	98.3%			40
	男 性	97.4%	97.8%			39
大学等進学率	61.5%	54.3%	4	平成 22 (2010)年度	文部科学省 「学校基本調査報告書」	
	女 性	62.3%	55.9%			5
	男 性	60.8%	52.7%			3

(注) 全国順位は、全都道府県の数値を降順に並べ替えたものの順位である。

第 2 部

平成 22 (2010) 年度に 県が実施した主な施策

1 男女共同参画施策の実施状況

環境づくり

重点項目

- 男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができる環境の整備
- 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができる環境の整備
特に、多様な働き方や、男性も含めた「働き方の見直し」が可能となる環境の整備

1 働く場における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- ^{※1}積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に向けた啓発、具体的なモデルや成果の普及啓発
- ^{※2}次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の促進
- 事業主に対する、労働条件の整備や育児・介護休業の取得など働きやすい職場環境の整備・推進に向けた啓発
- 育児・介護休業等からの職場復帰者への支援や育児、介護等を理由とした退職者の再就職に向けた支援の充実

（1）男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

平成 22(2010) 年度の実施状況

- 職場における昇進・昇格等の男女間の格差を是正し、女性が十分に能力を発揮できる職場環境づくりを促進するため、事業主や人事労務担当者等を対象とした働く女性のポジティブ・アクション推進セミナーを開催しました。（商工労働局）

<「働く女性のポジティブ・アクション推進セミナー」開催状況>

開催日	開催地	参加者数（人）
平成 22（2010）年 6 月 28 日	広島市	114

※1 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では、男女労働者の間に事実上生じている差がある場合、それを解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組のことをいう。

※2 次世代育成支援対策推進法：地方公共団体及び一定の事業主に対して、次世代育成支援対策（少子化対策）を平成 17（2005）年度から 10 年間で集中的・総合的に推進するための事業主行動計画の策定を義務付けた法律。なお、平成 20 年（2008）の改正により、平成 23 年（2011）4 月から、義務付けとなる企業規模が、常時雇用する労働者 301 人以上から 101 人以上に拡大された。

(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備

平成 22(2010) 年度の実施状況

- 次世代育成支援対策を総合的に推進していくため、^{※3}「みんなで育てるこども夢プラン」に掲げる施策を積極的に推進しました。(健康福祉局)(商工労働局)

(具体的な取組)

- ・ ^{※4}育児・介護休業法等の周知徹底を図るとともに、「両立支援企業応援コーナー」において、一般事業主行動計画の策定・実施を支援しました。(商工労働局)
- ・ 仕事と家庭の両立に取り組む企業を登録し、県のホームページなどでその内容を紹介しました。(登録マーク)

また、行政施策の基礎資料とするため、次世代育成支援社会の実現に向けた企業の取組状況等を調査しました。

(商工労働局)



- ・ 仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を促進するため、仕事と家庭を考える月間(10月)に事業主等を対象とした両立支援対策セミナーを開催しました。(商工労働局)

< 「両立支援対策セミナー」開催状況 >

開 催 日	開 催 地	参加者数 (人)
平成 22 (2010) 年 10 月 4 日	広 島 市	1 2 8
平成 22 (2010) 年 10 月 6 日	福 山 市	5 2

- ・ 男女が共に、子育てをしながら安心して働き続けることができるよう、一時預かりや休日保育、病児・病後児保育など、多様なニーズに対応した保育サービスを充実させるとともに、^{※5}地域子育て支援センターや^{※6}放課後児童クラブ・^{※7}放課後子ども教室の設置など、市町が実施する「子育てサービス事業」に対する支援を行いました。(健康福祉局)(教育委員会)

※3 みんなで育てるこども夢プラン：「子育てするならわがまちで！」とみんなが誇れる広島県づくりのためのめざす姿。基本姿勢及びその実現のための施策などを明らかにしたもので、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく県の行動計画。計画期間：平成22(2010)～26(2014)年度。

※4 育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)：少子化対策の一環として、平成4(1992)年に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成7(1995)年に制定、平成11(1999)年4月からすべての事業所を対象に施行。平成13(2001)年には休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止、平成16(2004)年には育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇制度の創設、平成21(2009)年には子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進などを盛り込んだ改正が行われた。

※5 地域子育て支援センター：育児不安などについての相談を受けたり、子育てサークルなどの活動拠点となる施設。保育所などに併設されている。

※6 放課後児童クラブ：児童福祉法に基づいて保護者が就労等により昼間家庭にいない主に小学校低学年の児童を対象に、放課後や長期休業期間などに児童館や学校の余裕教室、公民館等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るもの。

※7 放課後子ども教室：安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を推進するもの。

<主な保育・子育てサービス関係事業の実施状況>

区 分	平成 22(2010)年度	
	市町数	実施か所数
一時預かり事業	21	238
休日保育事業	6	14
病児・病後児保育事業	14	28
地域子育て支援センター事業	23	109
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	22	460
放課後子ども教室設置事業	17	152

- 男女労働者が職業生活と家庭生活を両立させ、地域活動へも積極的に参画できるよう、勤務時間の短縮やボランティア休暇制度の導入等について事業主に対する普及啓発に努めるとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及啓発のため、11月を「ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン強調月間」とし、連合広島、広島県経営者協会及び広島労働局と協力して、期間中にセミナーの開催などの取組を行いました。(商工労働局)

<「平成 22 年度広島ワーク・ライフ・バランスセミナー」開催状況>

開催日	開催地	参加者数(人)
平成 22(2010)年 11 月 4 日	広島市	125

- 近年の親の就労環境やライフスタイルの変化に対応するため、^{※8}(財)ひろしまこども夢財団に委託し、父親の子育て意識や家庭生活の中での役割の認知等の向上をめざした研修を実施する企業・団体において、お父さん応援プログラムの実施を支援し、かつ、企業・団体の子育て支援意識の改革の促進を目的としたお父さん応援事業に取り組みました。(健康福祉局)
- 男性の育児休業等の取得を促進するため、キャンペーンや奨励金の支給を通じ、育児休業等を取得しやすい職場環境の整備を推進しました。(商工労働局)

<男性の育児休業等促進キャンペーンの主な内容>

項目	概要	数量等
テレビCMの放送	民放4局による放送	計66回
ポスターの作製	県内の産婦人科へ配布等	約150箇所
リーフレットの作製	母子手帳と共に配布等	25,000部

<いきいきパパの育休奨励金支給状況>

奨励金申請件数	38社(対象人数44人)
---------	--------------

- 女性の継続就業等を支援するため、従業員の保育ニーズに対応し、事業所内保育施設を設置・運営する中小企業等に対し、費用の一部を助成しました。(商工労働局)

※8 (財)ひろしまこども夢財団: 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを民間の立場から推進するため、平成8(1996)年2月に県が設立した財団法人。

(3) 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

平成 22(2010) 年度の実施状況

- パートタイム労働者や派遣労働者の適正な処遇，労働条件が確保されるよう，^{※9}パートタイム労働法や^{※10}労働者派遣法等の周知を図りました。 (商工労働局)
- 女性のチャレンジ支援関連の情報提供や，女子高校生に将来の多様な進路選択を考えるきっかけとしてもらうことを目的としたチャレンジセミナーを開催した^{※11}(財)広島県女性会議(資料編 86～87 ページ参照)を支援しました。
また，母子家庭の母等の仕事と家庭の両立を支援するための職業訓練(知識等習得訓練)を民間教育訓練機関等に委託して実施しました。 (環境県民局) (商工労働局)
- モデル医療機関において，女性医師の短時間勤務を実施し，短時間勤務の課題を抽出し，制度普及に向けた検討を実施しました。また，女性医師の復職・育児の悩み等に対応する相談窓口をモデル的に設け，復職，育児支援のための課題を抽出し，支援策の検討を実施しました。 (健康福祉局)
- 出産・育児などで離職し再就職を希望する女性を支援するためのセミナー等を開催するとともに，県内の養成施設等が実施する未就業の介護福祉士等の再就業を支援するための研修を支援しました。 (健康福祉局) (商工労働局)

<女性の再就職ステップアップセミナー等開催状況>

内 容	開 催 地	開 催 時 期	参加者数 (人)
パソコン研修 (W o r d)	広島市・福山市	9～11月	71
〃 (E x c e l)	〃	9～11月	77
〃 (ビジネス文書)	〃	9～11月	65
再就職準備研修	〃	10～12月	67
コミュニケーション能力向上研修	〃	10～12月	78
ビジネスマナー研修	〃	10～12月	69
再就職応援フェア	広 島 市	1月	85



※9 パートタイム労働法 (短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律) : 適正な労働条件の確保，その他の雇用管理の改善により，短時間労働者の能力発揮と福祉を図るため，平成 5 (1993) 年に制定。平成 19 (2007) 年に雇入れ時の労働条件明示の義務化や通常の労働者との均衡の取れた待遇の確保等を図る内容の改正が行われた。

※10 労働者派遣法 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律) : 労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護や雇用の安定を図るため，昭和 60 (1985) 年に制定。平成 19 (2007) 年までに，対象業務の原則自由化，派遣労働者の権利保護，派遣受入期間の延長や派遣対象業務の拡大などを盛り込んだ改正が行われた。

※11 (財) 広島県女性会議 : 男女共同参画社会づくりを推進するため，昭和 63 (1988) 年に県と女性団体が設立した財団法人。

- ワンストップ雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」や「ひろしまジョブサイト」により、求人情報や就職支援情報などの雇用労働に関する幅広い情報を提供しました。

また、あらゆる世代の就業や社会貢献活動を幅広く支援するため、就業等を支援する関係機関と連携して「ひろしましごと館」を運営しました。(商工労働局)

ワンストップ雇用労働情報提供システム ～インターネットによる迅速・的確な情報提供～
「わーくわくネットひろしま」(パソコン版, 携帯電話版)

<p>求職者向け 求人情報, U・I ターン, 多様なワークスタイル, 起業支援, 生活支援, 障害者への支援 など</p>	<p>学生向け 就職ガイダンス情報, 就業相談窓口, インターンシップ, 求人情報など</p>
<p>労働者向け 労働相談コーナー, 勤労者福祉・福利厚生, 労働大学, 職場における男女均等の取扱いなど</p>	<p>事業主向け 助成金データベース, 職業能力開発, 障害者雇用, 高齢者雇用 など</p>

パソコン <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>
携帯サイト <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/k/>

- 就業等を支援する関係施設と連携して、「ひろしましごと館福山サテライト」にコーディネーターを配置し、全世代を対象とした就職や社会貢献活動に関する幅広い支援を実施しました。

(商工労働局)

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

平成 22(2010) 年度の実施状況

- 農林水産業や商工業等の自営業において、経営方針等の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう、様々な機会を通じて啓発を行うとともに、商工会議所等の女性部活動事業に対する支援や農山漁村地域の女性団体等の取組・活動状況の広報を行いました。

(環境県民局) (商工労働局) (農林水産局)

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

平成 22(2010) 年度の実施状況

- 小規模事業者の技術・経営管理能力の向上を図るため、広島県商工会連合会が事業者の要請に応じて専門家を派遣する取組や、商工会議所等が経営指導員の資質向上を図るために実施する研修を支援しました。

(商工労働局)

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 男女の地域活動への参画拡大に向けた、コーディネート等の支援など、地域づくりを担うボランティア、^{※12}NPO、住民自治組織等が活動しやすい環境の整備

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

平成22(2010)年度の実施状況

- 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の機会の確保に向けて積極的な取組が推進されるよう、様々な機会を通じて啓発を行いました。

また、市町の行政委員会・審議会等委員などにおいても、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう機会をとらえて啓発を行ったほか、政策・方針決定の場へ参画できる人材を育成するために（財）広島県女性会議が実施する「エソールひろしま大学」の運営を支援しました。
（総務局）（環境県民局）（教育委員会）（警察本部）

<エソールひろしま大学（基礎講座）修了者数等>

区分	総数（人）		広島校（人）		福山校（人）		開講期間
	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	
第5期	87 (9)	82 (8)	54 (5)	49 (4)	33 (4)	33 (4)	平成22(2010)年10月 ～23(2011)年3月
第1～5期 累計	265 (30)	243 (28)	176 (20)	157 (19)	89 (10)	86 (9)	

<エソールひろしま大学（応用講座）修了者数等>

区分	総数（人）		広島校（人）		福山校（人）		開講期間
	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	
第4期	42 (3)	36 (3)	25 (2)	21 (2)	17 (1)	15 (1)	平成22(2010)年4月 ～22(2010)年9月
第1～4期 累計	150 (16)	127 (16)	87 (10)	74 (10)	63 (6)	53 (6)	

<エソールひろしま大学（専科）修了者数等>

区分	総数（人）		開講期間	備考
	受講者数	修了者数		
第3期	14	12	平成21(2009)年10月 ～22(2010)年3月	受講対象者は女性のみ。広島校で開講
第1～3期 累計	57	52		

注) 第4期生は、平成23年1月から8月までが養成期間となっている。

※12 NPO (Non Profit Organization) : 民間非営利組織。継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

平成 22(2010) 年度の実施状況

- NPO活動に対する理解を深め参加を促進するため、NPOに関する情報発信及び法人制度の普及啓発を行うとともに、住民自治活動の活性化のため、国の集落支援員・地域おこし協力隊制度の普及啓発に努めました。

その制度運用の中心的役割として神石高原町が事務局を担う「地域サポート人ネットワーク全国協議会」設立及び運営活動への協力を行いました。

また、地域住民が自主的に道路・河川の清掃や草刈等を行う^{※13}「アダプト活動」を支援しました。
(地域政策局) (環境県民局) (土木局)

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 市町の取組の積極的な支援、産学官連携による男女共同参画の推進

(1) 県の推進体制の充実等

平成 22(2010) 年度の実施状況

- 男女共同参画社会の実現に向けて、各部局の緊密な連携の下に、「広島県男女共同参画基本計画（第2次）」（第3部 47～49 ページ参照）に掲げる施策を積極的に推進しました。

この「広島県男女共同参画基本計画（第2次）」に掲げる具体的施策の推進期間が平成 22(2010)年度で終了することから、具体的施策の見直しなど、「広島県男女共同参画基本計画（第2次）」の改定を行うこととし、「広島県男女共同参画推進条例」（資料編 77～78 ページ参照）の規定に基づき、計画に盛り込む事項について、広島県男女共同参画審議会（資料編 79 ページ参照）に諮問しました。

県民からの意見募集の結果を踏まえて調査・審議が行われ、取りまとめられた広島県男女共同参画審議会の答申の内容を反映させ、「広島県男女共同参画基本計画（第3次）」（資料編 80～81 ページ参照）を策定しました。
(環境県民局)

※13 アダプト活動：アダプトが「養子縁組」をするという趣旨から、住民や企業などの団体が道路や河川などの清掃をボランティアで行い、わが子のように面倒をみる活動。

<広島県男女共同参画審議会開催状況>

	開催日	審議事項
第1回	平成22(2010)年6月3日	「広島県男女共同参画基本計画(第3次)」に盛り込むべき事項について
検討部会	平成22(2010)年10月13日	
第3回	平成22(2010)年10月19日	
第3回	平成22(2010)年12月2日	

広島県男女共同参画審議会会長から知事への答申
(平成22(2010)年12月24日)



(2) 広島県女性総合センター「エソール広島」の充実・強化

平成22(2010)年度の実施状況

- 広島県女性総合センター「エソール広島」において、(財)広島県女性会議が実施する情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の5部門を柱とする各種事業を支援するとともに、事業連携を図りました。(環境県民局)

(3) 市町等との連携強化・取組支援

平成22(2010)年度の実施状況

- 地域の実情に応じた男女共同参画に関する主体的な取組を促進するため、市町、関係団体及び企業の男女共同参画担当者などを対象に、先進的取組事例の紹介等を行う「元気な地域づくりと男女共同参画」研修会を開催しました。(環境県民局)
(市町における取組の詳細は、第5部71～76ページ参照)

＜「元気な地域づくりと男女共同参画」研修会開催状況＞

「どう根付かせる，男女共同参画

～第3次男女共同参画基本計画・中間整理の議論を中心に～

開催日：平成22（2010）年5月28日

開催地：広島市（エソール広島）

参加者数：116人

内 容：講演「どう根付かせる，男女共同参画

～第3次男女共同参画基本計画・中間整理の議論を中心に～

講師：実践女子大学人間科学部教授 鹿嶋 敬さん



「『男らしさ』って何だろう～男女共同参画と男性たち～」

開催日：平成23（2011）年1月26日

開催地：広島市（エソール広島）

参加者数：110人

内 容：基調講演 「男らしさ」って何だろう 男女共同参画と男性たち

講師：京都大学大学院文学研究科教授 伊藤 公雄さん

ワークショップ 男が語る、男が聴く あきら流、男の講座・男の悩み相談

講師：とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ館長 中村 彰さん



人づくり

重点項目

- 男女が共に積極的に子育てに参画できるようにするための支援

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 県民が男女共同参画の推進に向けて主体的に取り組むことができるよう、男女共同参画社会の形成の意義や責務を踏まえた広報・啓発

平成22（2010）年度の実施状況

- 男女共同参画に関する県民の理解が深まるよう、男女共同参画週間や人権啓発フェスティバルでパネル展示等を実施するなど、各種研修会やセミナー等の機会を通じて啓発を行ったほか、ラジオ、インターネット、広報誌などによる広報活動を実施しました。

（環境県民局）

男女共同参画週間【毎年6月23日～29日】平成13（2001）年度から実施

平成22（2010）年度の標語

「話そう、働こう、育てよう。いっしょに。」

平成23（2011）年度の標語

「チャンスをつかち、未来を拓こう」

話そう、
働こう、
育てよう。
いっしょに。

平成22年度
男女共同参画週間
6/23(水)～29(火)
男女共同参画推進本部



<男女共同参画週間関連行事（広島市まちづくり市民交流プラザでの啓発資料等展示状況）>



2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 小・中・高等学校等におけるキャリア教育の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育の充実

平成22（2010）年度の実施状況

- 地域での家庭教育の充実を図るため、^{※14}「『親の力』をまなびあう学習プログラム」を活用し、学識経験者等による出前講座や地域で学習プログラムを活用できる講師の養成を行いました。

（教育委員会）

<『親の力』をまなびあう学習プログラム』の出前講座（平成22（2010）年開催状況）>



(2) 生涯を通じた学習機会の提供

平成22（2010）年度の実施状況

- 地域における男女共同参画に向けた機運醸成を図るため、市町や地域団体等と連携し、地域支援事業（男女共同参画・地域入門講座）を実施する（財）広島県女性会議を支援しました。

（環境県民局）

<男女共同参画・地域入門講座開催状況>



※14 「『親の力』をまなびあう学習プログラム」：文部科学省の委託事業を活用して、広島県教育委員会が設置した地域家庭教育推進協議会が平成19（2007）年度に開発。親同士が教育力を高めることを目的としており、教材は、子育てをゼロ歳から小学校3年生までの「前期」、小学4年生から高校生までの「後期」に分けて、各時期の保護者向けに15種類が用意されている。

3 家庭における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 父親の家庭教育への参加促進の取組を行う市町の支援及び家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援
- 多様な子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策に向けた市町の取組の促進

平成22（2010）年度の実施状況

- 経済団体・県・（財）ひろしまこども夢財団で構成する「こども未来づくり・ひろしま応援隊」による「子育て応援イクちゃんサービス」など、企業等による子どもと子育てにやさしい取組を推進しました。（健康福祉局）

「子育て応援イクちゃんサービス」の概要

対象	乳児・幼児・小学生のいる家庭
サービス内容	企業・店舗ごとにいろいろなサービスを設定 (料金の割引やポイントアップ, 子どもにやさしい施設の提供など)
サービスの提供	子ども連れで来店・来所の場合 子ども連れでない場合には, Kids☆めるまが(※)から送信される 「イクちゃんサービス」の画面を提示すれば同様のサービスが受けられる。

Kids☆めるまがとは、(財)ひろしまこども夢財団が実施している会員制のサービスで、12歳以下の子どもの保護者等を対象に、携帯電話のメール機能を活用して子育てに役立つ情報を送信するもの（無料）



ステッカーイメージ

参加企業等の情報提供及びPR等

- ・サービスへの参加を示すステッカーを企業や店舗等に交付
 - ・専用ホームページ及び携帯サイト等で、企業や店舗等のサービス内容を紹介
- パソコン <http://www.ikuchan.or.jp/service/>
携帯サイト <http://www.ikuchan.or.jp/service/>

- ^{※15}「ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム」の実施により子育ての不安解消を図る (財)ひろしまこども夢財団を支援しました。（健康福祉局）

※15「ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム」:乳幼児を持つ親を対象に、参加者がそれぞれ抱えている悩みや関心のあることについて、グループで出しあって話し合いながら、必要に応じてテキストを参照して、自分にあった実際的な子育ての知識や方法を学ぶもの。

安心づくり

重点項目

- 配偶者からの暴力をはじめとする男女間のあらゆる暴力の防止に向けた取組の推進

1 生涯を通じた健康と自立の支援

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 思春期、妊娠・出産期等各ステージにおいて性別に対応できる医療、健康づくり対策
- 周産期医療体制、不妊相談等支援体制及び小児医療体制の充実
- 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興支援体制の整備

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

平成 22（2010）年度の実施状況

- 男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう、県民の主体的な健康づくりを支援する「ひろしま健康づくり県民運動」の展開など、生活習慣病の予防対策を中心とする健康づくりを推進しました。（健康福祉局）
- 妊婦が検診費用を心配せず、必要な回数の妊婦健康診査（14回）を受けることができるよう、公費助成の拡充を行う市町を支援しました。（健康福祉局）
- 女性が、妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう、市町が実施する出産前後のケア等を支援するなど、母性保護・母性健康管理対策の推進を支援するとともに、周産期医療体制、不妊治療等支援体制及び小児救急医療体制の充実を図りました。（健康福祉局）
- ハイリスクの分娩・出産及び新生児医療を担う、総合・地域周産期母子医療センターの運営に対する補助を行いました。（健康福祉局）

(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

平成 22（2010）年度の実施状況

- ^{※16}「広島県地域ケア体制整備構想」などを反映させた^{※17}「第4期ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者の社会参画の促進に向けた普及啓発や学習・体験機会の提供などを行うとともに、高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備に努めました。（健康福祉局）

※16 広島県地域ケア体制整備構想：国の「地域ケア体制の整備に関する基本方針」を踏まえ、広島県の療養病床の再編成に伴う受け皿づくりを含め、将来の高齢者の介護等のニーズや社会資源の状況に即した「地域ケア体制」の今後の方針を示したものの。

※17 第4期ひろしま高齢者プラン：老人福祉計画と介護保険事業支援計画を一体化し、本県において必要とされる高齢者福祉サービス及び介護サービスの整備目標と提供体制等を定めたもので、市町の老人福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画。計画期間：平成 21（2009）～23（2011）年度。

- 障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう、^{※18}「広島県障害者プラン」を推進するとともに、^{※19}「第2期広島県障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備に努めました。(健康福祉局)
- 認知症患者と家族に対する支援を充実するため、早期からの専門的な医療の提供、専門医療相談及び介護との連携を行うための「認知症疾患医療センター」を設置しました。(健康福祉局)
- 地域における認知症ケア体制及び医療・介護の連携体制を強化するため、認知症疾患医療センターを設置する市町に所在する地域包括支援センターに認知症ケアの専門職を配置するとともに、地域住民や団体等によるネットワークの形成と認知症に関する専門的な研修を実施しました。(健康福祉局)
- 県民に対し認知症理解を図るため、認知症サポーター養成講座への県民の積極的な参加を促すとともに、世界アルツハイマーデー（9月21日）からの1週間を「オレンジリング週間」として位置付け、普及啓発イベントを実施しました。(健康福祉局)
- 地域住民を対象とした、福祉・介護サービスの意義や実態について紹介する事業等を実施しました。(健康福祉局)
- 女性の消防団員の加入が促進されるよう、市町や消防機関へ普及啓発を行いました。(危機管理監)

※18 広島県障害者プラン：障害者の生活全般にかかわる幅広い施策の一層の展開を図るため、障害者施策の基本的方向と推進方策及び福祉サービスの目標等を定めたもので、基本計画及び重点実施計画が一体となったプラン。計画期間：平成16(2004)～25(2013)年度。

※19 第2期広島県障害福祉計画：障害者自立支援法に基づき、国の基本指針に則して、市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制が計画的に整備されるよう定めた計画。計画期間：平成21(2009)～23(2011)年度。

2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- DV被害者の自立支援体制の充実及び関係機関の連携強化
- 民間団体との協働事業の実施による被害者の支援

(1) 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

平成 22 (2010) 年度の実施状況

- ^{※20}「DV防止法」の周知徹底を図るとともに、相談・自立支援体制を充実させるため、被害者保護のための情報提供や暴力防止に向けた啓発などを実施し、西部こども家庭センターにおいて休日・夜間の電話相談にも対応したほか、被害者の安全を確保するための一時保護や弁護士などの専門家による被害者の支援を実施しました。(健康福祉局)
- DV防止法第2条の3の規定によって策定した^{※21}「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に基づき、DVのない社会の実現をめざして諸施策を推進しました。(健康福祉局)
- 行政及び民間が担うべき役割等について関係機関・団体間の意見交換を行うとともに、相互の連携を強化するため、^{※22}「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議を開催しました。(健康福祉局)
- 市町における^{※23}「配偶者暴力相談支援連絡会」の立ち上げや被害者支援ネットワークの構築を支援しました。(健康福祉局)

※20 DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援の体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、平成13（2001）年に施行。被害者からの申立てにより、地方裁判所が加害者を引き離すための「保護命令制度」が創設された。命令に違反した場合は罰則が適用される。平成16（2004）年には、保護命令制度の拡充（被害者と同居する子への接近禁止命令など）や配偶者からの暴力の定義の拡大、平成19（2007）年には保護命令制度の拡充（生命・身体に対する脅迫を受けた被害者による申立てなど）や市町における基本計画策定の努力義務などを盛り込んだ改正が行われた。

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫やパートナーなどからの身体的、経済的、性的、精神的暴力などをいう。

※21 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」：DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画。計画期間：平成18（2006）～平成22（2010）年度。

※22 「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議：行政機関や民間団体等の関係機関が連携して、配偶者からの暴力被害者に対する支援を行うことを目的として平成13（2001）年10月に設置。平成14（2002）年10月には、関係機関との連携をより緊密にし、きめ細やかな相談・支援を行うため、県内を3地域（西部・東部・北部）に分け、各地域ごとにブロック別連絡会議を設置。

※23 「配偶者暴力相談支援連絡会」：DV被害者の相談・保護・自立支援については、相談から自立まで関係機関の認識の統一が求められているため、市町内部等の連携組織として立ち上げ支援を行い、DV被害者支援体制を整備する。平成22年度末までに、県内で5市4町が設置。

※24 (2) セクシュアル・ハラスメント等男女間におけるあらゆる暴力を防止するための取組の推進

平成 22 (2010) 年度の実施状況

- 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するとともに、学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を行いました。
とりわけ、児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメントが後を絶たないことから、教育委員会及び学校に児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口を設置し、児童生徒等からの相談に対応しました。(総務局)(環境県民局)(商工労働局)(教育委員会)
- ※25 ストーカー規制法やDV防止法等、男女間のあらゆる暴力の防止等に関する法律や制度の普及啓発を行うとともに、関係職員の研修を実施するなど、相談体制の充実を図りました。
さらに、※26 女性安全ステーションなど被害者が相談しやすい環境の整備や捜査過程における二次的被害の防止に努めました。(健康福祉局)(警察本部)

※24 **セクシュアル・ハラスメント**：性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。男女雇用機会均等法においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいう。

※25 **「ストーカー規制法」(ストーカー行為等の規制等に関する法律)**：年々増え続けるストーカー行為を処罰し、規制するため、平成 12 (2000) 年に施行。「つきまとい行為等」についての警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令による規制及び「ストーカー行為」や「禁止命令違反」に対する罰則を規定。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置の教示等の援助を行うことも規定している。

※26 **「女性安全ステーション」**：女性を不安に陥れるストーカー行為やDVなどの相談に対応するため、県内の 23 交番に専用の相談窓口を開設し、女性警察官の配置や専用相談スペースを整備している。平成 20 (2008) 年 7 月から運用を開始。

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備

平成22（2010）年度の実施状況

- 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力を推進するため、国際交流・国際理解講座を開催した（財）広島県女性会議を支援するとともに、国からの男女共同参画に関する国際機関の動向や国際的な取組指針などの情報を、県内市町、関係団体等へ幅広く提供しました。

（環境県民局）

<「国際交流・国際理解講座」開催状況>

開催日：平成22（2010）年12月12日

開催地：広島市（エソール広島）

内 容：「開発途上国から現在（いま）を知る
～3人の女性が語るグローバル化時代の
途上国の女性と子どもたち～」

講師：中坂恵美子さん（広島大学社会科学部准教授）
祝迫直子さん（県立高宮高等学校教諭・青年海外協力隊経験者）
竹下千晶さん（テレビ新広島報道局記者・学生時代カンボジアでボランティア活動を経験）



2 広島県男女共同参画基本計画（第3次）目標フォローアップ一覧

総括目標

	注1 計画策定時の数値（年度）		注1 現況値（年度）		目標値（年度）	
	「社会全体における男女の地位」が平等だと感じる人の割合	女性 7.3%	H 2 0 (2008)	女性 7.3%	H 2 0 (2008)	計画策定時の 数値からの増加

個別目標・参考とする指標

環境づくり

指 標 名	注1 計画策定時の数値（年度）		注1 現況値（年度）		目標値（年度）	
1 働く場における男女共同参画の推進						
(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備						
参考 雇用者のうち「正規の職員・従業員」の割合	女性43.3%	H 1 9 (2007)	女性43.3%	H 1 9 (2007)		
参考 正社員等一般労働者において男性を100とした場合の女性の給与水準	72.5	H 2 2 (2010)	72.5	H 2 2 (2010)		
参考 女性管理職（課長相当職以上）を登用している県内事業所の割合	33.5%	H 2 2 (2010)	33.5%	H 2 2 (2010)		
参考 県管理職（課長相当職以上）のうち女性の占める割合 注2	5.7%	H 2 2 (2010)	5.1%	H 2 3 (2011)		
参考 県内の小・中・高等学校、特別支援学校における管理職（校長、副校長・教頭）のうち女性の占める割合	校長23.0% 副校長・教頭24.3%	H 2 2 (2010)	校長23.0% 副校長・教頭24.3%	H 2 2 (2010)		
(2) 仕事と家庭が両立できる環境の整備						
目標 一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合	2.9%	H 2 1 (2009)	4.1%	H 2 2 (2010)	6.0%	H 2 6 (2014)
目標 育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	60.5%	H 2 2 (2010)	60.5%	H 2 2 (2010)	100%	H 2 7 (2015)
目標 男性の育児休業等促進宣言企業数	—	H 2 1 (2009)	76企業	H 2 2 (2010)	200企業	H 2 6 (2014)
目標 男性の育児休業取得率	1.2%	H 2 1 (2009)	1.2%	H 2 1 (2009)	全国平均以上	H 2 4 (2012)
目標 県職員（男性）の育児休業取得率	8.8%	H 2 1 (2009)	8.8%	H 2 1 (2009)	10.0%	H 2 4 (2012)
目標 ファミリー・サポート・センター実施か所数	16か所	H 2 1 (2009)	17か所	H 2 2 (2010)	20か所	H 2 6 (2014)
目標 保育所待機児童数 注2	113人	H 2 1 (2009)	213人	H 2 3 (2011)	0人	H 2 6 (2014)
目標 延長保育実施か所数	386か所	H 2 1 (2009)	400か所	H 2 2 (2010)	468か所	H 2 6 (2014)
目標 病児・病後児保育実施か所数	29か所	H 2 1 (2009)	28か所	H 2 2 (2010)	45か所	H 2 6 (2014)
目標 放課後児童クラブ実施小学校区数	464小学校区	H 2 1 (2009)	460小学校区	H 2 2 (2010)	全小学校区	H 2 6 (2014)
参考 女性の労働力率（30～34歳）	63.9%	H 1 7 (2005)	63.9%	H 1 7 (2005)		
参考 年次有給休暇の1人当たりの取得日数	7.8日	H 2 2 (2010)	7.8日	H 2 2 (2010)		
(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進						
目標 農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数 (注) 農業委員、農業協同組合役員を対象	農業委員会 8 農業協同組合 3	H 2 2 (2010)	農業委員会 8 農業協同組合 3	H 2 2 (2010)	農業委員会、 農業協同組合とも0	H 2 7 (2015)
参考 家族経営協定の締結数	97件	H 2 1 (2009)	101件	H 2 2 (2010)		
(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境整備						
参考 女性の参画により「6次産業化」等経営の多角化を進めている集落法人数	20法人	H 2 2 (2010)	20法人	H 2 2 (2010)		
2 地域社会活動における男女共同参画の推進						
(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進						
目標 県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合（全審議会） 注3	28.7%	H 2 2 (2010)	29.7%	H 2 3 (2011)	30%	H 2 7 (2015)
目標 県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合 (法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会 注4を除く。) 注3	34.9%	H 2 2 (2010)	36.0%	H 2 3 (2011)	37.5%	H 2 7 (2015)
目標 エソールひろしま大学（専科）修士生累計	52人	H 2 2 (2010)	52人	H 2 2 (2010)	166人	H 2 7 (2015)
参考 県、市町の議員数（女性）	県 3人 市町48人	H22(2010)年 12月末日	県 3人 市町48人	H22(2010)年 12月末日		
参考 自治会長に占める女性の割合	5.6%	H 2 2 (2010)	5.6%	H 2 2 (2010)		
(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進						
参考 NPO法人数（人口10万人当たり）	21.0法人	H 2 1 (2009)	23法人	H 2 2 (2010)		

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(3) 市町等との連携強化・取組支援

目標	男女共同参画計画を策定した市町数	20市町	H 2 2 (2010)	20市町	H 2 2 (2010)	県内全市町	H 2 7 (2015)
----	------------------	------	-----------------	------	-----------------	-------	-----------------

人づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} (年度)	現況値 ^{注1} (年度)	目標値 (年度)				
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実							
(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実							
目標	エソール広島大学（基礎講座）男性受講者の割合	10%	H 2 2 (2010)	10%	H 2 2 (2010)	20%	H 2 7 (2015)
参考	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方に「賛成」という人の割合	女性41.6% 男性55.0%	H 2 0 (2008)	女性41.6% 男性55.0%	H 2 0 (2008)		
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実							
(1) 男女共同参画を推進する教育の充実							
目標	最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合（県立高校）	30.3%	H 2 1 (2009)	31.9%	H 2 2 (2010)	40%	H 2 6 (2014)
3 家庭における男女共同参画の推進							
(1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実							
参考	男性が家事や育児、介護などに関わる時間（1日当たり）	40分	H 1 8 (2006)	40分	H 1 8 (2006)		
(2) 家庭教育・子育て支援の充実							
目標	地域子育て支援拠点事業実施か所数	105か所	H 2 1 (2009)	109か所	H 2 2 (2010)	139か所	H 2 6 (2014)

安心づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} (年度)	現況値 ^{注1} (年度)	目標値 (年度)				
1 生涯を通じた健康と自立の支援							
(1) 生涯を通じた健康対策の推進							
目標	周産期母子医療センターが整備された二次保健医療圏域数	5圏域	H 2 1 (2009)	5圏域	H 2 2 (2010)	全圏域 (7圏域)	H 2 6 (2014)
目標	24時間小児救急医療体制が整備された二次保健医療圏域数	6圏域	H 2 1 (2009)	6圏域	H 2 2 (2010)	全圏域 (7圏域)	H 2 6 (2014)
参考	15～49歳女子人口10万人当たり産婦人科・産科従事医師数	41.5人	H 2 0 (2008)	41.5人	H 2 0 (2008)		
(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援							
目標	平均自立期間（日常生活が要介護ではなく、自立して暮らせる生存期間の平均）	65歳女性 20.54年 65歳男性 17.08年	H 2 0 (2008)	65歳女性 20.54年 65歳男性 17.08年	H 2 0 (2008)	65歳女性 20.99年 65歳男性 17.64年	H 2 4 (2012)
目標	小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）提供量	1,707人	H 2 1 (2009)	2,365人	H 2 2 (2010)	2,619人	H 2 3 (2011)
目標	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（介護予防を含む。）定員数 ^{注2}	4,110人	H 2 2 (2010)	4,564人	H 2 3 (2011)	5,056人	H 2 3 (2011)
目標	グループホーム・ケアホームサービス量（1か月分）	1,095人	H 2 1 (2009)	1,095人	H 2 1 (2009)	1,437人	H 2 3 (2011)
目標	消防団員のうち女性の占める割合	1.8%	H 2 1 (2009)	1.8%	H 2 2 (2010)	7.8%	H 2 7 (2015)
参考	65歳以上の「ボランティア活動」行動者率	30.5%	H 1 8 (2006)	30.5%	H 1 8 (2006)		
参考	元気高齢者の割合	81.5%	H 2 1 (2009)	80.8%	H 2 2 (2010)		
参考	障害者雇用率	1.83%	H 2 2 (2010)	1.83%	H 2 2 (2010)		
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進							
(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進							
参考	こども家庭センター等における女性に関する相談件数	6,442件	H 2 1 (2009)	6,517件	H 2 2 (2010)		
(2) セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進							
参考	性犯罪10番の受理件数	35件	H 2 1(2009) 年中	33件	H 2 2(2010) 年中		
参考	セクシュアル・ハラスメント被害を受けた女性の割合	9.4%	H 2 0 (2008)	9.4%	H 2 0 (2008)		

(注1) 計画策定時の数値は、広島県男女共同参画基本計画（第3次）策定時（平成23(2011)年3月14日）の直近の数値であり、現況値は、平成22(2010)年度末までに更新された数値である。

(注2) 平成23(2011)年4月現在の現況値である。

(注3) 平成23(2011)年6月現在の現況値である。

(注4) 5審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会をいう。

第 3 部

平成 18（2006）～平成 22（2010）年度に 県が実施した施策

〔広島県男女共同参画基本計画（第2次）に掲げる具体的施策の推進期間〕

広島県男女共同参画基本計画(第2次)の施策の体系

基本的な視点

基本となる施策の方向

男女共同参画社会の実現

男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会づくりを推進します。

環境づくり

しっかりとした環境を創る

- 1 働く場における男女共同参画の推進
- 2 地域社会活動における男女共同参画の推進
- 3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

人づくり

実践する人を創る

- 1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実
- 2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実
- 3 家庭における男女共同参画の推進

安心づくり

私たちが安心して暮らすことができる社会を創る

- 1 生涯を通じた健康と自立の支援
- 2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
- 3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

1 広島県男女共同参画基本計画（第2次）（施策の体系）

【具体的施策の推進期間：平成18（2006）～22（2010）年度】

基本的な視点

* 基本となる施策の方向

(* 県の施策

・ 具体的施策

環境づくり

1 働く場における男女共同参画の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

- ・ 国・県・市町の連携により、特に事業主に対して、労働基準法、男女雇用機会均等法等の法令や働きやすい職場づくりに関する周知徹底及び男女が共に個性と能力を発揮しながら働くことができる職場環境の整備促進
- ・ 女性の積極的登用を図るための幅広い職務経験機会の付与や教育訓練の実施など積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に向けた啓発、具体的なモデルや成果の普及啓発
- ・ 県における平等取扱いと成績主義の原則に基づく女性の管理職への積極的な登用の推進

(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備

- ・ 育児・介護休業法等の周知徹底及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の促進
- ・ 仕事と家庭の両立や地域活動への参画に向けた環境の整備を推進するための啓発
特に、働き方の見直しに向けた事業主に対する労働条件の整備や働きやすい職場環境の整備に関する啓発
- ・ 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けるための多様なニーズに対応した子育て支援・介護サービス等の充実

(3) 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

- ・ パートタイム労働者や派遣労働者等の適正な処遇、労働条件の確保に向けたパートタイム労働法、労働者派遣法等の普及啓発
- ・ 多様な就業ニーズに対応するための在宅ワーク等の就業支援情報の充実
- ・ 育児・介護休業等からの職場復帰者への支援や育児、介護等を理由とした退職者の再就職に向けた支援の充実
- ・ 働きやすい雇用環境づくりに向けた雇用労働や子育て支援に関する情報提供の充実

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

- ・ 方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発
- ・ 男女共同参画の視点に立った経営が行われるための環境の整備

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

- ・ 女性の起業や経営活動への参画に向けた取組の支援
- ・ 技術・経営管理能力の向上を図るための取組の支援
- ・ 経営相談等のニーズに適切に対応するための指導・相談体制の充実

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

- ・ 様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するための啓発
- ・ 県の行政委員会及び審議会等委員への女性の積極的登用
- ・ 市町の行政委員会及び審議会等委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画促進に向けた働きかけ
- ・ 政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

- ・ 男女の地域活動への参画拡大に向けたボランティア、NPO、住民自治組織等が活動しやすい環境の整備
- ・ 男女の地域づくりへの参画を促進するための積極的な情報提供

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(1) 県の推進体制の充実等

- ・ 男女共同参画推進本部を中心とした各部局の連携強化による男女共同参画社会の実現に向けた積極的かつ総合的な施策の推進
- ・ 施策の推進に当たっての行動目標の設定及びその検証
- ・ 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の実施

(2) 広島県女性総合センター「エソール広島」の充実・強化

- ・ 男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設としての各種事業の充実・強化及び新たなニーズに対応できる柔軟な事業の展開
- ・ 男女共同参画の推進に関する情報の収集・提供及び県民等からの相談・要望等に適切に対応するための体制整備

(3) 市町等との連携強化・取組支援

- ・ 男女共同参画社会づくりに向けた情報提供などによる市町の取組に対する積極的な支援及び産学官連携による男女共同参画の推進
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けて、様々な分野で活動を展開するNGO、NPO、ボランティアや住民自治組織等多様な主体の自主的な活動促進のための情報提供や相談対応等の環境整備及び協働による新しい公共サービスの提供

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

- (1) **男女共同参画に関する広報・啓発の充実**
 - ・ 多様な機会や情報手段による男女共同参画に関する理解を深めるための広報・啓発
- (2) **県民の主体的な取組への支援**
 - ・ 男女共同参画社会の形成の意義や責務を重視した広報・啓発
- (3) **メディアにおける男女共同参画の推進**
 - ・ 人権に対する配慮を欠く取組の防止に向けた、インターネット等を含む各種メディアの特性に応じた自主的な取組に係る啓発
 - ・ 情報を一人ひとりが主体的に収集、判断、発信等ができる能力の必要性に関する啓発及び学校における情報教育の充実
 - ・ 県における男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物等の発行

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

- (1) **男女共同参画を推進する教育の充実**
 - ・ 男女共同参画について理解し、だれもお互いの個性や意思を尊重するための子どもの発達段階に応じた教育の充実
 - ・ 小・中・高等学校等におけるキャリア教育の充実
- (2) **生涯を通じた学習機会の提供**
 - ・ 男女共同参画に関する理解を深めるための生涯にわたる多様な学習機会の提供
 - ・ 男女が様々な分野の活動に主体的に参画できるような学習機会の提供
 - ・ 男女共同参画に関する学習情報の提供や学習相談への対応等の学習支援体制の整備
- (3) **研修の充実・支援**
 - ・ 県職員の男女共同参画に関する理解を深めるための管理職、一般職等職務に応じた研修の実施
 - ・ 市町職員の男女共同参画に関する理解を深めるための市町と連携した研修機会の提供
 - ・ 男女共同参画に関する理解を深めるための事業主に対する研修や企業が実施する研修の支援

3 家庭における男女共同参画の推進

- (1) **家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実**
 - ・ 家族が互いに尊重し協力し合い、家族の一員として家事・育児・介護などの責任を果たすための多様な啓発
- (2) **家庭教育・子育て支援の充実**
 - ・ 父親の家庭教育への参加促進の取組を行う市町の支援及び家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援
 - ・ 子どもと家庭に関する相談支援体制の充実
 - ・ 地域住民による主体的な子育て支援の促進や多様な子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策の計画に基づく市町の取組の促進などの子育て支援体制の充実

1 生涯を通じた健康と自立の支援

- (1) **生涯を通じた健康対策の推進**
 - ・ 思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期等各ステージにおける性別に対応できる医療及び健康づくり対策の実施
 - ・ 女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができる母性保護と母性健康管理対策の推進
 - ・ エイズ、性感染症、薬物乱用などの実態を踏まえた対策の推進
 - ・ 周産期医療体制、不妊相談等支援体制及び小児医療体制の充実
- (2) **だれもが安心して暮らし、自立できるための支援**
 - ・ 高齢期における様々なニーズに応じた社会参画の機会の提供や支援の充実
 - ・ 高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備及び障害者が地域で安心して自立した生活ができるための支援
 - ・ 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備

2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

- (1) **配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進**
 - ・ DV防止法の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発
 - ・ 専門相談員の育成、相談窓口の拡充、設置場所の情報提供等被害者が安心して相談することができる相談体制の充実
 - ・ 一時保護施設の拡充など保護体制の充実
 - ・ 被害者の自立支援体制の充実及び関係機関の連携強化
 - ・ 民間団体との協働事業の実施による被害者の支援
- (2) **セクシュアル・ハラスメント等男女間におけるあらゆる暴力を防止するための取組の推進**
 - ・ 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進及び学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発
 - ・ ストーカー規制法、売春防止法等の周知徹底による男女の人権尊重に向けた啓発
 - ・ 性犯罪、売買春に対する取締強化及び防止に向けた啓発
 - ・ 男女間におけるあらゆる暴力に係る相談体制・一時保護体制の整備及び専門相談員の育成
 - ・ 被害者が相談しやすい環境の整備及び社会復帰支援の充実
 - ・ 男女間における暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりの推進

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

- (1) **国際交流・国際協力・平和貢献の推進**
 - ・ 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備
- (2) **情報の収集及び提供**
 - ・ 男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報の収集・提供

2 広島県男女共同参画基本計画（第2次）行動目標達成状況一覧

環境づくり

指 標 名	注1 計画策定時の数値（年度）		注1 現況値（年度）		目標値（年度）	
1 働く場における男女共同参画の推進						
(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備						
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合（大企業）注2	95.9%	H17 (2005)	97.9%	H21 (2009)	100%	H21 (2009)
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合（中小企業）注2	3.3%	H17 (2005)	15.6%	H21 (2009)	25%	H21 (2009)
育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	79.7%	H17 (2005)	84.2%	H21 (2009)	100%	H21 (2009)
ファミリー・フレンドリー企業表彰	9企業	H17 (2005)	14企業	H21 (2009)	18企業	H21 (2009)
ファミリー・サポート・センター実施か所数注3	10か所	H17 (2005)	16か所	H21 (2009)	20か所	H21 (2009)
			17か所	H22 (2010)	20か所	H26 (2014)
低年齢児保育受入児童数	18,435人	H17 (2005)	21,618人	H22 (2010)	20,610人	H21 (2009)
延長保育実施か所数注3	339か所	H17 (2005)	386か所	H21 (2009)	400か所	H21 (2009)
			400か所	H22 (2010)	468か所	H26 (2014)
放課後児童クラブ実施か所数注3	428か所	H17 (2005)	498か所	H21 (2009)	450か所	H21 (2009)
			460小学校区	H22 (2010)	全小学校区	H26 (2014)
(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進						
女性の農業委員数	30人	H17 (2005)	37人	H22 (2010)	46人	H22 (2010)
家族経営協定の締結数	101件	H16 (2004)	97件	H21 (2009)	328件	H22 (2010)
(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備						
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性の個人経営	44人	H16 (2004)	22人	H21 (2009)	100人	H22 (2010)
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性のグループ経営	160グループ	H16 (2004)	99グループ	H21 (2009)	300グループ	H22 (2010)
2 地域社会活動における男女共同参画の推進						
(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進						
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合（全審議会）	24.0%	H17 (2005)	28.7%	H22 (2010)	30%	H22 (2010)
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合（法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会注4を除く。）	29.5%	H17 (2005)	34.9%	H22 (2010)	35%	H22 (2010)
ひろしま女性大学修了生累計	803人	H17 (2005)	962人	H22 (2010)	1,000人	H22 (2010)
(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進						
NPO法人数（人口10万人当たり）注5	11.3法人	H16 (2004)	20法人	H20 (2008)	17法人	H20 (2008)
			23法人	H22 (2010)	24法人	H22 (2010)
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備						
(3) 市町等との連携強化・取組支援						
男女共同参画計画を策定した市町の割合	47.8%	H17 (2005)	87.0%	H22 (2010)	100.0%	H22 (2010)

(注1) 計画策定時の数値は、平成16(2004)年度又は平成17(2005)年度の数値であり、現況値は、平成22(2010)年度末までに更新された数値である。

(注2) ここに掲げる「大企業」とは従業員301人以上の企業、「中小企業」とは従業員100人以上300人以下の企業をいう。

(注3) 平成22(2010)年3月に「みんな子育てのこも夢プラン」を策定したことから、目標値(年度)を変更している。

(注4) 5審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会をいう。

人づくり

指 標 名	計画策定時の数値(年度) ^{注1}	現況値(年度) ^{注1}	目標値(年度)
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実			
(1) 男女共同参画を推進する教育の充実			
長期職場体験実施校の割合(公立中学校) ^{注5}	14.7%	H17(2005)	82.0% H20(2008) 60% H20(2008)
			79.4% H22(2010) 100% H22(2010)
最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合(県立高校) ^{注5}	23.7%	H16(2004)	28.3% H20(2008) 40% H20(2008)
			31.9% H22(2010) 40% H22(2010)
(2) 生涯を通じた学習機会の提供			
ひろしままナビネットへのアクセス件数 ^{注5}	68,833件	H16(2004)	50,033件 H20(2008) 90,000件 H20(2008)
			68,708件 H22(2010) 90,000件 H22(2010)
3 家庭における男女共同参画の推進			
(2) 家庭教育・子育て支援の充実			
地域子育て支援センター実施か所数 ^{注3}	77か所	H17(2005)	105か所 H21(2009) 116か所 H21(2009)
			109か所 H22(2010) 139か所 H26(2014)

安心づくり

指 標 名	計画策定時の数値(年度) ^{注1}	現況値(年度) ^{注1}	目標値(年度)
1 生涯を通じた健康と自立の支援			
(1) 生涯を通じた健康対策の推進			
小児救急医療体制が確保されている二次保健医療圏域数 ^{注5}	6圏域	H17(2005)	6圏域 H20(2008) 7圏域 H20(2008)
			6圏域 H22(2010) 7圏域 H22(2010)
周産期死亡率(出産千人当たり) ^{注6}	4.4人(全国9位)	H16(2004)	4.1人(全国27位) H20(2008) 全国1位 H20(2008)
			4.4人(全国16位) H21(2009) 全国1位 H22(2010)
(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援			
小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む。)提供量 ^{注7}	0人	H17(2005)	1,147人 H20(2008) 2,408人 H20(2008)
			2,365人 H22(2010) 2,619人 H23(2011)
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防を含む。)定員数 ^{注7 注8}	2,048人	H16(2004)	3,990人 H20(2008) 3,976人 H20(2008)
			4,564人 H23(2011) 5,056人 H23(2011)
グループホーム・ケアホームサービス量(1か月分) ^{注9}	600人分	H18(2006)	1,095人 H21(2009) 1,437人 H23(2011)
消防団員のうち女性の占める割合	1.1%	H17(2005)	1.8% H22(2010) 7.8% H22(2010)

(注5) 平成21(2009)年3月に「広島県総合計画「元気挑戦プラン」後期実施計画」を策定したことから、目標値(年度)を変更している。

(注6) 妊娠22週から生後1週間未満の期間における出産千人当たりの死亡率で、数値の低い方からの順位。(平成20(2008)年の数値については概数)なお、「広島県総合計画「元気挑戦プラン」後期実施計画」の策定に伴い、目標値(年度)を変更している。

(注7) 平成21(2009)年3月に「第4期ひろしま高齢者プラン」を策定したことから、目標値(年度)を変更している。

(注8) 平成23(2011)年4月現在の現況値である。

(注9) 平成21(2009)年3月に「第2期広島県障害福祉計画」を策定したことから、目標値(年度)を変更している。(指標名及び計画策定時の数値(年度)は、平成19(2007)年3月に「広島県障害福祉計画」を策定した際に変更)

第 4 部

**平成 23（2011）年度に
県が実施しようとする施策**

平成23(2011)年度に県が実施しようとする施策

(注)予算額は、当初予算額を示している。(単位:千円)

環境づくり

基本となる施策の方向

1 働く場における男女共同参画の推進

県の施策 (1)男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

具体的施策

- ① 国・県・市町の連携により、労使を始め社会全体に、労働基準法、男女雇用機会均等法等の法令や働きやすい職場づくりについての周知徹底及び男女が共に個性と能力を発揮しながら働くことができる職場環境の整備促進

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
働きやすい職場作りや職場環境の整備に向けた意識啓発 広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」などを通じて労働基準法、男女雇用機会均等法等の法令や働きやすい職場づくりについて周知徹底を図るとともに、男女が共に個性と能力を発揮しながら働くことができる職場環境を促進	—	—	商工労働局 雇用労働政策課 産業人材課

- ② 男女雇用機会均等法等の周知及び積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進に向けた啓発

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
働く女性のポジティブ・アクション推進セミナーの開催 職場における昇進・昇格等の男女間格差を是正し、女性が十分に能力を発揮できる職場環境づくりを促進するため、事業主等を対象としたセミナーを開催	408	408	商工労働局 産業人材課
警察施設における女性用施設の整備 女性警察官が、十分に能力を発揮できる職場環境づくりを推進するため、女性用施設を整備	—	—	警察本部

- ③ 自ら問題意識を持って、その人が持つ個性と能力をさらに職場で輝かせたいと思う女性の挑戦の支援

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
女性のチャレンジ支援 関係機関が実施するチャレンジ支援情報の提供やチャレンジ相談、女性の様々なチャレンジに向けた意欲を喚起するための講演会を開催する(財)広島県女性会議を支援	383	354	環境県民局 人権男女共同参画課

- ④ 県における平等取扱いと成績主義の原則に基づく女性の管理職への積極的な登用の推進

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
管理監督者への女性の登用 全職場における女性職員の職域拡大、管理監督者への積極的な登用を促進	—	—	総務局 人事課 人事委員会 総務課 教育委員会 教職員課 警察本部
自治大学校第1部・第2部特別課程研修への派遣 自治大学校第1部・第2部特別課程研修へ女性職員を派遣 ・実施機関 自治大学校 ・時期 9～10月 ・対象 1人	305	305	総務局 人事課
女性管理監督者研修会への派遣 地方自治体女性管理監督者研修会へ女性職員を派遣 ・実施機関 自治体女性管理者フォーラム ・時期 11月 ・対象 1人	187	187	総務局 人事課
女性職員ステップアップセミナーの実施(自治総合研修センター事業) 女性職員を対象に、総合的な行政能力の向上を図る研修を実施	—	—	総務局 人事課
女性警察官の人材育成と職域拡大 女性警察官の積極的採用、人材育成及び各部門への職域拡大	—	—	警察本部 警務課

県の施策 (2)仕事と家庭が両立できる環境の整備

具体的施策

① 育児・介護休業法等の周知及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の促進

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
男性の育児休業等促進事業 男性の積極的な育児を促進するための、マスコミを活用した広報、訪問による企業への働きかけ、中小企業への「いきいきパパの育児奨励金」の支給等	18,893	36,379	商工労働局 産業人材課
両立支援ワンストップサービス事業(一般事業主行動計画策定の支援) 仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備を促進するため、「両立支援企業応援コーナー」において、企業の一般事業主行動計画の策定・実施を支援	1,116	966	商工労働局 産業人材課
仕事と家庭の両立支援推進事業 特に中小企業への訪問を行い、一般事業主行動計画の策定を支援	24,729	24,141	商工労働局 産業人材課
職場環境実態調査の実施 次世代育成支援社会の実現などに向けた行政施策の基礎資料とするため、企業の取組状況を調査	497	2,885	商工労働局 産業人材課
労働支援融資(仕事と家庭の両立支援資金) 次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を策定し、かつ、両立支援企業登録制度に登録し、行動計画に基づく事業を行う中小企業者等への融資	61,000	70,000	商工労働局 産業人材課 経営革新課
次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画(H16年度策定)の取組を推進 ・広島県特定事業主行動計画「県職員の仕事と子育て両立支援プログラム」 ・広島県教育委員会特定事業主行動計画 ・広島県警察次世代育成支援対策行動計画	—	—	総務局 人事課 教育委員会 総務課 警察本部 教職員課 警務課

② 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた環境の整備を推進するための啓発
特に、働き方の見直しに向けた事業主及び管理職に対する多様な働き方の導入や働きやすい職場環境の整備に関する啓発

	事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
	普及啓発 労働者の多様な事情や業務の態様に応じた労働時間の設定や年次有給休暇の取得促進等について、企業への啓発	—	—	商工労働局 雇用労働政策課
新規	ワーク・ライフ・バランス推進事業 職場の風土づくりの一環として、企業等が行う従業員及びその子どもや家族、地域社会との相互理解を深めるための取組を支援 ◆こどもの職場参観日等奨励金 ◆こどもの職場参観日等取組発表会等	—	5,495	商工労働局 雇用労働政策課
新規	ワーク・ライフ・バランス推進事業 看護職員が、健康で働き続けることが可能となるような職場環境づくりを支援 ◆相談窓口の設置 アドバイザー派遣、研修の実施	—	5,422	健康福祉局 医務課

③ 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援・介護サービス等の充実

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
女性の継続就業促進事業(事業所内保育施設整備促進補助金) 女性の継続就業等を支援するため、従業員の保育ニーズに対応し、事業所内保育施設を設置・運営する中小企業等に対し、費用の一部を助成 <補助率> 県2/3	34,000	34,250	商工労働局 産業人材課
一時預かり事業 保護者の傷病・入院、災害・事故、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等のために緊急・一時的な保育を行う市町に助成 <負担割合> H21まで県2/3(国1/3), 市町1/3 H22から国1/2, 市町1/2	—	—	健康福祉局 こども家庭課
延長保育促進事業 民間保育所における11時間の開所時間を越えて実施する延長保育に要する経費を助成 <負担割合> 県2/3(国1/3), 市町1/3	255,014	331,592	健康福祉局 こども家庭課
休日保育事業 日曜日や祝日等に保育を実施する市町に助成 <負担割合> 県2/3(国1/3), 市町1/3	3,189	2,992	健康福祉局 こども家庭課
特定保育事業 恒常的な入所に至らない週一定程度利用する児童の保育を実施する市町に助成 <負担割合> 県2/3(国1/3), 市町1/3	12,420	11,241	健康福祉局 こども家庭課
病児・病後児保育事業 地域の児童を対象に発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等において看護師等が預かる事業、及び保育中に体調不良となった児童を看護師等が緊急的な対応を行う事業を行う市町に助成 <負担割合> 県2/3(国1/3), 市町1/3	53,286	68,525	健康福祉局 こども家庭課
待機児童解消促進等事業 待機児童の解消のために、保育所(分園)の保育に要する経費及び郊外の保育所へ児童を送迎するために係る経費を助成 <負担割合> 県2/3(国1/3), 市町1/3	800	800	健康福祉局 こども家庭課
安心な子育てしやすい環境づくり応援事業 ・医療機関関係者派遣事業 ①歯科医師の派遣 ②小児科医等の派遣 ・地域ごとの多様な保育ニーズ調査や乳幼児対象の医療機関等環境整備調査を実施		86,350	健康福祉局 こども家庭課
保育環境改善事業 保育所の病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)の実施に必要な保育所の改修に要する経費を助成 <負担割合> 県2/3(国1/3), 市町1/3	333	0	健康福祉局 こども家庭課
放課後児童健全育成事業 仕事等により、保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児に対し、授業の終了後に学校の余裕教室、児童館を利用して、適切な遊び及び生活の場を与える「放課後児童クラブ」を実施する市町に助成 <負担割合> 県2/3(国1/3), 市町1/3	520,679	557,998	健康福祉局 こども家庭課
放課後子ども教室推進事業 地域住民等の参画を得ながら、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する市町に助成 <負担割合> 県2/3(国1/3), 市町1/3	56,337	54,567	教育委員会 生涯学習課
院内保育所運営支援事業 看護職員を始めとする医療従事者の児童を保育することを目的に、院内保育所施設を設置する病院の運営費を助成(新規加算 児童保育, 休日保育) <負担割合> 県2/3(国1/3), 医療施設1/3	92,934	125,000	健康福祉局 医務課

一部
新規

具体的施策

① パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知によるパートタイム労働者や派遣労働者等の適正な処遇、労働条件の確保の推進

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
普及啓発 パートタイム労働法等の普及啓発	—	—	商工労働局 雇用労働政策課

② 多様な就業ニーズに対応するための就業支援情報の充実

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
ワンストップ雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」の運営 就職支援情報などを提供するサイトの運営	—	—	商工労働局 雇用労働政策課

③ 育児、介護等による離職者の再就職に向けた支援の充実

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
高等技術専門学校における短期課程訓練の実施 短期課程訓練として離職等を対象とした職業訓練 1 呉高等技術専門学校 ・介護サービス科 期間:6か月(入校時期 4月,10月) 定員:20人(延40人) 2 福山高等技術専門学校 ・介護サービス科 期間:6か月(入校時期 4月,10月) 定員:20人(延40人)	1,716	1,649	商工労働局 職業能力開発課
離職者委託訓練事業 母子家庭の母等の仕事と家庭の両立を支援するための職業訓練(知識等習得訓練)を民間教育訓練機関等へ委託して実施 ※高等技術専門学校4校で実施 内容:簿記習得科, パソコンマスター科, 介護福祉サービス科等 期間:3か月 定員:30人	8,190	6,048	商工労働局 職業能力開発課
女性の就職総合支援事業 「ひろしましごと館」の中に、次の支援がワンストップで受けられるよう窓口を設置 ◆ 就職に関する情報提供 ◆ カウンセリング ◆ 職業適性診断・キャリアコンサルティング ◆ 就職支援セミナー ◆ 就職先でのインターンシップ ◆ 就業斡旋 等	—	15,000	商工労働局 産業人材課
女性医師等就労環境整備事業 1 女性医師短時間正規雇用導入支援事業(H22・H23) 女性医師の短時間正規雇用制度を医療機関が導入するため、人件費等の一部を補助する 2 ベビーシッター等活用支援事業(H23) 女性医師のベビーシッター等保育サービス活用支援制度を医療機関が導入するため、その経費の一部を補助する 3 女性医師相談窓口(H22) ※H23年度は広島県地域医療推進機構(仮称)事業に移管女性医師の復職・育児の悩み等に対応する相談窓口を設け、復職、育児支援の総合的な支援を行う。	5,320	30,960	健康福祉局 医療政策課
ベビーシッター等活用支援事業(H22) ※H23年度は女性医師等就労環境整備事業へ統合	1,440	—	健康福祉局 医療政策課
女性医師相談窓口設置(H23) ※広島県地域医療推進機構(仮称)運営事業の中で実施 ※H22年度は女性医師等就労環境整備事業として実施 女性医師の復職・育児の悩み等に対応する相談窓口を設け、復職、育児支援の総合的な支援を行う。	—	3,860	健康福祉局 医療政策課
看護職員復職支援事業 育児などで離職中の看護職員を対象に、看護実践能力や復職に対する不安を解消し、再就業を支援するため、技術演習などの事前研修及び病院において実践研修を実施 研修コース及び研修内容 ・看護師コース, 助産師コース ・看護記録, 医療機器の取扱, 検査データの見方, 看護技術(採血・注射・輸液など)	13,727	12,600	健康福祉局 医務課
介護福祉士等再就職支援セミナー 未就業の介護福祉士等有資格者を対象にした介護技術の演習や求人情報の提供等による再就職支援(介護福祉士養成施設等に対する補助)	7,800	12,480	健康福祉局 地域福祉課

④ 働きやすい雇用環境づくりに向けた雇用労働や子育て支援に関する情報提供の充実

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
ワンストップ雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」及び「ひろしまジョブサイト」の運営 求人情報や就職支援情報などの雇用労働に関する幅広い情報を提供するサイトの運営	2,807	2,704	商工労働局 雇用労働政策課

県の施策 (4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

具体的施策

① 方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
普及啓発及び取組支援 商工会議所等の女性部活動事業に対する支援	6,100	6,600	商工労働局 経営革新課
普及啓発及び取組支援 農業団体への啓発及び農山漁村地域の女性団体等の取組支援、活動状況の広報等	—	—	農林水産局 農業担い手支援課 団体検査課

② 男女が対等なパートナーとして互いに協力して経営等に参画するため、市町や関係団体の取組の支援

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
啓発資料等の提供 全国段階の活動事例・地域の活動事例等を市町等へ提供	—	—	農林水産局 農業担い手支援課

県の施策 (5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

具体的施策

① 技術・経営管理能力の向上を図るための取組の支援

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
経営・技術強化支援事業 広島県商工会連合会が小規模事業者の要請に応じて専門家を派遣する事業を支援	1,200	1,200	商工労働局 経営革新課

② 経営相談等のニーズに適切に対応するための指導・相談体制の充実

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
資質向上対策事業 商工会議所等が経営指導員の資質向上を図るために実施する研修を支援	3,400	3,400	商工労働局 経営革新課

③ 低利融資制度の運用による起業や経営活動の支援

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
産業支援融資(創業支援資金) 新事業開始若しくは会社設立予定の個人又は中小企業者である会社並びに事業開始後5年未満の中小企業者への融資	396,000	698,000	商工労働局 経営革新課

④ 集落法人において農業経営の多角化・複合化等の「6次産業化」を行うことによる経済的自立の促進

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
集落法人の経営の多角化・複合化の指導 女性の参画により「6次産業化」等経営の多角化を推進	—	—	農林水産局 農業担い手支援課

⑤ 市町や農林漁業関係団体が整備する農林水産業施設のユニバーサルデザイン化に向けた働きかけ

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
普及啓発 高齢者や障害者などが安心して利用できるように市町や農林漁業関係団体が整備する農林水産施設のユニバーサルデザイン化を啓発	—	—	農林水産局 農林水産総務課

基本となる施策の方向

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

県の施策 (1)政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

具体的施策

① 様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するための啓発

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
普及啓発 各種普及啓発講座を実施する(財)広島県女性会議への支援 等	—	—	環境県民局 人権男女共同参画課 全部局
広島県「減らそう犯罪」推進会議の開催 県民、行政、事業者等が意見交換を行い、相互連携、協力を図るとともに「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動の方向性等を決定するための推進会議を開催	543	227	警察本部 全部局

② 県の行政委員会及び審議会等委員への女性の積極的登用

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
審議会等委員への女性の参画の推進 県の審議会への女性の参画を積極的に推進	—	—	総務局 人事課 教育委員会 総務課 全部局

③ 市町の行政委員会及び審議会等委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画促進に向けた働きかけ

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
法等の普及啓発 男女共同参画社会基本法、広島県男女共同参画推進条例及び広島県男女共同参画基本計画(第3次)の普及啓発	—	—	環境県民局 人権男女共同参画課 全部局

④ 政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
「エソールひろしま大学」の運営支援 政策・方針決定の場への女性の参画を促進するため、(財)広島県女性会議が実施する「エソールひろしま大学」の運営を支援 1 基礎講座 期間:半年の間に全6回で1コースとなる講座を2コース開催 定員:広島校25人、福山校15人(1コース) 2 応用講座 期間:8か月 定員:広島校30人、福山校20人 ほか	3,287	3,458	環境県民局 人権男女共同参画課

県の施策 (2)地域社会活動における男女共同参画の推進

具体的施策

① 地域づくりを担うボランティア、NPO、住民自治組織等の活動推進のための情報提供や相談支援体制の充実

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
NPO・ボランティア活動促進事業 NPOに関する情報の発信及び法人制度の普及啓発を行い、NPOに対する県民の理解と参加を促進	965	1,165	環境県民局 県民活動課
NPO等自立促進事業 NPO法人への専門家派遣や新しい公共の場づくりのためのモデル事業等を行うとともに、優れた活動を行うNPO法人を表彰し、NPO等が自立的に活動できる環境整備を推進	—	59,920	環境県民局 県民活動課

② 男女の地域づくりへの参画を促進するための積極的な情報提供

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
男女共同参画社会づくり推進事業(地域の取組支援) 市町や各種地域団体の取組を促進するため、先進的取組情報の提供や、機運の醸成につながる講演会を開催	900	1,086	環境県民局 人権男女共同参画課

③ 地域における方針決定過程への女性の参画を促進するための啓発

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
男女共同参画社会づくり推進事業(地域の取組支援) 市町や各種地域団体の取組を促進するため、先進的取組情報の提供や、機運の醸成につながる講演会を開催	900	1,086	環境県民局 人権男女共同参画課

再掲

基本となる施策の方向

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

県の施策 (1) 県の推進体制の充実等

具体的施策

- ① 各部署の連携による男女共同参画社会の実現に向けた積極的かつ総合的な施策の推進

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
庁内各部署と連携した男女共同参画の総合的な推進 男女共同参画関連施策の実施状況の把握及び今後の推進方策の検討	—	—	環境県民局 人権男女共同参画課 全部局

- ② 施策の推進に当たっての目標値の設定及びその検証

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
「広島県の男女共同参画に関する年次報告」の作成 行動目標の達成に向けた施策推進状況の把握、具体的施策の成果の検証 (男女共同参画基本計画に掲げる行動目標の達成に向けた進行管理)	230	230	環境県民局 人権男女共同参画課 全部局

- ③ 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の実施

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
男女共同参画に関連する基礎数値の調査・分析 男女共同参画に関連するデータ収集・分析、市町及び大学等の取組状況に関する調査	—	—	環境県民局 人権男女共同参画課 全部局

県の施策 (2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化

具体的施策

- ① 男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設としての各種事業の充実及び新たなニーズに対応した先駆的事业の実施

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
エソール広島の管理・運営、事業の充実強化 エソール広島の各種機能を充実させるため、その管理運営を行う(財)広島県女性会議を支援	—	—	環境県民局 人権男女共同参画課
広島県女性総合センター修繕事業 照明機器等の改修	10,622	10,622	環境県民局 人権男女共同参画課

- ② NPO、大学、企業等と連携・協働した男女共同参画の取組の推進

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
「エソール広島情報センター」の運営を支援 男女共同参画に関する各種情報の収集及び提供 ・女性団体情報 登録団体:75団体 ・人材情報 エソール人材バンク:登録者853人 ・各種資料 図書、行政資料、ビデオ等 ホームページ運営	626	577	環境県民局 人権男女共同参画課
エソール相談コーナーの運営支援 日常生活上の様々な悩みの解決を図るため「電話相談」と「面接相談」を実施するほか、女性の学習、社会参画等の活動に関する相談に対応	986	901	環境県民局 人権男女共同参画課

- ③ 県内市町男女共同参画センターと連携した取組の推進及び県立センターとしてのコーディネート機能の充実強化

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
関係機関との連携、コーディネート機能の強化 県内市町男女共同参画センターとの連携を深め、幅広い取組を推進するため、県立のセンターとしてのコーディネート機能を充実・強化	—	—	環境県民局 人権男女共同参画課

県の施策 (3) 市町等との連携強化・取組支援

具体的施策

- ① 先進的取組事例の提供などによる市町の取組に対する積極的な支援

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
男女共同参画社会づくり推進事業(地域の取組支援) 市町や各種地域団体の取組を促進するため、先進的取組情報の提供や、機運の醸成につながる講演会を開催	900	1,086	環境県民局 人権男女共同参画課

- ② NGO、NPO、ボランティアへの活動交流場所の提供とこれらの団体と連携・協働した男女共同参画社会実現に向けた取組の推進

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
地域団体等の活動支援 地域団体、ボランティア団体等の自主的な活動や交流の促進のため、活動交流支援センターを運営する(財)広島県女性会議を支援	—	—	環境県民局 人権男女共同参画課

人づくり

基本となる施策の方向

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

県の施策 (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

具体的施策

- ① 多様な機会や情報手段による男女共同参画に関する理解を深めるための広報・啓発
特に、男性や若い世代の理解を深める広報・啓発

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
男女共同参画週間事業の実施 ・パネル展示、啓発パンフ、広報誌等の配布 ・関係機関及び各種団体等からの依頼による講演の実施	—	200	環境県民局 人権男女共同参画課
メディアを活用した啓発 「広島県からのお知らせ」及びラジオ等による広報・啓発	—	—	環境県民局 全部局 人権男女共同参画課
県民参加型の啓発活動の実施 人権啓発講演会、人権啓発セミナー等の開催	—	—	環境県民局 人権男女共同参画課

県の施策 (2) メディアにおける男女共同参画の推進

具体的施策

- ① 人権に対する配慮を欠く取扱いの防止に向けた、インターネット等を含む各種メディアの自主的な取組に係る啓発

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
普及啓発 メディアの人権を尊重した表現が促進されるよう相談・助言	—	—	環境県民局 人権男女共同参画課
普及啓発 家庭、インターネットカフェ等において、フィルタリングソフトが導入されるよう普及・啓発を実施	1,293	87	環境県民局 県民活動課
インターネット等への対応 ・「サイバーセキュリティカレッジ」を通じた広報啓発活動の実施 ・インターネット等におけるわいせつ情報や性的商品化に対する取締りの強化	—	—	警察本部 生活安全総務課 生活環境課

- ② 情報を主体的に収集、判断、発信等できる能力の必要性に関する啓発及び学校における情報教育の充実

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
情報教育の充実 ・児童・生徒の情報活用能力の向上のための学習活動の充実 ・教員研修による教員の情報モラル教育の基礎的知識の習得や指導方法の充実 ・小・中・高・特別支援学校の児童・生徒に対する学校への携帯電話の持込を原則禁止 他人への影響を考えて行動することやインターネット上の違法・有害情報への対応など 情報モラル教育を充実	—	—	教育委員会 秘書広報室 学校経営課 指導第一課 指導第二課 指導第三課

- ③ 県における男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物等の発行

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
普及啓発 国が作成した広報ガイドライン「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」や「男女共同参画の広報のために」に基づく広報の実施	—	—	環境県民局 全部局 人権男女共同参画課

基本となる施策の方向

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

県の施策 (1) 男女共同参画を推進する教育の充実

具体的施策

- ① 男女共同参画について理解し、だれもお互いの個性や意思を尊重するための子どもの発達段階に応じた教育の充実

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
広島県高等学校家庭クラブ連盟の活動 家庭科の学習で習得した知識・技術を生活に生かし、男女が協力して主体的に家庭生活を創造していく実践力を育成	—	—	教育委員会 指導第二課

- ② 小・中・高等学校等におけるキャリア教育の充実

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
発達段階に応じた体系的なキャリア教育の推進 児童生徒がキャリア教育に関する学習内容等を記録する「わたしのキャリアノート」の活用を推進	—	—	教育委員会 指導第一課 指導第二課

県の施策 (2) 生涯を通じた学習機会の提供

具体的施策

- ① 男女共同参画に関する理解を深めるための生涯にわたる多様な学習機会の提供

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
高等教育機関との連携による学習機会の提供 高等教育機関連携公開講座「ばれつとカレッジ」を実施し、大学等のもつ様々な分野の学習機会を提供	900	505	教育委員会 生涯学習課
「エソール広島情報センター」の運営を支援 男女共同参画に関する各種情報の収集及び提供 ・女性団体情報 登録団体:75団体 ・人材情報 エソール人材バンク:登録者853人 ・各種資料 図書、行政資料、ビデオ等 ホームページ運営	626	577	環境県民局 人権男女共同参画課

- ② 男女が様々な分野での活動に主体的に参画できるような学習の機会の提供

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
学習機会の提供 地域支援事業により学習機会を提供する(財)広島県女性会議を支援	—	—	環境県民局 人権男女共同参画課

- ③ 男女共同参画に関する学習情報の提供や学習相談への対応等の学習支援体制の整備

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
生涯学習情報提供の充実 県民の生涯学習活動を促進するため、生涯学習情報提供システム「ひろしまナビネット」の運営により、生涯学習・社会教育に関する情報提供を充実	900	—	教育委員会 生涯学習課
情報の提供 社会参画に関する学習情報を提供する(財)広島県女性会議を支援	—	—	環境県民局 人権男女共同参画課

県の施策 (3) 研修の充実・支援

具体的施策

- ① 県職員の男女共同参画に関する理解を深めるための管理職、一般職等職務に応じた研修の実施

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
自治総合研修センター事業 一般研修や人権問題職場研修推進員研修等において、個別テーマとして研修を実施	—	—	総務局 人事課
職場研修の実施	—	—	全部局

- ② 市町職員の男女共同参画に関する理解を深めるための市町と連携した研修の機会の提供

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
自治総合研修センター事業 特別研修において、個別テーマとして研修を実施	—	—	総務局 人事課

- ③ 男女共同参画に関する理解を深めるための事業主に対する研修や企業が実施する研修の支援

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
情報の提供 男女共同参画に係る各種講座や講師等に関する情報の提供	—	—	環境県民局 人権男女共同参画課

基本となる施策の方向

3 家庭における男女共同参画の推進

県の施策 (1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実

具体的施策

- ① 家族が互いに尊重し協力し合い、家族の一員として家事や育児、介護などの責任を果たすための多様な啓発

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
普及啓発 各種普及啓発講座を実施する(財)広島県女性会議を支援	—	—	環境県民局 人権男女共同参画課

- ② 男性の家事や育児、介護などへの参画を支援するための学習機会の提供、具体的なモデルや成果の啓発

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
男性対象講座の実施 男性の育児や家庭生活の参画に向けた学習機会を提供する(財)広島県女性会議を支援	383	354	環境県民局 人権男女共同参画課

県の施策 (2) 家庭教育・子育て支援の充実

具体的施策

- ① 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
家庭教育支援 子どもを持つ親の子育てに関する学習機会を拡充させるため、『親の力』をまなびあう学習プログラム』の普及・改善、ファシリテーターの資質向上及び全県的なネットワーク化の促進	1,566	1,000	教育委員会 生涯学習課

- ② 子どもと家庭に関する相談支援体制の充実

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
子ども何でもダイヤル電話相談事業 子育てや子ども自身の悩みについて電話相談により早期、適切に援助	5,637	5,727	健康福祉局 こども家庭課
教育相談推進事業 児童生徒の悩みや不安の相談に応ずる相談体制の整備	7,030	6,653	教育委員会 指導第三課

- ③ 多様な主体の協働による子育て支援の促進やニーズに応じた子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策の計画に基づく市町の取組の促進などの子育て支援体制の充実

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
地域子育て支援拠点事業 育児相談やつどいの広場など地域子育て支援の拠点となる保育所等への支援等を行う市町に対し助成 <負担割合>H21まで県2/3(国1/3), 市町1/3 H22から国1/2, 市町1/2	—	—	健康福祉局 こども家庭課
ふるさと納税による子育て応援事業 「ノーバディーズ・パーフェクト」の実施により子育ての不安解消を図る(財)ひろしまこども夢財団を支援	1,791	484	健康福祉局 こども家庭課

安心づくり

基本となる施策の方向

1 生涯を通じた健康と自立の支援

県の施策 (1) 生涯を通じた健康対策の推進

具体的施策

① 思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期等各ステージにおける性別に対応できる医療及び健康づくり対策の実施

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
生活習慣病対策事業 「健康ひろしま21」(県健康増進計画)に基づく健康増進施策を推進するため、進捗状況の進行管理、評価分析、推進施策を協議	347	—	健康福祉局 健康対策課
健康増進事業 中高年の疾病予防及び健康管理を図るため、市町が実施する次の事業に対して助成 ・健康教育事業 ・機能訓練事業 ・健康相談事業 ・訪問指導事業 ・健康診査事業 ・健康手帳の交付	43,269	41,054	健康福祉局 健康対策課
ひろしま健康づくり県民運動 幅広い関係者によって設置された「ひろしま健康づくり県民運動推進会議(平成20年7月設立)による、健康づくり県民運動を実施し、個人の健康づくりを社会全体で支援 ・ひろしま健康づくり県民運動推進会議の開催 ・ひろしま健民コンクール 県民の健康づくりを支援する取組実施者や自ら健康のために行動変容し、県民の模範となる者の表彰 ・「こころの健康づくり」に係る企業や店舗のゲートキーパー機能育成 企業や店舗がこころのゲートキーパー機能を果たすための研修会の開催及び啓発資料の配付	6,078	—	健康福祉局 健康対策課
健康ひろしま21推進事業 県民一人ひとりの主体的な取組を支援するとともに、健康づくりの機運を醸成する「ひろしま健康づくり県民運動」の推進 市町や関係団体等の連携のもと、健康ひろしま21を推進を図るとともに、健康ひろしま21推進協議会の開催や県民健康意識調査の実施などによって、計画の進捗管理 県民に対し、健康づくりに関する情報を発信する「ひろしま健康ネット」の開設及び運営		8,293	健康福祉局 健康対策課
たばこ対策推進事業 受動喫煙防止や喫煙率の低下を促進するため、企業の取組調査やシンポジウムを実施		3,938	健康福祉局 健康対策課
妊婦健康診査支援事業 市町が実施する妊婦健康診査助成事業のうち、地方財政措置がされていない9回分について、国からの妊婦健康診査臨時特例交付金を原資に妊婦健康診査支援基金を造成し、費用の一部を助成	692,591	698,228	健康福祉局 健康対策課
市町国保特定健診・保健指導県負担金 市町国保が実施するメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)等の概念を導入した特定健診・特定保健指導に要する費用の一部を助成 ・対象者 40歳～74歳の市町国民健康保険の被保険者	135,270	178,487	健康福祉局 健康対策課
新規 未来のパパママ育成事業 高校生等が「命の大切さ」を学び将来親となる自覚を持つことを目的に、高等学校等へ専門医が講師として出向く「出前講座」を実施し、妊娠・出産・子育て等について理解を深めることを支援	—	3,088	健康福祉局 健康対策課

② 女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができる母性保護と母性健康管理対策の推進

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
母性健康管理指導事項連絡カード活用の推進	—	—	商工労働局 産業人材課 健康福祉局 健康対策課

③ HIV/エイズ、性感染症、薬物乱用などの実態を踏まえた対策の推進

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
エイズ予防対策事業 (2については、H23年度:健康対策推進費) 1 推進体制の充実…エイズ対策推進会議を開催 2 普及啓発の推進…啓発資料の作成配布及び出前講演会等を開催 3 相談体制の充実… カウンセリング能力を有する職員を養成するとともに、保健所(支所)、健康対策課、広島エイズダイアルで相談業務を実施 ・電話相談 毎週土、日曜日(9:00～16:00)※第1土曜日は除く。 ・派遣カウンセラーによる相談 随時(医療機関、保健所(支所)からの予約) 4 検査体制の充実…感染の不安がある人などに、次の所でエイズ抗体検査を匿名無料で実施 ・各保健所等 ・広島エイズダイアル(県立広島病院内) 毎月第2・4日曜日 13:00～16:00 5 医療体制の充実 ・エイズカウンセラーの派遣 ・エイズ予防薬の配置 ・県内拠点病院の設置 ・県中核拠点病院の指定	6,865	6,605	健康福祉局 健康対策課
感染症対策事業 感染症の発生動向に関する情報収集・解析及びその結果の公開・提供、感染症指定医療機関への運営費補助 等	53,649	51,713	健康福祉局 健康対策課
肝炎対策事業 1 肝炎対策協議会の開催 2 肝炎診療連携拠点病院の機能の充実・強化 (1)肝炎患相談室の運営 広島大学病院 月～金 10:00～16:00(12:00～13:00を除く。) 福山市民病院 月～金 9:00～16:00(12:00～13:00を除く。) 電話及び面談(面談は予約制) 看護師等対応 (2)肝炎診療連携拠点病院等連絡会の運営 (3)医療従事者(専門)研修の実施 3 普及啓発 肝炎患者や家族等を対象に、肝炎に関する正しい知識や受診の促進を図るため、リーフレット等を活用した普及啓発を実施	6,034	4,015	健康福祉局 業務課
肝炎ウイルス検査・治療費助成事業 1 肝炎ウイルス検査の実施(無料)…実施場所:保健所(支所)・委託医療機関 2 医療費助成等…インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を実施した者(県が発行する受給者証を有する者)に対して医療費を助成 3 制度の普及啓発…治療費助成制度を円滑に運営するため、制度に係る事項について、関係機関に対し説明会等を実施	828,429	702,231	健康福祉局 業務課
薬物乱用防止対策事業	4,463	4,411	健康福祉局 業務課

④ 不妊相談等支援体制、周産期医療体制及び小児医療体制の充実

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
広島県周産期医療システム運営事業 1 周産期医療協議会 産科・小児科の専門家を中心に周産期医療体制の整備について協議 2 周産期医療情報ネットワークシステム 周産期母子医療センターの応需情報を搬送機関等に提供して、母体・新生児の救急搬送を支援するとともに、周産期医療情報等について関係者及び県民に提供	9,027	7,105	健康福祉局 医療政策課
周産期母子医療センター運営支援事業 ハイリスクの分娩・出産及び新生児医療を担う、総合・地域周産期母子医療センターの運営に対する補助	66,718	84,235	健康福祉局 医療政策課
周産期医療体制機能強化事業 各圏域における分娩取扱施設と健診施設等、施設間の機能分担の検討に対する補助		2,100	健康福祉局 医療政策課
周産期母子医療センター施設整備事業 東広島医療センターが整備する周産期母子医療センターに対する補助	60,482	46,920	健康福祉局 医療政策課
小児救急医療確保対策事業 <小児救急医療支援事業> 休日夜間の当番日に小児科医が当直し、受け入れ体制を確保することに対する補助 <小児救急医療拠点病院運営事業> 365日24時間体制で小児救急患者を受け入れることに対する補助 <小児救急医療電話相談事業> 夜間における子どもの急な発熱やケガについて、小児科医や看護師が相談員として電話でアドバイスを実施 相談時間 19:00～22:00(通年で実施)	144,785	143,104	健康福祉局 医療政策課
不妊治療等支援事業(H23年度:不妊治療助成事業に変更) <不妊専門相談センター事業> 不妊に関する相談指導、治療に対する情報提供等を実施 [一般相談] 電話相談 毎週火・水曜日 16:00～18:30 助産師対応 面接相談 毎週金曜日 14:00～16:00 助産師対応 FAX相談 随時受付 毎週金曜日に返信 助産師対応 電子メール相談 随時受付 原則1週間以内に返信 助産師対応 [専門相談] 面接相談(医師対応)※一般相談後に予約制で実施 <不妊治療支援事業> 1. 配偶者間の特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する費用の一部を助成 ・助成額 1回当たり上限額15万円、1年度2回まで、通算5年間助成(H23年度 初年度のみ3回、通算5年、10回を超えないに拡充予定) ・対象者 夫婦の所得の合計額が730万円未満の者 2. 不妊治療支援事業検討会議 ・適正かつ効果的な不妊治療支援事業の推進を図るため今後のあり方等を検討	114,620	160,069	健康福祉局 健康対策課

具体的施策

① 高齢者が知識や経験を生かし、生きがいをもって社会参加ができるための情報提供や普及啓発、人材養成の実施

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
明るい長寿社会づくり推進事業 高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を推進するための事業を実施 <運営方法> (財)広島県健康福祉センター(指定管理者) <事業内容> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ、健康づくり及び地域活動の推進 ・高齢者の社会活動を促進するための指導者等の育成 ・高齢者の生きがいと健康づくり関係組織の育成 ・シニア総合スポーツ大会の開催 ・全国健康福祉祭の派遣選手選考及び派遣 	54,677	53,954	健康福祉局 高齢者支援課
老人クラブの育成 平成19年度に財団法人広島県老人クラブ連合会がまとめた「これからの老人クラブ活動のあり方に関する報告書」に基づく健康づくり・介護予防や地域づくり活動の定着について支援 また、市町を単位とする研修、健康づくりなど広域的な事業を展開する市町老人クラブ連合会に対して助成を行うとともに、財団法人広島県老人クラブ連合会に対して助成 ・クラブ数 1,776クラブ ・会員数 100,929人 ※H22.3月末現在。広島市、福山市を除く。	43,681	42,176	健康福祉局 高齢者支援課
ブラチナ世代社会参加促進事業 ・広島県ブラチナ世代支援協議会の運営 ・ブラチナ世代(概ね55歳以上)の高齢期に向けた早めの準備促進のための研修会や普及啓発イベントの開催 ・HPを利用した一元的な情報発信 ・活動実践力を養成するための体験型研修の実施 ・活動意欲のある人を実践活動へ結びつけるための地域の特性に応じた取組に対する支援	13,490	8,730	健康福祉局 高齢者支援課

② 高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備及び障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるための支援

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
介護予防研修相談センター事業 介護知識・技術及び福祉用具の普及、介護予防の推進等により、高齢者の生活の質の確保を図るとともに、高齢者を支える地域づくりを支援 <運営方法> (財)広島県健康福祉センター(指定管理者) <事業内容> <ul style="list-style-type: none"> ・介護知識・技術の普及のための研修 ・福祉用具の展示・相談 ・専門相談(認知症介護・虐待・権利擁護等) 	29,599	29,727	健康福祉局 高齢者支援課
高年齢者就業支援事業 高年齢者の就業を通じた社会参加を図るための、(社)広島県シルバー人材センター連合会に対する補助	10,000	9,500	商工労働局 雇用労働政策課
シルバー就業機会開拓事業 シルバー人材センター等に就業機会開拓専門員を配置し、地域のニーズ把握調査等を実施	82,471	83,019	商工労働局 雇用労働政策課
認知症にやさしい地域づくり支援事業 認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、普及啓発の促進、適切な医療・介護サービスの提供や、地域における認知症ケア体制を強化 ・認知症地域支援体制推進会議の開催 ・認知症に対する理解促進のためのイベントの開催	7,776	2,215	健康福祉局 高齢者支援課
認知症患者医療センター運営事業 認知症患者と家族に対する支援を充実するため、早期からの専門的な医療の提供、専門医療相談及び介護との連携を行うための「認知症患者医療センター」を設置	13,783	13,624	健康福祉局 健康対策課
介護サポーター養成研修 介護関係業務の未経験者を対象に、基礎的な介護技術の演習や介護現場の見学等を内容とする研修を実施(団体等への補助)	3,120	3,120	健康福祉局 地域福祉課
福祉・介護サービスチャレンジ教室 地域住民を対象とした、福祉・介護サービスの意義や実態について紹介する事業等を実施(団体等への補助)	1,560	1,560	健康福祉局 地域福祉課
市町障害者地域生活支援事業 障害者の地域生活を支援するための事業を実施する市町に助成	497,745	523,813	健康福祉局 障害者支援課
聴覚障害者社会参加支援事業 聴覚障害者に対する情報提供を行い、障害者全体の交流を促進(広島県社会福祉協議会に委託)	3,409	4,163	健康福祉局 障害者支援課
障害者社会参加推進事業 障害者の社会参加を推進するため、手話通訳者等の人材育成、身体障害者補助犬育成、全国障害者スポーツ大会選手派遣等を実施	46,774	44,736	健康福祉局 障害者支援課

障害者雇用拡大事業 障害者の職場定着支援のため、企業内ジョブサポーターの養成及び派遣型ジョブサポーターの派遣事業等を実施	8,220	6,836	商工労働局	雇用労働政策課
障害者雇用・就業促進事業 障害者の職場への適用力を高めるための訓練等を実施	5,992	6,050	商工労働局	雇用労働政策課
障害者就業支援事業 障害者就業・生活支援センターに就業支援者を配置し、企業開拓支援や就職支援等を実施	43,790	43,304	商工労働局	雇用労働政策課
障害者在宅ワーク支援研修事業 通所が困難な重度障害者等が在宅にてIT技能を修得する訓練を実施し、障害者の在宅勤務を促進	5,163	5,163	商工労働局	職業能力開発課
労働支援融資(障害者雇用促進支援資金) 次のいずれかに該当する中小企業者への融資 ①新たに障害者を常用雇用するもの ②常用雇用している障害者の割合が1.8%以上のもの ③障害者の雇用促進を図るための施設・設備の設置又は改善を行うもの	64,000	76,000	商工労働局	雇用労働政策課 経営革新課

③ ひとり親家庭の状況に応じた就業等支援体制や経済的支援の充実

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
母子家庭等自立支援事業 母子家庭の母等に対して、就業相談、職業能力開発等の就業支援を実施 また、母子家庭に対して家庭生活支援員を派遣等する市町に対して補助	21,018	14,330	健康福祉局 子ども家庭課
高等技能訓練促進費 母子家庭の母親に就職に有利な資格取得に係る訓練期間中の生活費を給付	209,798	290,025	健康福祉局 子ども家庭課
ひとり親家庭ITスキルアップ就業支援事業 ひとり親家庭の在宅就業支援のため、在宅就業支援センターを設置し訓練等を実施	—	200,474	健康福祉局 子ども家庭課

④ 求職者の就業に向けた支援の充実

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
ひろしまジョブプラザの運営 就業等を支援する関係施設と連携して、「ひろしまごと館」を運営するとともに、その総合窓口となる県の「ひろしまジョブプラザ」において、全世代を対象とした就職や社会貢献活動に関する幅広い支援を効果的に実施	27,305	27,499	商工労働局 雇用労働政策課
ひろしまごと館福山サテライトの運営 就業等を支援する関係施設と連携して、「ひろしまごと館福山サテライト」にコーディネーターを配置し、全世代を対象とした就職や社会貢献活動に関する幅広い支援を効果的に実施	4,202	4,229	商工労働局 雇用労働政策課
求職者総合支援センターの運営 広島及び福山に「求職者総合支援センター」を設置し、生活資金や住宅などの生活に関する相談と職業相談・職業紹介を一体的に実施することにより、離職者等求職者の就業の促進及び生活の安定を図る。	28,392	24,163	商工労働局 雇用労働政策課
求人開拓員による求人ニーズの掘起し ひろしまごと館及びひろしまごと館福山サテライトに、求人開拓統括マネージャー・求人開拓員を配置して、企業の求人ニーズを掘起し、就業機会の拡大を図る。	54,907	62,503	商工労働局 雇用労働政策課

⑤ 外国籍県民が言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決するための情報提供や相談支援体制の充実

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
多文化共生の地域づくり支援事業 行政情報等の多言語化、外国人相談窓口及び日本語学習支援体制の充実のための施策等を実施	14,227	24,511	地域政策局 国際課

⑥ 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画の推進

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
防災分野における女性の参画に向けた啓発 防災・災害復興体制の整備に対し、政策・方針決定過程から女性の参画を推進するための啓発を実施	—	—	危機管理監 危機管理課

⑦ 多様で幅広い消防団の活動促進のための女性消防団員の確保に向けた広報・啓発の実施

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
消防団員確保のための啓発・広報活動 県のホームページを活用し、女性消防団員に関する内容を充実させるなど、女性消防団員の加入促進を図る。 また、総務省消防庁が作成した消防団員入団促進ポスター等を各消防団・分団、消防本部、市町、高等学校、大学・短期大学等に配布するとともに、各種行事などあらゆる機会をとらえ、パンフレット等を配布し、女性の消防団への加入を促進する。	—	—	危機管理監 消防保安課

基本となる施策の方向

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

県の施策 (1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進

具体的施策

① DV防止法の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
啓発リーフレット等の作成・配布 配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、リーフレット等を作成 (配偶者暴力相談支援センターリーフレット・窓口カード、DV相談マニュアル等)	270	—	健康福祉局 こども家庭課
被害者等に対する情報の提供 ・広報ポスター、リーフレット等の配布 ・DV・ストーカー対策ビデオによる広報	—	—	警察本部 生活安全総務課

② 専門相談員の育成、市町相談窓口の拡充、設置場所の情報提供等被害者が安心して相談することができる相談支援体制の充実

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
専門研修の実施 暴力被害者の特性を知り、被害者の二次被害を防ぐため、婦人相談員等関係職員の専門研修を実施	143	119	健康福祉局 こども家庭課
他都道府県とのネットワークづくりを通じた情報収集 他都道府県との情報交換、暴力被害者の広域移送のためのネットワークづくり、相談業務等に関する情報収集を行うため、各種セミナー等へ参加	711	388	健康福祉局 こども家庭課
女性相談窓口の充実 ・相談に対応する女性警察官の配置拡大 ・女性が安心して訪問・相談できる環境の整備	—	—	警察本部 警務課
専門研修の実施 ・警察署の嘱託相談員に対して対応要領に関する研修の実施 ・被害者支援要員及び心理職職員の技能向上を図るための研修の実施	—	—	警察本部 警察安全相談課

③ 被害者の保護・自立支援体制の充実と関係機関の連携強化

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
弁護士確保 保護命令制度の利用等における法的サポートを行うための体制を整備	110	110	健康福祉局 こども家庭課
休日夜間の電話相談 休日・夜間電話相談員を配置し、被害者からの緊急相談に対応(3名交代制) 夜間 17:00～20:00(土・日・祝日を除く) / 土・日・祝日 10:00～17:00	2,994	3,134	健康福祉局 こども家庭課
通訳の確保 外国人の相談、一時保護、自立支援等各場面に、必要に応じて通訳を確保	250	202	健康福祉局 こども家庭課
被害者の広域移送 配偶者等からの暴力の危険から遠ざけ安全を確保するため、他都道府県の婦人相談所等へ暴力被害者等を移送	726	722	健康福祉局 こども家庭課
関係機関連絡会議の開催 配偶者等からの暴力について、適切かつ迅速な対応を行うため連絡会議を開催し、相談・支援体制のネットワーク化を推進 (法務局、裁判所、警察、福祉事務所、民間団体等)	119	116	健康福祉局 こども家庭課
市町自立支援ネットワーク構築の支援 市町内部等の連絡組織である「配偶者暴力相談支援連絡会」の立ち上げ支援や市町を中心とした被害者支援ネットワークの構築を支援 ・ケース事例集の作成 ・ネットワークの構築支援	11	11	健康福祉局 こども家庭課
相談業務ネットワーク連絡会議の開催 ・関係機関、団体間の連携強化、情報の共有化 ・広島県被害者支援連絡協議会との有機的な連携と協力体制の確立 ・犯罪被害者支援に関する行政機関・団体との相互協力による犯罪被害者等への各種支援の実施	—	—	警察本部 警察安全相談課

④ 民間シェルターへの一時保護委託など民間団体との提携による被害者の支援

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
一時保護委託の実施 配偶者等からの追跡の危険を避け、安全を確保するため、緊急避難的に婦人保護施設、民間シェルターに一時保護を委託 ・民間シェルター住居費加算	9,184	5,629	健康福祉局 こども家庭課
関係機関連絡会議による連携強化、情報の共有化を行うとともに、次の事業の実施を支援 ・シェルター確保事業 ・被害者ケア事業 ・ステップハウス整備支援事業	510	84,658	健康福祉局 こども家庭課

県の施策 (2) セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進

具体的施策

① 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進及び学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
普及啓発 男女雇用機会均等法の普及啓発	—	—	商工労働局 産業人材課
県職員等の職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する基本方針」等に基づき、県職員等の意識を高め、セクシュアル・ハラスメント問題の発生を防止するとともに、職員を対象とした相談窓口（電話や電子メール等）において相談に対応 児童生徒の学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 教育委員会及び学校に、児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談に対応	—	—	総務局 人事課 教育委員会 総務課 警察本部 教職員課 警察本部 警務課

② ストーカー行為に対する取締強化及び防止に向けた啓発

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
ストーカー規制法の効果的運用	—	—	警察本部 生活安全総務課
普及啓発 リーフレット、ポスター等作成・配布	—	—	警察本部 生活安全総務課

③ 性犯罪、売買春に対する取締強化及び防止に向けた啓発。特に児童買春、児童ポルノの撲滅に向けた取組の推進

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
少年をとりまく有害環境対策の推進 有害図書類、違法・有害サイト等少年を取り巻く有害環境の取締強化	892	785	環境県民局 県民活動課 警察本部 少年対策課
福祉犯取締の強化 少年の性被害にかかわる福祉犯の取締強化	490	820	警察本部 少年対策課

④ 女性に対するあらゆる暴力にかかわる相談体制・一時保護体制の整備及び専門相談員の育成

再掲

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
エソール相談コーナーの運営支援 日常生活上の様々な悩みの解決を図るため「電話相談」と「面接相談」を実施するほか、女性の学習、社会参画等の活動に関する相談に対応	986	901	環境県民局 人権男女共同参画課
一時保護の実施(婦人保護事業) 1 西部子ども家庭センター(婦人相談所)の運営 売春防止法に基づき、要保護女子の早期発見、転落の未然防止を行うとともに、社会生活を営む上で何らかの問題を有する女子に対して次の業務を実施 ・相談業務 ・調査 ・医学的、心理学的及び職能的判定・指導 ・一時保護 ・婦人保護施設への収容 2 婦人相談員の設置 要保護女子の転落防止だけでなく、社会生活を営む上で何らかの問題を有する女子に対して相談・指導 (県)西部子ども家庭センター6人、 東部子ども家庭センター1人、北部子ども家庭センター1人 (市)広島・呉・三原・尾道・福山・三次 10人 ※市婦人相談員設置に係る県費負担なし。 3 婦人保護施設への収容保護 要保護女子等の転落防止と保護更生のため施設へ収容し生活指導又は職業指導	80,511	82,344	健康福祉局 子ども家庭課
犯罪被害者支援 警察安全相談担当者及び心理職員の技能向上のための研修の開催	252	263	警察本部 警察安全相談課

⑤ 被害者が相談しやすい環境の整備及び社会復帰支援の充実

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
一日総合相談会への婦人相談員の派遣	—	—	健康福祉局 子ども家庭課
犯罪被害者支援の推進 1 犯罪被害者等への各種情報提供 ・犯罪被害者等への要望に基づく各種情報提供 ・相談窓口の周知のための広報等 2 捜査過程における二次的被害の防止・軽減措置 ・性犯罪被害初診料, 診断書料, 緊急避妊措置及び人工妊娠中絶費用等支給制度の活用 ・警察施設外相談室借上制度の活用 ・遺体搬送費用の支給 3 犯罪被害者等の安全確保 ・一時保護対策の徹底 ・緊急通報システムの効果的運用 4 犯罪被害者支援に関する各種研修等の実施 5 関係機関・団体との連携 ・犯罪被害者等早期援助団体である(社)広島被害者支援センターへの情報提供及び支援と連携 ・広島県被害者支援連絡協議会, 日本司法支援センター, 地方自治体被害者担当窓口との連携 6 県民への啓発活動の促進	9,517	11,758 (8,715 県 警記入分)	環境県民局 県民活動課 警察本部 警察安全相談課

⑥ 女性に対する暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりの推進

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
安全・安心なまちづくり推進事業 安全・安心なまちづくりセミナーの開催や大学での特別講義など, 子ども・女性の安全確保や自主防犯活動の促進	3,338	1,507	環境県民局 県民活動課
女性・子どもを守る施策の推進 ボランティア, 自治体等との連携による女性・子どもを守る施策の推進 ・女性・子どもに対する防犯指導 ・自主的防犯活動への支援 ・子ども緊急通報装置の運用 ・スーパー防犯灯の運用	5,396	5,473	警察本部 安全安心推進課

基本となる施策の方向

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

県の施策 (1) 国際交流・国際協力・平和貢献の推進

具体的施策

① 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
国際交流事業 国際理解を推進するため、県内の団体と外国の女性団体等との交流研究活動を実施する (財)広島県女性会議を支援	—	—	環境県民局 人権男女共同参画課

県の施策 (2) 情報の収集及び提供

具体的施策

① 国際社会における女性を取り巻く現状や男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報の収集・提供

事業名及び事業概要	H22 予算額	H23 予算額	担当機関
情報の提供 国や国際機関の取組等に関する情報を県内に幅広く提供	—	—	環境県民局 人権男女共同参画課

第 5 部

市 町 の 取 組

1 市町の男女共同参画の取組状況等

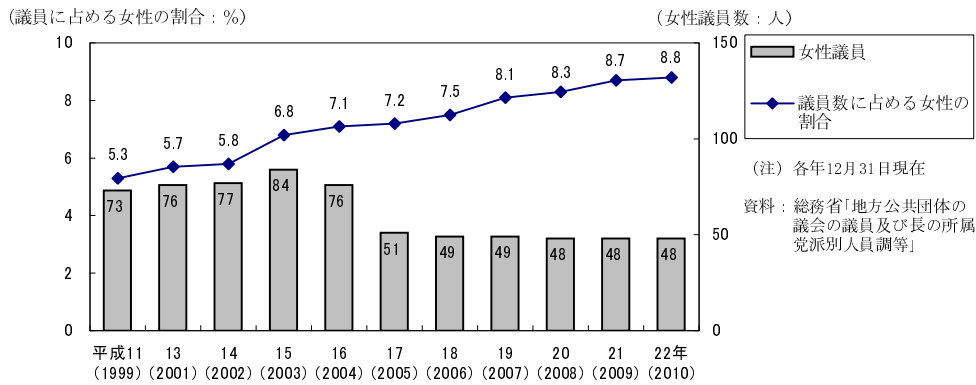
平成23（2011）年4月1日現在

市町名	窓口※1	庁内推進組織の設置	諮問機関の設置	条例制定状況		基本計画策定状況			
				条例名	施行年月日	計画名	策定年月	策定予定年月	
広島市	○	○	○	広島市男女共同参画推進条例	平成13(2001).9.28	第2次広島市男女共同参画基本計画	平成23(2011).3		
呉市	○	○	○	くれ男女共同参画推進条例	平成13(2001).12.21	くれ男女共同参画基本計画（第2次）	平成20(2008).3		
竹原市	○	○	○			たけはら21男女共同参画プラン	平成14(2002).3		
三原市	○	○	○	三原市男女共同参画推進条例	平成23(2011).10.1	三原市男女共同参画プラン	平成19(2007).3		
尾道市	○	○	○			尾道市男女共同参画プラン	平成17(2005).3		
福山市	○	○	○	福山市男女共同参画推進条例	平成14(2002).4.1	福山市男女共同参画基本計画（第2次）	平成20(2008).3		
府中市	○		○			府中市男女共同参画プラン	平成14(2002).3		
三次市	○	○	○	三次市男女共同参画推進条例	平成16(2004).4.1	三次市男女共同参画基本計画（第2次）	平成22(2010).3		
庄原市	○	○	○			庄原市男女共同参画プラン	平成19(2007).4		
大竹市	○					おおたけ男女共同参画プラン	平成11(1999).8		
東広島市	○	○	○			第2次東広島市男女共同参画推進計画	平成22(2010).6		
廿日市市	○	○	○			廿日市男女共同参画プラン	平成17(2005).3		
安芸高田市	○	○	○	安芸高田市男女共同参画推進条例	平成21(2009).4.1	安芸高田市男女共同参画プラン	平成18(2006).3		
江田島市	○					江田島市男女共同参画基本計画	平成19(2007).3		
安芸郡	府中町	○	○			府中町男女共同参画プラン	平成19(2007).3		
	海田町	○				海田町男女共同参画基本計画	平成20(2008).3		
	熊野町	○				熊野町男女共同参画プラン	平成20(2008).2		
	坂町	○						平成23(2011)年度中	
山県郡	安芸太田町	○							
	北広島町	○				北広島町男女共同参画プラン	平成20(2008).7		
豊田郡	大崎上島町	○							
世羅郡	世羅町	○				世羅町男女共同参画行動計画	平成22(2010).3		
神石郡	神石高原町	○		○		神石高原町男女共同参画推進基本計画	平成23(2011).3		
計（23市町）		23	12	14	6		20		1

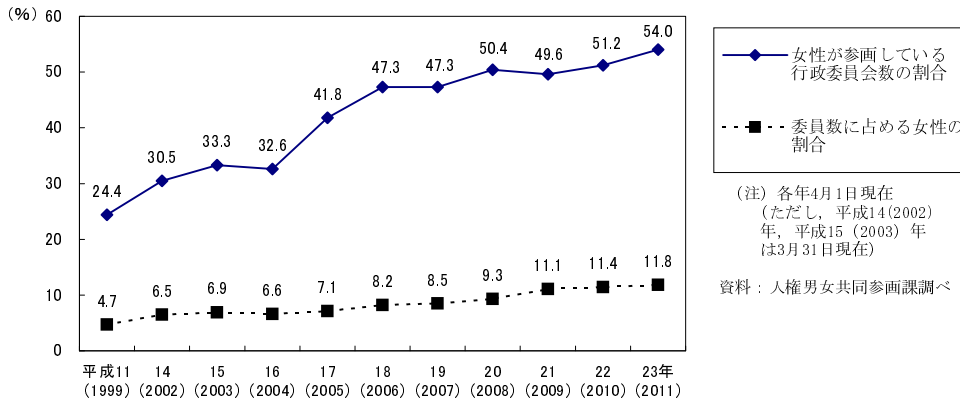
※1 窓口とは、男女共同参画に関する担当部署の設置根拠を条例等で明記しているものをいう。

2 市町における男女共同参画の状況の推移

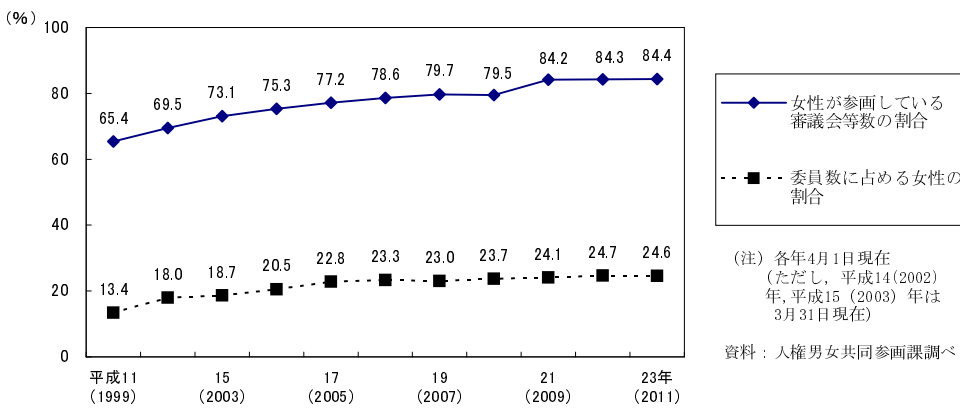
(1) 市町の議員の状況



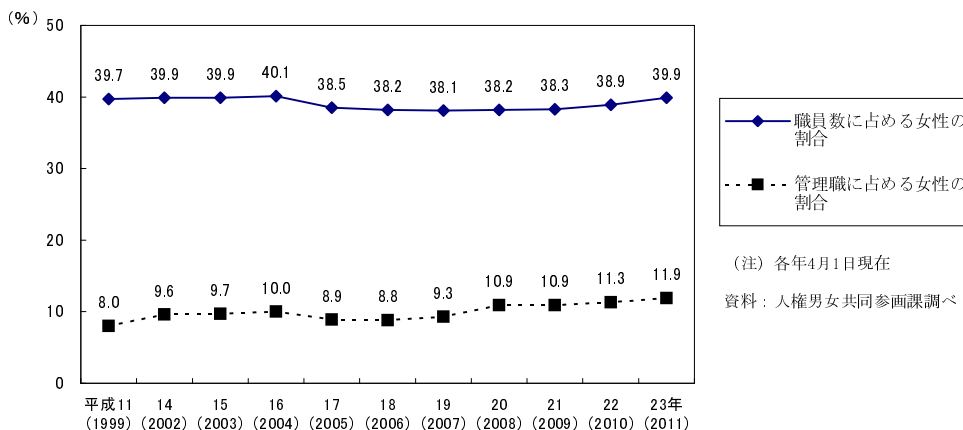
(2) 市町の行政委員会（地方自治法第180条の5）委員の状況



(3) 市町の審議会等委員の状況



(4) 市町の職員及び管理職（課長相当職以上）の状況



3 市町の議員の状況

平成22(2010)年12月31日現在

市 町 名	議員総数 (人)	女性議員数 (人)	男性議員数 (人)	女性割合 (%)
広島市	55	7	48	12.7
呉市	38	4	34	10.5
竹原市	13	2	11	15.4
三原市	32	3	29	9.4
尾道市	33	2	31	6.1
福山市	46	5	41	10.9
府中市	21	3	18	14.3
三次市	26	2	24	7.7
庄原市	25	0	25	0.0
大竹市	16	1	15	6.3
東広島市	32	3	29	9.4
廿日市市	29	5	24	17.2
安芸高田市	20	1	19	5.0
江田島市	20	0	20	0.0
市 計	406	38	368	9.4
府中町	18	4	14	22.2
海田町	16	2	14	12.5
熊野町	15	2	13	13.3
坂町	12	1	11	8.3
安芸太田町	16	1	15	6.3
北広島町	20	0	20	0.0
大崎上島町	14	0	14	0.0
世羅町	16	0	16	0.0
神石高原町	14	0	14	0.0
町 計	141	10	131	7.1
市 町 計	547	48	499	8.8

4 市町の審議会等委員の状況

(1) 行政委員会（地方自治法第180条の5）

平成23(2011)年4月1日現在

市 町 名	委員会数			委員数		
	総数	女性の 参画有	割合 (%)	総数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)
広島市	6	6	100.0	64	11	17.2
呉市	6	5	83.3	58	5	8.6
竹原市	6	3	50.0	31	4	12.9
三原市	6	2	33.3	59	5	8.5
尾道市	6	4	66.7	57	7	12.3
福山市	6	4	66.7	58	5	8.6
府中市	6	3	50.0	42	6	14.3
三次市	5	4	80.0	51	8	15.7
庄原市	6	3	50.0	63	8	12.7
大竹市	6	2	33.3	28	3	10.7
東広島市	6	4	66.7	64	8	12.5
廿日市市	6	4	66.7	41	6	14.6
安芸高田市	6	2	33.3	55	4	7.3
江田島市	6	4	66.7	39	5	12.8
市 計	83	50	60.2	710	85	12.0
府中町	4	3	75.0	14	5	35.7
海田町	4	2	50.0	14	3	21.4
熊野町	5	2	40.0	28	3	10.7
坂町	5	1	20.0	24	2	8.3
安芸太田町	5	2	40.0	34	4	11.8
北広島町	5	2	40.0	53	3	5.7
大崎上島町	5	0	0.0	30	0	0.0
世羅町	5	3	60.0	41	5	12.2
神石高原町	5	3	60.0	42	7	16.7
町 計	43	18	41.9	280	32	11.4
市 町 計	126	68	54.0	990	117	11.8

(2) 附属機関及びその他法律・条例により設置された 審議会、委員会等

平成23(2011)年4月1日現在

市 町 名	審議会等数			委員数			
	総数	女性の 参画有	割合 (%)	総数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)	
市 町	広島市	49	48	98.0	1,005	306	30.4
	呉市	41	34	82.9	712	164	23.0
	竹原市	21	17	81.0	277	62	22.4
	三原市	33	29	87.9	522	112	21.5
	尾道市	35	27	77.1	559	136	24.3
	福山市	51	45	88.2	1011	234	23.1
	府中市	32	26	81.3	463	107	23.1
	三次市	24	21	87.5	403	110	27.3
	庄原市	34	28	82.4	468	120	25.6
	大竹市	23	15	65.2	256	37	14.5
	東広島市	38	36	94.7	611	158	25.9
	廿日市市	25	24	96.0	429	89	20.7
	安芸高田市	19	16	84.2	441	144	32.7
	江田島市	33	30	90.9	488	102	20.9
	市 計	458	396	86.5	7,645	1,881	24.6
	府中町	27	23	85.2	319	102	32.0
	海田町	16	12	75.0	157	28	17.8
	熊野町	9	7	77.8	97	23	23.7
	坂町	21	13	61.9	283	67	23.7
	安芸太田町	11	11	100.0	144	37	25.7
北広島町	13	12	92.3	221	65	29.4	
大崎上島町	16	12	75.0	177	47	26.6	
世羅町	26	19	73.1	329	72	21.9	
神石高原町	10	7	70.0	123	16	13.0	
町 計	149	116	77.9	1,850	457	24.7	
市 町 計	607	512	84.3	9,495	2,338	24.6	
広 域 (注)	三原市	1	1	100.0	6	1	16.7
	広 域 計	1	1	100.0	6	1	16.7
合 計	608	513	84.4	9,501	2,339	24.6	

(注) 広域：複数の市町を含む広域の審議会については、当該審議会の事務局が所在する市において全委員分をまとめています。

5 市町の職員及び管理職（課長相当職以上）の状況

平成23(2011)年4月1日現在

市 町 名	職員数				管理職				管理職の比率(%)		
	総数(人) (a)	女性(人) (b)	男性(人) (c)	女性割合 (%) (%)	総数(人) (d)	女性(人) (e)	男性(人) (f)	女性割合 (%) (%)	総数 (d/a)	女性 (e/b)	男性 (f/c)
広島市	10,917	4,270	6,647	39.1	843	85	758	10.1	7.7	2.0	11.4
呉市	2,191	603	1,588	27.5	235	5	230	2.1	10.7	0.8	14.5
竹原市	270	117	153	43.3	30	2	28	6.7	11.1	1.7	18.3
三原市	943	290	653	30.8	85	18	67	21.2	9.0	6.2	10.3
尾道市	2,327	1,136	1,191	48.8	147	18	129	12.2	6.3	1.6	10.8
福山市	4,003	1,885	2,118	47.1	296	23	273	7.8	7.4	1.2	12.9
府中市	579	285	294	49.2	57	16	41	28.1	9.8	5.6	13.9
三次市	991	506	485	51.1	71	9	62	12.7	7.2	1.8	12.8
庄原市	623	231	392	37.1	65	8	57	12.3	10.4	3.5	14.5
大竹市	305	88	217	28.9	54	8	46	14.8	17.7	9.1	21.2
東広島市	1,595	585	1,010	36.7	187	41	146	21.9	11.7	7.0	14.5
廿日市市	1,072	397	675	37.0	114	26	88	22.8	10.6	6.5	13.0
安芸高田市	430	134	296	31.2	56	2	54	3.6	13.0	1.5	18.2
江田島市	424	148	276	34.9	52	4	48	7.7	12.3	2.7	17.4
市 計	26,670	10,675	15,995	40.0	2,292	265	2,027	11.6	8.6	2.5	12.7
府中町	355	102	253	28.7	39	2	37	5.1	11.0	2.0	14.6
海田町	194	90	104	46.4	41	10	31	24.4	21.1	11.1	29.8
熊野町	167	60	107	35.9	34	4	30	11.8	20.4	6.7	28.0
坂町	103	28	75	27.2	23	4	19	17.4	22.3	14.3	25.3
安芸太田町	284	167	117	58.8	42	6	36	14.3	14.8	3.6	30.8
北広島町	405	128	277	31.6	48	6	42	12.5	11.9	4.7	15.2
大崎上島町	113	40	73	35.4	15	2	13	13.3	13.3	5.0	17.8
世羅町	224	93	131	41.5	28	5	23	17.9	12.5	5.4	17.6
神石高原町	180	69	111	38.3	26	3	23	11.5	14.4	4.3	20.7
町 計	2,025	777	1,248	38.4	296	42	254	14.2	14.6	5.4	20.4
市 町 計	28,695	11,452	17,243	39.9	2,588	307	2,281	11.9	9.0	2.7	13.2

6 市町の男女共同参画行政担当窓口

平成23(2011)年4月1日現在

市町名	部署	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号	
広島市	市民局人権啓発部 男女共同参画課	730-8586	広島市中区国泰寺町1丁目6-34	082-504-2108	082-504-2609	
呉市	市民部人権センター	737-0051	呉市中央5丁目12-21	0823-25-3476	0823-26-6267	
竹原市	市民生活部人権推進室 人権対策係	725-0026	竹原市中央5丁目5-17	0846-22-7736	0846-22-7736	
三原市	教育委員会青少年女性課 青少年女性係	723-0014	三原市城町1丁目2-1	0848-64-9234	0848-67-5912	
尾道市	市民生活部人権推進課 人権推進係	722-0041	尾道市防地町26-24 尾道市人権文化センター内	0848-37-2631	0848-37-6631	
福山市	市民局まちづくり推進部 男女共同参画センター	720-0067	福山市西町1丁目1-1 福山ロツツ内	084-991-5011	084-991-5013	
府中市	総務部総務課人権推進係	726-8601	府中市府川町315	0847-43-7212	0847-46-3450	
三次市	地域振興部地域振興課 ひとつづくり係	728-0013	三次市十日市東3丁目14-2	0824-64-2832	0824-64-2832	
庄原市	女性児童課男女共同参画係	727-8501	庄原市中本町1丁目10-1	0824-73-1243	0824-75-0195	
大竹市	総務企画部企画財政課 人権推進係	739-0692	大竹市小方1丁目11-1	0827-59-2145	0827-57-7130	
東広島市	生活環境部人権推進課 男女共同参画係	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-420-0927	082-423-0270	
廿日市市	自治振興部人権・男女共同推進課 啓発・推進係	738-8501	廿日市市下平良1丁目11-1	0829-30-9136	0829-32-1059	
安芸高田市	市民部人権多文化共生推進室 人権多文化共生推進係	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791	0826-42-5630	0826-47-1206	
江田島市	市民生活部市民生活課 人権推進室	737-2392	江田島市能美町中町4859-9	0823-40-2764	0823-40-2774	
安芸郡	府中町	生活環境部町民生活課 人権推進室	735-8686	安芸郡府中町大通3丁目5-1	082-286-3165	082-286-4022
	海田町	福祉保健部福祉課社会福祉係	736-8601	〃 海田町上市14-18	082-823-9207	082-823-9627
	熊野町	教育委員会教育部生涯学習課 文化グループ	731-4292	〃 熊野町中溝1丁目1-1	082-820-5621	082-855-1110
	坂町	民生部民生課生活係	731-4393	〃 坂町平成ヶ浜1丁目1-1	082-820-1505	082-820-1521
山県郡	安芸太田町	住民生活課	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1	0826-28-1960	0826-28-1622
	北広島町	町民課人権センター	731-1533	〃 北広島町有田495-1	0826-72-5020	0826-72-5020
豊田郡	大崎上島町	住民課人権福祉係	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625-1	0846-65-3113	0846-65-3198
世羅郡	世羅町	企画課自治振興係	722-1192	世羅郡世羅町大字西上原123-1	0847-22-3206	0847-22-2768
神石郡	神石高原町	まちづくり推進課 まちづくり推進係	720-1522	神石郡神石高原町小島2025	0847-89-3332	0847-85-3394

資 料 編

1 広島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日公布

広島県条例第42号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第7条—第13条）

第3章 広島県男女共同参画審議会（第14条・第15条）

附則

少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が緊要な課題である。

このため、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正するなど、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取組が求められている。特に、私たちの広島県は、高次に集積した都市機能を持つ地域が存在する一方で、多くの農山漁村地域を有しており、このような取組に当たっては、多様な地域性に配慮した施策を展開する必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、平和で豊かな広島県を次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における主体的な活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女が相互に協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、男女間における暴力的行為、性的な言動による精神的苦痛を与える行為その他の行為により男女の個人としての尊厳その他の男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、広島県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 県は、施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民等の理解を深めるための措置)

第9条 県は、県民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、必要な啓発活動及び広報活動に努めるものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第10条 知事は、男女共同参画に関し苦情又は相談を受けたときは、必要な助言を行うなど適切に対応するものとする。

(調査研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第13条 県は、市町、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進への取組を支援するため、必要な情報の提供、相談、助言その他の協力をを行うように努めるものとする。

第3章 広島県男女共同参画審議会

(広島県男女共同参画審議会)

第14条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、附属機関として広島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一 基本計画に関し、第7条第3項に規定する事項

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年7月6日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 広島県男女共同参画審議会

○ 広島県男女共同参画審議会規則 (平成14年3月18日広島県規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、広島県男女共同参画推進条例(平成13年広島県条例第42号。以下「条例」という。)第15条第7項の規定に基づき、広島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、会長がその議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第5条 審議会は、その所掌事務に関し、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境県民局総務管理部人権男女共同参画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

広島県男女共同参画審議会委員 (平成23(2011)年3月現在, 50音順)

	名 前	所 属・役 職
会 長	岡田 鈴子	広島県生活研究グループ連絡協議会 会長
	川瀬 啓子	安田女子大学 教授
	繁政 秀子	広島県の男女共同参画をすすめる会 会長
	島田 祐里	連合広島 女性委員会事務局長
	武井 晶代	ひろしま女性大学修了生
	土屋 洋三	ふれあいセンターながの村 村長
会 長 代 行	寺本 佳代	弁護士
	中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
	野原 建一	広島県立大学 名誉教授
	松尾 祐介	東広島市 生活環境部長

3 広島県男女共同参画基本計画（第3次）（施策の体系）

【具体的施策の推進期間：平成23（2011）～27（2015）年度】

基本的な視点

* 基本となる施策の方向

(*) 県の施策

・ 具体的施策

環境づくり

1 働く場における男女共同参画の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

- ・ 国・県・市町の連携により、労使を始め社会全体に、労働基準法、男女雇用機会均等法等の法令や働きやすい職場づくりに関する周知徹底及び男女が共に個性と能力を発揮しながら働くことができる職場環境の整備促進
- ・ 男女雇用機会均等法等の周知及び積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進に向けた啓発
- ・ 自ら問題意識を持って、その人が持つ個性と能力をさらに職場で輝かせたいと思う女性の挑戦の支援
- ・ 県における平等取扱いと成績主義の原則に基づく女性の管理職への積極的な登用の推進

(2) 仕事と家庭が両立できる環境の整備

- ・ 育児・介護休業法等の周知及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の促進
- ・ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた環境の整備を推進するための啓発
特に、働き方の見直しに向けた事業主及び管理職に対する多様な働き方の導入や働きやすい職場環境の整備に関する啓発
- ・ 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援・介護サービス等の充実

(3) 多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備

- ・ パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知によるパートタイム労働者や派遣労働者等の適正な処遇、労働条件の確保の推進
- ・ 多様な就業ニーズに対応するための就業支援情報の充実
- ・ 育児、介護等による離職者の再就職に向けた支援の充実
- ・ 働きやすい雇用環境づくりに向けた雇用労働や子育て支援に関する情報提供の充実

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

- ・ 方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発
- ・ 男女が対等なパートナーとして互いに協力して経営等に参画するため、市町や関係団体の取組の支援

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

- ・ 技術・経営管理能力の向上を図るための取組の支援
- ・ 経営相談等のニーズに適切に対応するための指導・相談体制の充実
- ・ 低利融資制度の運用による起業や経営活動の支援
- ・ 集落法人において農業経営の多角化・複合化等の「6次産業化」を行うことによる経済的自立の促進
- ・ 市町や農林漁業関係団体が整備する農林水産業施設のユニバーサルデザイン化に向けた働きかけ

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

- ・ 様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するための啓発
- ・ 県の行政委員会及び審議会等委員への女性の積極的登用
- ・ 市町の行政委員会及び審議会等委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画促進に向けた働きかけ
- ・ 政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

- ・ 地域づくりを担うボランティア、NPO、住民自治組織等の活動推進のための情報提供や相談支援体制の充実
- ・ 男女の地域づくりへの参画を促進するための積極的な情報提供
- ・ 地域における方針決定過程への女性の参画を促進するための啓発

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(1) 県の推進体制の充実等

- ・ 各部局の連携による男女共同参画社会の実現に向けた積極的かつ総合的な施策の推進
- ・ 施策の推進に当たっての目標値の設定及びその検証
- ・ 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の実施

(2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化

- ・ 男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設としての各種事業の充実及び新たなニーズに対応した先駆的事业の実施
- ・ NPO、大学、企業等と連携・協働した男女共同参画の取組の推進
- ・ 県内市町男女共同参画センターと連携した取組の推進及び県立センターとしてのコーディネート機能の充実強化

(3) 市町等との連携強化・取組支援

- ・ 先進的取組事例の提供などによる市町の取組に対する積極的な支援
- ・ NGO、NPO、ボランティアへの活動交流場所の提供とこれらの団体と連携・協働した男女共同参画社会実現に向けた取組の推進

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

- 多様な機会や情報手段による男女共同参画に関する理解を深めるための広報・啓発
特に、男性や若い世代の理解を深める広報・啓発

(2) メディアにおける男女共同参画の推進

- 人権に対する配慮を欠く取扱いの防止に向けた、インターネット等を含む各種メディアの自主的な取組に係る啓発
- 情報を主体的に収集、判断、発信等できる能力の必要性に関する啓発及び学校における情報教育の充実
- 県における男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物等の発行

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育の充実

- 男女共同参画について理解し、だれもがお互いの個性や意思を尊重するための子どもの発達段階に応じた教育の充実
- 小・中・高等学校等におけるキャリア教育の充実

(2) 生涯を通じた学習機会の提供

- 男女共同参画に関する理解を深めるための生涯にわたる多様な学習機会の提供
- 男女が様々な分野での活動に主体的に参画できるような学習の機会の提供
- 男女共同参画に関する学習情報の提供や学習相談への対応等の学習支援体制の整備

(3) 研修の充実・支援

- 県職員の男女共同参画に関する理解を深めるための管理職、一般職等職務に応じた研修の実施
- 市町職員の男女共同参画に関する理解を深めるための市町と連携した研修の機会の提供
- 男女共同参画に関する理解を深めるための事業主に対する研修や企業が実施する研修の支援

3 家庭における男女共同参画の推進

(1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実

- 家族が互いに尊重し協力し合い、家族の一員として家事や育児、介護などの責任を果たすための多様な啓発
- 男性の家事や育児、介護などへの参画を支援するための学習機会の提供、具体的なモデルや成果の啓発

(2) 家庭教育・子育て支援の充実

- 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援
- 子どもと家庭に関する相談支援体制の充実
- 多様な主体の協働による子育て支援の促進やニーズに応じた子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策の計画に基づく市町の取組の促進などの子育て支援体制の充実

1 生涯を通じた健康と自立の支援

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

- 思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期等各ステージにおける性別に対応できる医療及び健康づくり対策の実施
- 女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができる母性保護と母性健康管理対策の推進
- HIV/エイズ、性感染症、薬物乱用などの実態を踏まえた対策の推進
- 不妊相談等支援体制、周産期医療体制及び小児医療体制の充実

(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

- 高齢者が知識や経験を生かし、生きがいをもって社会参画ができるための情報提供や普及啓発、人材養成の実施
- 高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備及び障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるための支援
- ひとり親家庭の状況に応じた就業等支援体制や経済的支援の充実
- 求職者の就業に向けた支援の充実
- 外国籍県民が言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決するための情報提供や相談支援体制の充実
- 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- 多様で幅広い消防団の活動促進のための女性消防団員の確保に向けた広報・啓発の実施

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進

- DV防止法の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発
- 専門相談員の育成、市町相談窓口の拡充、設置場所の情報提供等被害者が安心して相談することができる相談支援体制の充実
- 被害者の保護・自立支援体制の充実と関係機関の連携強化
- 民間シェルターへの一時保護委託など民間団体との提携による被害者の支援

(2) セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進

- 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進及び学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発
- ストーカー行為に対する取締強化及び防止に向けた啓発
- 性犯罪、売買春に対する取締強化及び防止に向けた啓発。特に児童買春、児童ポルノの撲滅に向けた取組の推進
- 女性に対するあらゆる暴力にかかわる相談体制・一時保護体制の整備及び専門相談員の育成
- 被害者が相談しやすい環境の整備及び社会復帰支援の充実
- 女性に対する暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりの推進

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

(1) 国際交流・国際協力・平和貢献の推進

- 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備

(2) 情報の収集及び提供

- 国際社会における女性を取り巻く現状や男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報の収集・提供

4 広島県男女共同参画施策推進協議会設置要綱

(目的)

第1 男女共同参画社会実現に向けて、広範な施策を、総合的かつ積極的に推進することを目的として、広島県男女共同参画施策推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広島県男女共同参画基本計画の積極的な推進に関する事。
- (2) 男女共同参画施策に係る総合的な調査、研究、企画立案等に関する事。
- (3) 県行政全般について男女共同参画の視点を反映させるための取組の推進に関する事。
- (4) その他男女共同参画推進に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3 協議会は、会長、副会長及び委員で構成するものとし、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 会長は、必要があると認めるときは、所掌事務に係る課長を委員として協議会の構成員に追加することができる。

(会議)

第4 会議は、会長が招集し、主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキング・グループの設置)

第5 会長は、この協議会の運営に必要があると認めるときは、ワーキング・グループを置くことができる。

(事務局)

第6 協議会に関する事務は、環境県民局人権男女共同参画課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 広島県男女共同参画推進本部設置要綱（平成10年10月1日制定）は、廃止する。

別 表

広島県男女共同参画推進協議会の構成員

会長	環境県民局県民生活部長
副会長	環境県民局人権男女共同参画課長
委員	<p>会計管理部会計総務課長</p> <p>危機管理監危機管理課長</p> <p>総務局総務課長</p> <p>地域政策局地域政策課長</p> <p>環境県民局環境県民総務課長</p> <p>健康福祉局健康福祉総務課長</p> <p>商工労働局商工労働総務課長</p> <p>農林水産局農林水産総務課長</p> <p>土木局土木総務課長</p> <p>企業局企業総務課長</p> <p>病院事業局県立病院課長</p> <p>議会事務局総務課長</p> <p>教育委員会事務局管理部総務課長</p> <p>警察本部総務部総務課長</p> <p>監査委員事務局合同総務課長</p> <p>人事委員会事務局合同総務課長</p> <p>労働委員会事務局合同総務課長</p>

5 男女共同参画に関する相談機関・関係機関一覧

○男女共同参画全般に関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
広島県人権男女共同参画課 (男女共同参画推進グループ)	男女共同参画全般	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2746
エソール広島 (広島県女性総合センター)		〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	082-247-1120 (一般相談専用)

○男女間の暴力、性犯罪に関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
西部子ども家庭センター	女性に関する様々な問題、 配偶者からの暴力に関する 相談	〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目1-26	082-254-0391 (女性・DV相談専用)
東部子ども家庭センター		〒720-0838 福山市瀬戸町山北291-1	084-951-2372 (女性・DV相談専用)
北部子ども家庭センター		〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	0824-63-5181 (内2313) (女性・DV相談専用)
エソール広島 (広島県女性総合センター)	デートDVに関する相談	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	082-247-1120 (第1・3土曜 日13:00~16:00)
広島労働局雇用均等室	職場におけるセクシュアル・ ハラスメントに関する 相談等	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9247
警察 性犯罪相談110番	性犯罪に関する相談	〒730-8507 広島市中区基町9-42	0120-72-0110
警察安全相談電話	犯罪・防犯など警察で対応 できる問題についての相談	〒730-8507 広島市中区基町9-42	082-228-9110 プッシュ電話では、#9110
		広島県内各警察署	最寄りの警察署

○雇用労働に関すること

広島県ホームページの「わーくわくネットひろしま」で詳細な情報を提供しています。

パソコン版 <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>
 携帯電話版 <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/k/>

機 関	相談内容	所在地	電話番号
広島県労働相談コーナーひろしま	労働相談	〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁東館 3階	0120-570-207(フリーダイヤル) (広島)
広島県労働相談コーナーふくやま		〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1 福山庁舎第2庁舎 1階	0120-570-237(フリーダイヤル) (福山)
ひろしましごと館	全世代を対象とした就業、 社会貢献活動等に関する幅 広い支援	〒730-0013 広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル 総合受付：4階 ひろしま ジョブプラザ	082-224-0121
		〒720-0065 福山市東桜町1-41 エム・シー福山ビル7階 ひろしましごと館福山サテラ イト ふくやま求職者総合支援セン ター	084-932-6988

機 関	相談内容	所在地	電話番号
両立支援企業応援コーナー	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施についての相談等	〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁東館3階	082-513-3419
財団法人広島県女性会議 在宅ワーク支援センター	育児・介護等の事情により外で働くことが困難な人や多様な働き方を希望する人への在宅ワークに関する相談・斡旋、情報提供、技術指導等	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6 エソール広島2階	082-242-5261
マザーズハローワーク広島	子育てしながら就職を希望する人に対する就職支援	〒730-8513 広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル4階	082-221-8609
広島県母子家庭等就業・自立支援センター 財団法人広島県母子寡婦福祉連合会 無料職業紹介所	母子家庭の母等に対する就業支援	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6 エソール広島2階	082-249-7149
エソール広島 (広島県女性総合センター)	女性のためのチャレンジ相談	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	082-245-1718 (女性のためのチャレンジ相談専用)

○学習に関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
エソール広島 (広島県女性総合センター)	「エソールひろしま大学」の開講、学習会の企画立案及び講師紹介	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	082-242-5262
県立生涯学習センター	生涯学習・社会教育に関連した様々な学習機会、企画・運営、講師・指導者紹介等	〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47	082-248-8848

6 広島県女性総合センター「エソール広島」の概要

(1) 設置目的

広島県女性総合センター「エソール広島」は、広島県の女性の自立と社会参画を促進するための拠点施設として、平成元（1989）年に設置されたものです。

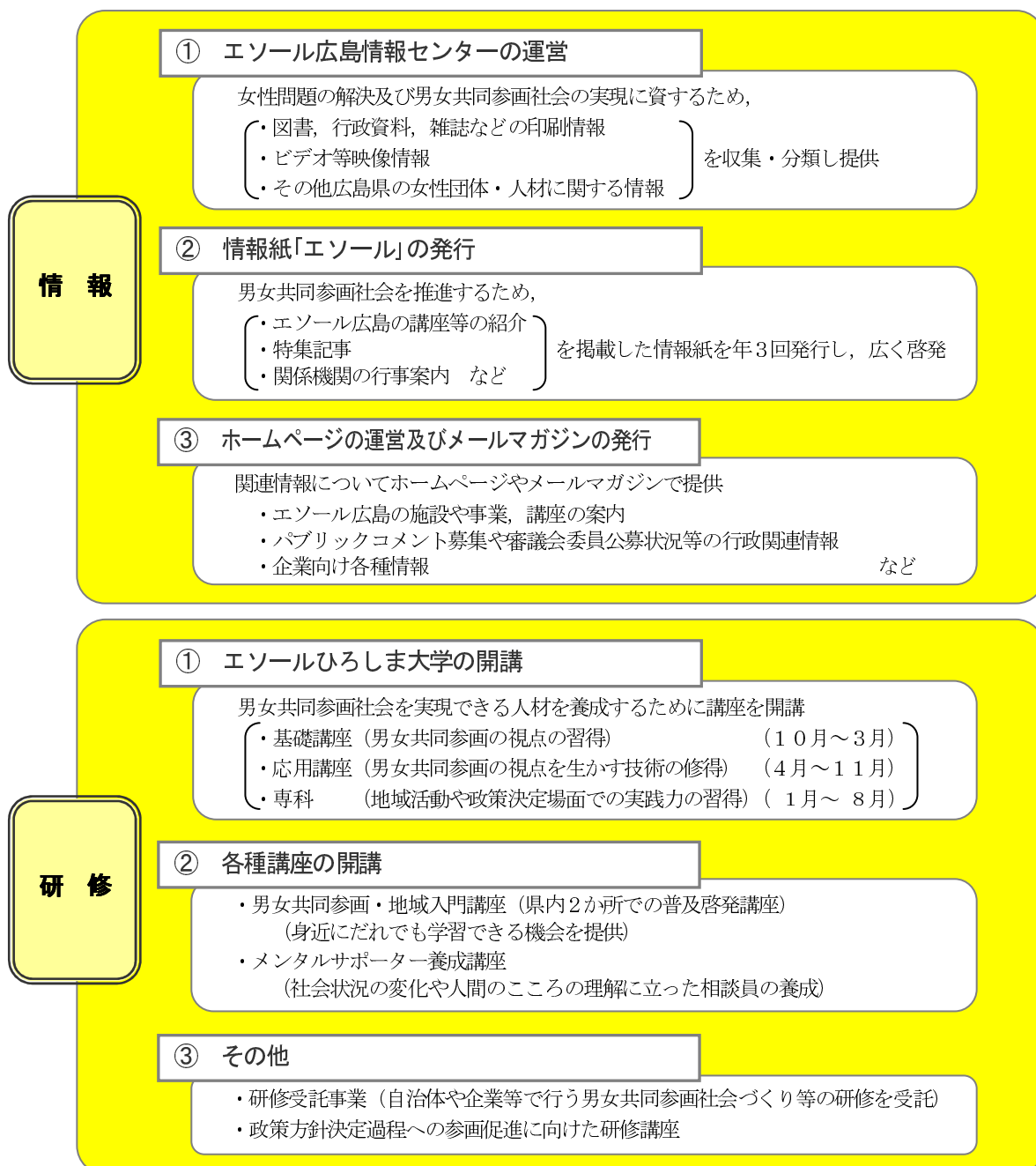
「エソール」とは、フランス語で「飛躍・発展」を意味します。

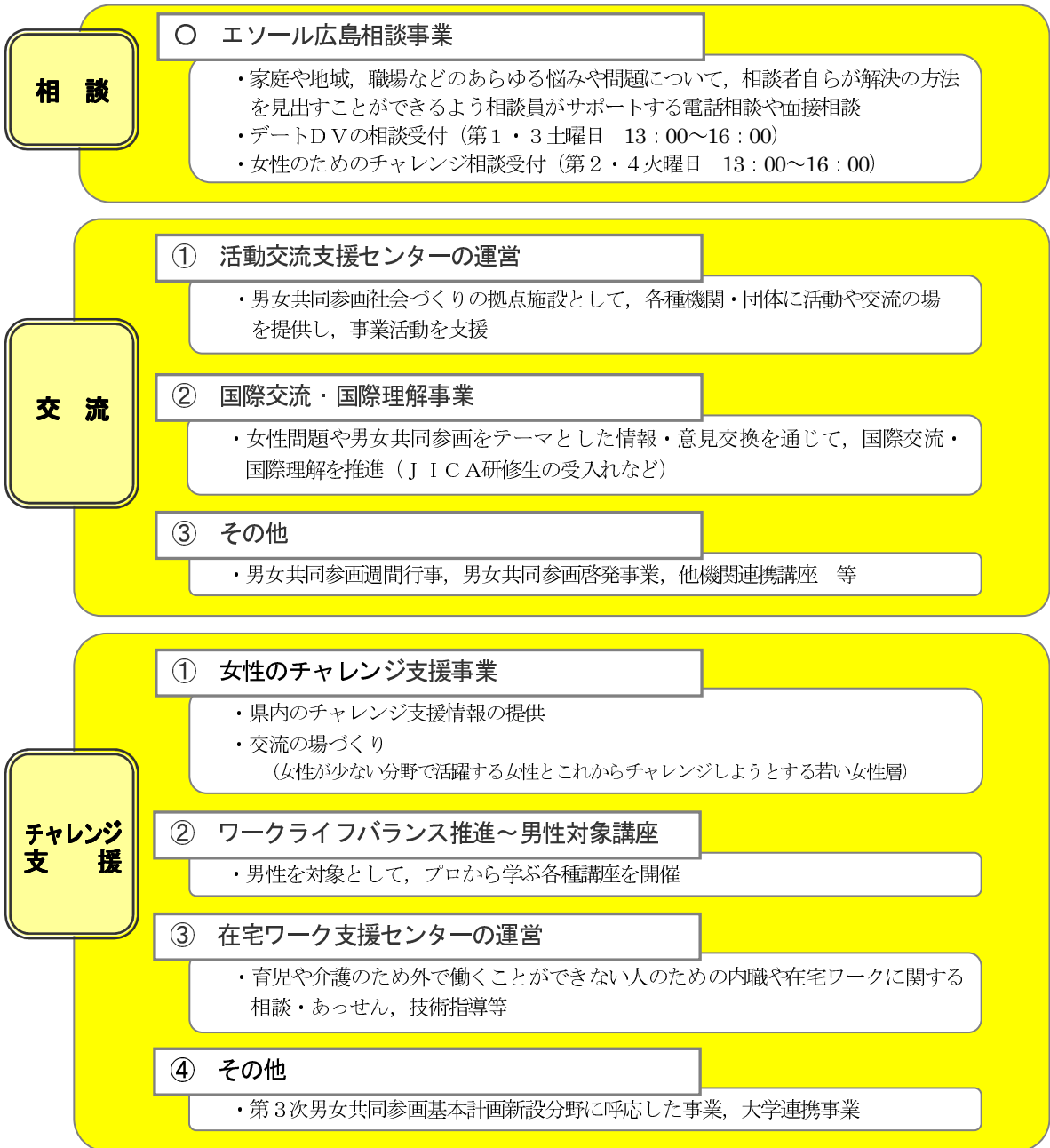
(2) 管理運営

財団法人広島県女性会議

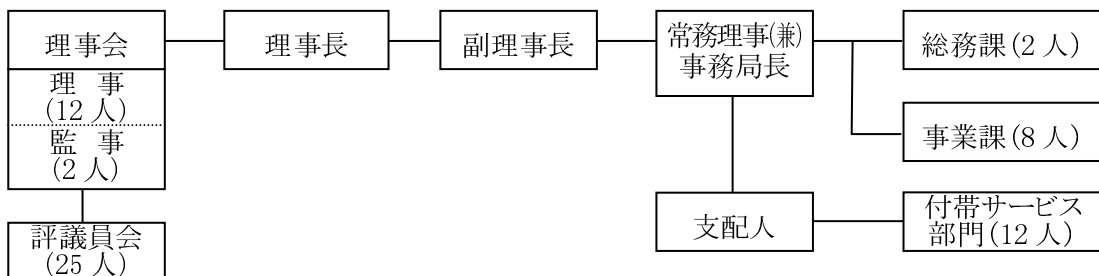
(3) 財団法人広島県女性会議の事業内容

男女共同参画社会の実現をめざして、「情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援」の5部門を柱とする事業を行うほか、宿泊、貸会議室等の付帯サービス事業を実施しています。





4) 財団法人広島県女性会議の組織等



財団法人広島県女性会議

〒730-0043 広島市中区富士見町11-6

電話 (082) 242-5262

ファクシミリ (082) 240-5441

URL <http://www.essor.or.jp>

メールアドレス essor@essor.or.jp

7 男女共同参画に関する国内外の動き

	国際機関等	国	広島県
昭和50年 (1975)	6月・国際婦人年世界会議開催(マシ ンコシティ) 7月・「世界行動計画」採択	9月・総理府に「婦人問題企画推進本部」,「婦 人問題担当室」設置	
昭和52年 (1977)		1月・「国内行動計画」策定	4月・女性行政の窓口を青少年婦人対策室に設 置 5月・「婦人問題行政連絡協議会」設置
昭和54年 (1979)	12月・「女子差別撤廃条約」採択(第34 回国連総会)		4月・青少年婦人対策室を青少年婦人課に組織 改正 7月・「広島県婦人対策推進会議」設置
昭和55年 (1980)	7月・「国連婦人の十年」中間年世界会 議開催(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プ ログラム」採択	7月・「女子差別撤廃条約」署名	4月・推進会議「広島県の婦人の地位向上と社 会参加をすすめるための提言」提出
昭和56年 (1981)	9月・「女子差別撤廃条約」発効	5月・「国内行動計画後期重点目標」策定	
昭和57年 (1982)			3月・広島県新長期総合計画に「婦人の地位向 上と社会参加の促進」の項目設定
昭和60年 (1985)	7月・「国連婦人の十年」最終年世界会 議開催(ナイロビ) ・「(西暦2000年に向けての)婦人 の地位向上のためのナイロビ将来 戦略」採択	1月・「国籍法」改正 6月・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 7月・「労働者派遣法」公布	
昭和61年 (1986)		4月・「男女雇用機会均等法」施行 7月・「労働者派遣法」施行	3月・広島県発展計画に「婦人対策の推進」の 項目設定 ・婦人総合センター基本構想発表 6月・「広島県婦人対策推進懇話会」設置
昭和62年 (1987)		5月・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」 策定	
昭和63年 (1988)			2月・懇話会「婦人対策の推進のために～男女 共同参加型社会システムへの転換～」提出 8月・「広島県女性プラン」策定 ・「財団法人広島県女性会議」設立
平成元年 (1989)			4月・「広島県婦人総合センター」エソール広島」 開館
平成2年 (1990)	5月・国連経済社会理事会「婦人の地 位向上のためのナイロビ将来戦略 に関する第1回見直しと評価に伴う 勧告及び結論」採択		
平成3年 (1991)		5月・「西暦2000年に向けての新国内行動計画 (第一次改定)」策定 ・「育児休業法」公布	4月・青少年婦人課を青少年女性課に組織改正 8月・「広島県女性対策推進懇話会」設置
平成4年 (1992)		4月・「育児休業法」施行	3月・懇話会「男女共同参画型社会の構築を目 指して」提言 9月・「広島県女性プラン(第一次改定)」策定
平成5年 (1993)		6月・「パートタイム労働法」公布 (12月施行)	
平成6年 (1994)		6月・総理府に「男女共同参画室」設置 7月・「男女共同参画推進本部」設置	1月・「広島県婦人総合センター」を「広島県女 性総合センター」に名称変更
平成7年 (1995)	9月・第4回世界女性会議及びNGO フォーラム開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	6月・「育児休業法」の改正,「育児・介護休業 法」公布	

	国際機関等	国	広島県
平成8年 (1996)		12月・「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9年 (1997)		6月・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「育児・介護休業法」の改正	
平成10年 (1998)			1月・懇話会「21世紀への男女共同参画社会づくりのために」提言 3月・「広島県男女共同参画プラン」策定 10月・「広島県男女共同参画推進本部」設置
平成11年 (1999)		4月・「(改正)男女雇用機会均等法」施行 ・「(改正)育児・介護休業法」施行 6月・「男女共同参画社会基本法」公布, 施行	10月・「広島県男女共同参画懇話会」設置
平成12年 (2000)	6月・女性2000年会議開催(ニューヨーク) ・「政治宣言」, 「成果文書」採択	5月・「ストーカー規制法」公布 (11月施行) 12月「男女共同参画基本計画」策定	
平成13年 (2001)		1月・中央省庁再編により, 内閣府に「男女共同参画局」設置 ・「男女共同参画会議」設置 4月・「DV防止法」公布 (10月施行) 11月・「育児・介護休業法」の改正, 一部施行 (育児休業の取得等を理由とする不利益取扱い禁止等)	4月・青少年女性課を男女共同参画推進室に組織改正 8月・懇話会「男女共同参画に関する条例制定に向けての基本的な考え方について」提言 12月・「広島県男女共同参画推進条例」公布
平成14年 (2002)		4月・「(改正)育児・介護休業法」全面施行	4月・「広島県男女共同参画推進条例」施行 6月・「広島県男女共同参画審議会」設置 ・審議会に「広島県の男女共同参画の推進に関する基本的な計画に盛り込むべき事項」諮問 11月・審議会答申
平成15年 (2003)		7月・「次世代育成支援対策推進法」公布, 施行 ・「少子化社会対策基本法」公布	2月・「広島県男女共同参画基本計画」策定
平成16年 (2004)		6月・「DV防止法」の改正 12月・「(改正)DV防止法」施行 ・「育児・介護休業法」の改正	
平成17年 (2005)	2～3月 ・北京+10(第49回国連婦人の地位委員会)開催 ・宣言文採択	4月・「(改正)育児・介護休業法」施行 12月・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	6月・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込むべき事項」諮問 12月・審議会答申
平成18年 (2006)		6月・「男女雇用機会均等法」の改正	3月・「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」策定 4月・男女共同参画推進室を人権・男女共同参画室に組織改正 6月・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
平成19年 (2007)		4月・「(改正)男女雇用機会均等法」施行 6月・「パートタイム労働法」の改正 12月・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 7月・「DV防止法」の改正	
平成20年 (2008)		1月・「(改正)DV防止法」施行 4月・「(改正)パートタイム労働法」施行 12月・「次世代育成支援対策推進法」の改正	4月・人権・男女共同参画室を人権男女共同参画課に組織改正
平成21年 (2009)		7月・「育児・介護休業法」の改正	
平成22年 (2010)	3月・北京+15(第54回国連婦人の地位委員会)開催 ・宣言文採択	12月・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	6月・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込むべき事項」諮問 12月・審議会答申
平成23年 (2011)			3月・「広島県男女共同参画基本計画(第3次)」策定

平成 23(2011)年版
広島県の男女共同参画に関する年次報告

平成 23 (2011) 年 7 月発行

編集・発行 広島県環境県民局人権男女共同参画課

〒730-8511 (住所省略可) 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-2746 (ダイヤル)

電子メール kanjindanjo@pref.hiroshima.lg.jp

広島県ホームページ (男女共同参画)

→<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/category/100000000040/index.html>